

平成17～18年度科学研究費補助金  
基盤研究(C)研究成果報告書  
(研究課題番号17530602)

# 市町村合併に伴う自治体行財政構造の変容と 学校教育体制の再編に関する研究

平成19年3月

研究代表者 屋敷和佳

(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官)

## はじめに

本報告書は、平成17～18年度の科学研究費補助金（基盤研究（C））による研究成果をとりまとめたものである。

明治、昭和の市町村大合併に続く今次の市町村合併推進政策は、地方教育行政の在り方についての見直しを迫るものであるが、とりわけ小規模市町村への影響は大きい。確かに全国には、他の市町村の追随を許さない特色ある教育政策・事業を展開する小規模自治体はあるが、一般的には、財政力や政策企画立案機能に乏しい存在として捉えられている。少子化・高齢化が進み、他方で地方交付税交付金の削減が始まっている現在、市町村合併なしには将来が危ぶまれる市町村は少なくない。また、学校教育においても学校統合をはじめ、大きな改善・改革が必要となっている。

このような中、市町村合併が学校教育にどのような影響を与えるかを実証的に検証することは、政策評価が求められる今日においては重要な課題である。さらに、市町村合併は、従来の各市町村が行ってきた事業を再検討する絶好の機会でもある。

本研究は、市町村合併に伴う学校教育環境や条件整備の変化を、その基盤となる教育行財政、学校教育の組織・運営などの再編状況との関連で明らかにし、市町村合併に伴う教育行政課題についての基礎資料を得ることを目的としている。

具体的な研究作業としては、合併市町村の人口や面積等の基礎データの分析、財政統計データによる合併市町村の財政分析を進める一方で、合併に伴う教育行政の変化状況等を把握するため、全国の合併市町村教育委員会十数ヵ所への訪問聞き取り調査及び合併市町村教育委員会の半数を対象とする質問紙調査を実施した。さらに訪問聞き取り調査では、教育委員会への調査に合わせて、特色ある教育活動や施設整備を行っている学校への訪問聞き取りも可能な範囲で行った。ご多忙にもかかわらず、調査にご協力いただいた教育委員会ならびに学校の各位に心より感謝申し上げます。

質問紙調査データについてはまだ分析の余地を残しているし、訪問調査報告にしてもすべての訪問地の知見を収載するまでには至っておらず、不十分な面はあるが、教育分野において市町村合併の実情を明らかにした類似の研究がほとんどない中で、本報告書の持つ意味はあるものと考えている。多少なりとも、今後の教育政策等の検討に資するところがあれば幸いである。

なお、本報告書の作成に当たり、窪田祥子さん、三宅美佳さん他の手を煩わした。末筆ながら、記して感謝申し上げます。

平成19年3月

研究代表者 屋敷和佳

## 研究組織

研究代表者 屋敷和佳（国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官）

研究分担者 工藤文三（国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 部長）

本多正人（国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官）

山口勝巳（武蔵工業大学 工学部情報処理センター 助教授）

坂野慎二（玉川大学 教育学部通信教育部 助教授）

（報告書の執筆者名は、各章節末に記載）

### <科学研究費補助金>

平成17年度 2, 100 千円

平成18年度 1, 500 千円

---

計 3, 600 千円

# 目次

はしがき

第1章	合併市町村の人口と面積	1
	1. 平成の大合併による市町村数の変化	
	2. 合併市町村の人口	
	3. 合併による市町村域の拡大	
	4. 合併市町村の人口と面積の関係	
第2章	平成の合併と自治体教育財政の課題	11
	1. 合併促進の背景	
	2. 市町村合併の様相	
	3. 合併自治体の教育費と教育行政手法	
	4. 合併自治体の有形固定資産の形成と教育財産	
第3章	市町村合併に伴う教育行政の変化と課題に関する質問紙調査	23
	1. 調査概要	
	2. 市町村合併の概要	
	3. 教育委員会の配置と構成	
	4. 教育委員会事務局	
	5. 旧市町村間の教育行政の調整	
	6. 合併後の教育活動の特色と教育委員会予算	
	7. 市町村合併の成果と課題	
	8. 市町村合併に伴う教育行政の変化	
第4章	市町村合併に伴う教育行政の変化と課題に関する訪問調査	
	第1節 那賀町（徳島県）	38
	第2節 にかほ市（秋田県）	42
	第3節 天草市（熊本県）	46
	第4節 佐世保市宇久地区（長崎県）	51
	第5節 浜松市（静岡県）	58
資料編		
	資料1 訪問調査依頼状	65
	資料2 教育委員会質問紙調査票	67
	資料3 自由記述回答（Q7～8）	71
	資料4 訪問調査依頼状	95

# 第1章 合併市町村の人口と面積

平成の大合併により市町村の合併が急速に進んだことにより、教育行政面でも様々な問題が発生している。合併市町村であっても、人口や面積、合併市町村を構成する旧市町村の人口差などによって生ずる問題は多様であることが予想されるため、市町村の合併による様々な問題を検討するには、市町村の合併の特徴を把握することが必要である。そこで本章では、平成の大合併の特徴を、市町村数、人口、面積の面から整理し、第2章以降で取り上げる市町村の位置づけを明確にすることを目的としている。

## 1. 平成の大合併による市町村数の変化

### (1) 合併による市町村数の変化

平成10年度から18年度までの市町村数の変化を図1に示す。平成の大合併が始まる前では3232市町村存在していたが18年度では1804市町村になり、半数近く（55.8%）に減少している。

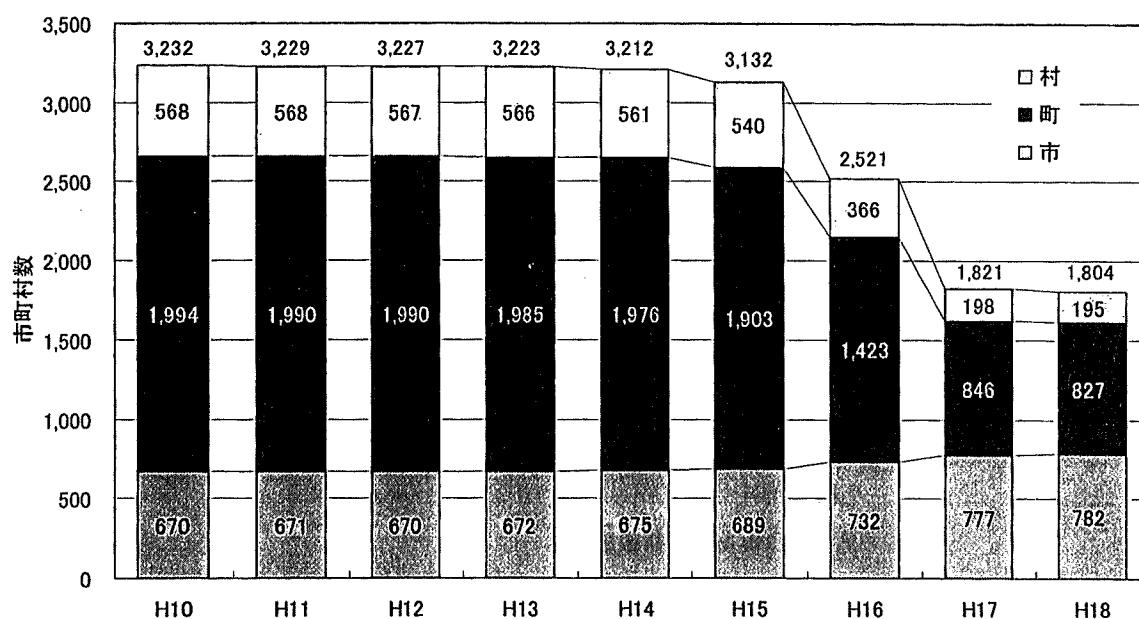


図1 市町村数の変化 ※市町村数は各年度末の値

表1 合併に関わる年度別市町村数

合併した年	合併前の市町村数									合併後の市町村数								
	新設				編入				合計	新設				編入				合計
	市	町	村	計	市	町	村	計		市	町	村	計	市	町	村	計	
平成11年度		4		4					4	1			1					1
平成12年度	2			2	1	1		2	4	1			1	1				2
平成13年度	3			3	1	3		4	7	1			1	2				3
平成14年度		7	2	9	3	4	1	8	17	1	2		3	3				6
平成15年度	7	73	20	100	4	5	1	10	110	20	5		25	5				30
平成16年度	61	444	122	627	49	96	54	199	826	106	59	2	167	47	1			215
平成17年度	109	562	127	798	78	104	45	227	1025	159	85	1	245	74	3	2		324
計	182	1090	271	1543	136	213	101	450	1993	289	151	3	443	132	4	2		581

※編入2回：8市町村、編入3回3市町村、新設・編入：10市町村 したがって実際の合併後の市町村数は557市町村

る。特に平成16年度、17年度に合併が急速に進み、この2年間に1311市町村減少している。市町村別にみると、村は568村から195村になり1/3に減少している。町は1994町から827町に減少している。

次に、合併した市町村についての市町村数の変化を表1に示す。

合併した市町村は全体で1993市町村であり、全市町村3232のうち61%の市町村が合併している。合併後は557市町村(27.9%)に減少している。また、合併の形態別にみると、新設合併が1543市町村、編入合併が450市町村であり、合併後は、それぞれ443市町村、138市町村に減少している。

合併後も村であるものは5村と少なく、編入合併においては町村はほとんどが市に編入されている。

## (2) 地方別、都道府県別にみた市町村数の変化と合併の進展

地方別にみた市町村数の変化を図2、図3に示す。図2の縦軸は市町村数であり、図3の縦軸は平成10年度を100とした場合の各年度の比率である。市町村数の減少幅が大きい地方は、中部、中国、九州である。比率でみると、北海道と関東以外の地方では40%以上の減少となっており合併が進んでいることがわかる。特に、四国と中国では50%以上減少している。

次に、都道府県、地方別の平成10年度と平成17年度の市町村数及び合併市町村数を表2に示す。これらの数値を用いて、市町村別残存率(平成17年の市町村数/平成10年の市町村数)

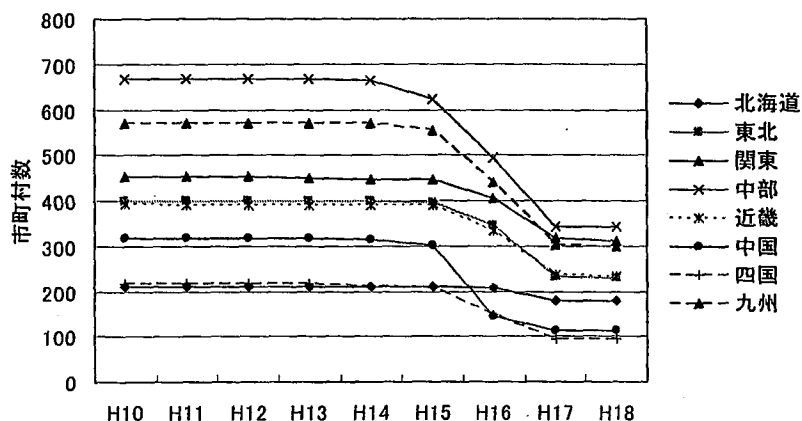


図2 地方別にみた市町村数の変化

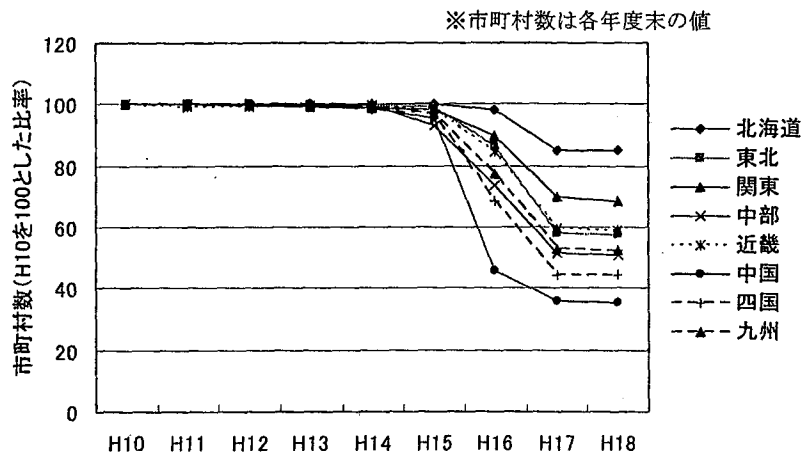


図3 地方別にみた市町村数の変化  
(平成10年を100とした場合の比率)

及び合併率（合併市町村数／平成10年の市町村数）を求めた。

図3で示したように中国、四国では合併が進んでいるが、特に残存率が低い都道府県は、島根県（35.6%）、岡山県（37.2%）、広島県（26.7%）、山口県（39.3%）、香川県（39.5%）、愛媛県（28.6%）であり、これらの都道府県は40%以下に市町村数が減少している。他の地方では、秋田県（36.2%）、新潟県（31.3%）、長崎県（29.1%）、大分県（31.0%）でも40%以下に市町村が減少している。

残存率の低い都道府県では合併率も高くなっているが、あまり残存率の低くない都道府県で

表2 都道府県・地方別にみた市町村数の変化と合併に関わる市町村の割合

地方	都道府県	H10年度末				H17年度末				合併旧市町村				残存率 *1	合併率 *2
		市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計		
北海道 東北	北海道	34	154	24	212	35	130	15	180	8	36	9	53	84.9%	25.0%
	青森県	8	34	25	67	10	22	8	40	6	21	17	44	59.7%	65.7%
	岩手県	13	30	16	59	13	16	6	35	10	16	10	36	59.3%	61.0%
	宮城県	10	59	2	71	13	22	1	36	3	40	1	44	50.7%	62.0%
	秋田県	9	50	10	69	13	9	3	25	8	44	7	59	36.2%	85.5%
	山形県	13	27	4	44	13	19	3	35	2	9	1	12	79.5%	27.3%
	福島県	10	52	28	90	12	33	16	61	6	21	12	39	67.8%	43.3%
	計	63	252	85	400	74	121	37	232	35	151	48	234	58.0%	58.5%
関東	茨城県	20	48	17	85	32	10	2	44	13	38	15	66	51.8%	77.6%
	栃木県	12	35	2	49	14	19	0	33	6	17	2	25	67.3%	51.0%
	群馬県	11	33	26	70	12	17	10	39	10	19	16	45	55.7%	64.3%
	埼玉県	43	38	11	92	40	30	1	71	13	13	8	34	77.2%	37.0%
	千葉県	31	44	5	80	36	17	3	56	7	26	2	35	70.0%	43.8%
	東京都	27	5	8	40	26	5	8	39	2	0	0	2	97.5%	5.0%
	神奈川県	19	17	1	37	19	15	1	35	1	2	0	3	94.6%	8.1%
	計	163	220	70	453	179	113	25	317	52	115	43	210	70.0%	46.4%
	中部	新潟県	20	57	35	112	20	9	6	35	16	49	29	94	31.3%
富山県		9	18	8	35	10	4	1	15	5	14	7	26	42.9%	74.3%
石川県		8	27	6	41	10	9	0	19	4	22	6	32	46.3%	78.0%
福井県		7	22	6	35	9	8	0	17	3	19	6	28	48.6%	80.0%
山梨県		7	37	20	64	13	9	7	29	3	33	14	50	45.3%	78.1%
長野県		17	36	67	120	19	25	37	81	10	15	31	56	67.5%	46.7%
岐阜県		14	55	30	99	21	19	2	42	9	37	29	75	42.4%	75.8%
静岡県		21	49	4	74	23	19	0	42	10	32	4	46	56.8%	62.2%
愛知県		31	47	10	88	34	27	3	64	8	21	8	37	72.7%	42.0%
計		134	348	186	668	159	129	56	344	68	242	134	444	51.5%	66.5%
近畿		三重県	13	47	9	69	14	15	0	29	9	38	9	56	42.0%
	滋賀県	7	42	1	50	13	13	0	26	3	29	1	33	52.0%	66.0%
	京都府	12	31	1	44	14	13	1	28	2	20	0	22	63.6%	50.0%
	大阪府	33	10	1	44	33	9	1	43	1	1	0	2	97.7%	4.5%
	兵庫県	21	70	0	91	29	12	0	41	6	63	0	69	45.1%	75.8%
	奈良県	10	20	17	47	12	15	12	39	2	5	5	12	83.0%	25.5%
	和歌山県	7	36	7	50	8	21	1	30	4	22	6	32	60.0%	64.0%
	計	103	256	36	395	123	98	15	236	27	178	21	226	59.7%	57.2%
中国	鳥取県	4	31	4	39	4	14	1	19	3	24	3	30	48.7%	76.9%
	島根県	8	41	10	59	8	12	1	21	8	36	9	53	35.6%	89.8%
	岡山県	10	56	12	78	15	12	2	29	8	48	10	66	37.2%	84.6%
	広島県	13	67	6	86	14	9	0	23	11	63	6	80	26.7%	93.0%
	山口県	14	37	5	56	13	9	0	22	11	29	5	45	39.3%	80.4%
	計	49	232	37	318	54	56	4	114	41	200	33	274	35.8%	86.2%
四国	徳島県	4	38	8	50	8	15	1	24	1	28	7	36	48.0%	72.0%
	香川県	5	38	0	43	8	9	0	17	3	32	0	35	39.5%	81.4%
	愛媛県	12	44	14	70	11	9	0	20	12	42	14	68	28.6%	97.1%
	高知県	9	25	19	53	11	18	6	35	2	13	13	28	66.0%	52.8%
	計	30	145	41	216	38	51	7	96	18	115	34	167	44.4%	77.3%
九州	福岡県	24	65	8	97	27	38	4	69	7	32	5	44	71.1%	45.4%
	佐賀県	7	37	5	49	10	13	0	23	3	28	5	36	46.9%	73.5%
	長崎県	8	70	1	79	13	10	0	23	7	61	1	69	29.1%	87.3%
	熊本県	11	62	21	94	14	26	8	48	6	43	13	62	51.1%	66.0%
	大分県	11	36	11	58	14	3	1	18	9	33	10	52	31.0%	89.7%
	宮崎県	9	28	7	44	9	19	3	31	5	10	4	19	70.5%	43.2%
	鹿児島県	14	73	9	96	17	28	4	49	9	51	5	65	51.0%	67.7%
	沖縄県	10	16	27	53	11	11	19	41	3	7	7	17	77.4%	32.1%
計	94	387	89	570	115	148	39	302	49	265	50	364	53.0%	63.9%	
全国		670	1994	568	3232	777	846	198	1821	298	1302	372	1972	56.3%	61.0%

\*1 残存率: H17市町村数／H10市町村数

\*2 合併率: 合併市町村数／H10市町村数

も合併率の高い都道府県がみられる。茨城県 (77.6%)、富山県 (74.3%)、石川県 (78.0%)、福井県 (80.0%)、山梨県 (78.1%)、岐阜県 (75.8%)、三重県 (81.2%)、兵庫県 (75.8%)、鳥取県 (76.9%)、徳島県 (72.0%)、佐賀県 (73.5%) では70%以上の市町村が合併している。

一方、合併が進んでいない都道府県も多く、特に人口の多い都市が所在する埼玉県 (77.2%)、千葉県 (70.0%)、東京都 (97.5%)、神奈川県 (94.6%)、愛知県 (72.7%)、大阪府 (97.7%)、奈良県 (83.0%)、福岡県 (71.1%) では、残存率が70%以上である。他の残存率が70%以上の都道府県は、北海道 (84.9%)、山形県 (79.5%)、宮崎県 (70.5%)、沖縄県 (77.4%) である。また、合併率が低いのは、北海道 (25.0%)、山形県 (27.3%)、東京都 (5.0%)、神奈川県 (8.1%)、大阪府 (4.5%)、奈良県 (25.3%) である。

### (3) 合併市町村を構成する市町村の数

1つの合併市町村を構成する市町村数の分布を表3に示す。

全体では、4市町村以下が80%弱を占め、少数の市町村による合併が大半であるが、5市町村以上も20%強であり、少数であるが10市町村を超える市町村による大規模な合併もみられる。新設合併と編入合併には大きな違いはないが、編入合併では2市町村が41%、3市町村が28%であり、新設合併よりやや少ない市町村で合併が行われている。

表3 1 合併市町村を構成する市町村数分布

市町村数	新設		編入		新設・編入		計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
2	158	36.4%	47	41.2%			205	36.8%
3	115	26.5%	32	28.1%	2	22.2%	149	26.8%
4	73	16.8%	7	6.1%	3	33.3%	83	14.9%
5	37	8.5%	13	11.4%	1	11.1%	51	9.2%
6	21	4.8%	4	3.5%			25	4.5%
7	12	2.8%	2	1.8%	1	11.1%	15	2.7%
8	9	2.1%	2	1.8%	1	11.1%	12	2.2%
9	4	0.9%	2	1.8%	1	11.1%	7	1.3%
10	4	0.9%	2	1.8%			6	1.1%
11								
12	1	0.2%	1	0.9%			2	0.4%
13								
14			2	1.8%			2	0.4%
計	434	100.0%	114	100.0%	9	100.0%	557	100.0%



## 2. 合併市町村の人口

### (1) 合併市町村の合併前後の人口

合併した市町村の合併前後の人口分布を合併形態別に表4、図4、図5に示す。また分布の構成比を図6、図7に示す。なお、人口、面積の分析において対象としている市町村は平成18年3月31日までに合併した市町村である。

全体で見ると合併前の市町村の人口は、1千人～5千人、5千人～1万人、1万人～2万人に集中し、1万人以下が50%を超え、2万人以下を含めると80%を占めており、小規模市町村が非常に多数であることがわかる。合併後では1万人以下の市町村は約5%であり大きく減少しており、1万人から20万人までの範囲に多くの市町村が分布している。特に市町村数が増えた区分は、5万人～10万人(83→133)、10万人～20万人(43→73)である。

合併形態別にみると、編入合併は存続市町村と廃止市町村の人口の差が大きく、廃止市町村では2万人以下が90%近くを占めているのに対し、存続市町村では5万人から50万人に85%の市町村が分布している。

表4 合併市町村の合併前後の人口分布

人口(人)	合併前				合併後				
	新設	編入		計	新設	編入	新設・編入	計	
		存続	廃止						
0-1000	17		14	14	31			0	
1000-5000	388	1	100	101	489	2	1	3	
5000-10000	488	1	94	95	583	26	1	27	
10000-20000	373	1	64	65	438	81	1	82	
20000-30000	100	7	24	31	131	55	3	59	
30000-40000	57	8	8	16	73	61	6	67	
40000-50000	39	8	3	11	50	52	5	59	
50000-100000	49	30	4	34	83	101	30	133	
100000-200000	23	19	1	20	43	48	23	73	
200000-300000	4	15		15	19	6	13	19	
300000-500000	4	17		17	21	2	21	23	
500000-1000000		5		5	5		8	9	
1000000以上		2		2	2		2	3	
計	1542	114	312	426	1968	434	114	9	557

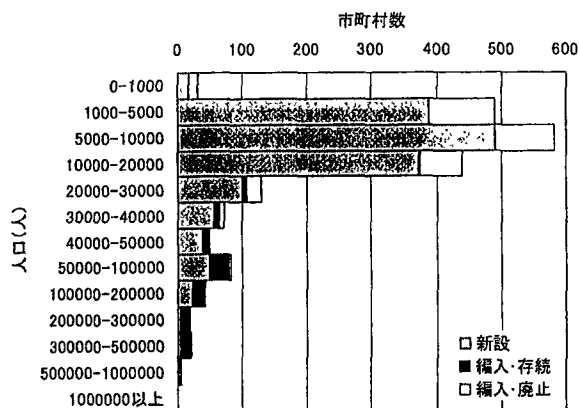


図4 合併前の人口分布

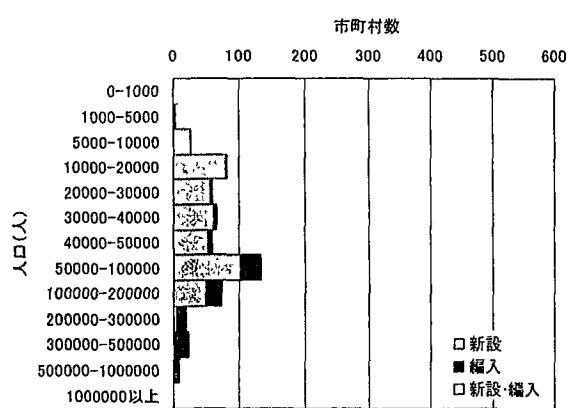


図5 合併後の人口分布

(2) 合併した市町村を構成する旧市町村の人口に関する特徴

1つの合併市町村を構成する旧市町村の人口構成の特徴を捉えるために、最大人口構成比率（旧市町村の最大市町村人口／新市町村人口）と第2位／最大人口比率（旧市町村の第2位の市町村人口／最大市町村人口）を算出した。

最大人口構成比率の分布を図8に示す。新設合併では30%から90%まで幅広く分布し、旧市町村の構成が多様であるのに対し、編入合併では存続市町村の人口の比率が大きく、ほとんどが60%以上であり90%以上が45%程度を占めている。第2位／最大人口比率も同様に、新設合併では幅広く分布しているのに対し、編入合併では10%以下が半数以上を占めており、存続市町村の規模が他の市町村に比べ非常に大きいことがわかる。新設合併にも第2位／最大比率が20%以下が20%近くを占めており、最大人口の市町村の人口規模が他の市町村人口よりかなり大きくても編入合併でなく新設合併とする場合がかなり存在している。

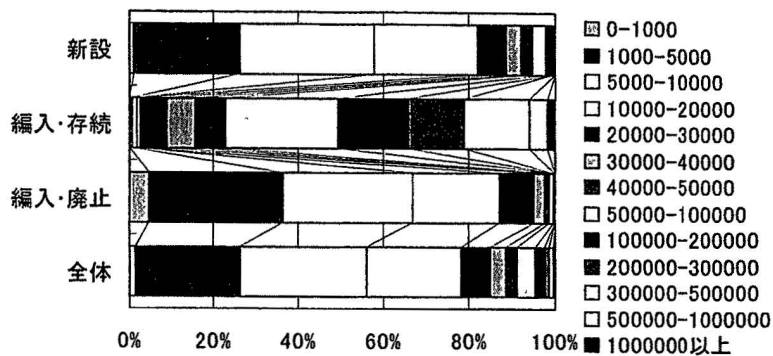


図6 合併前の人口分布（構成比）

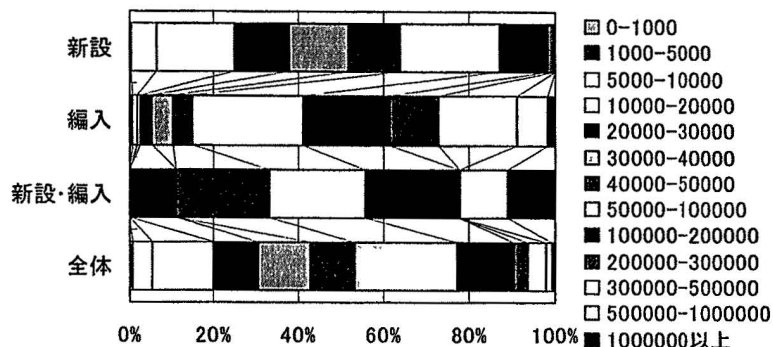


図7 合併後の人口分布（構成比）

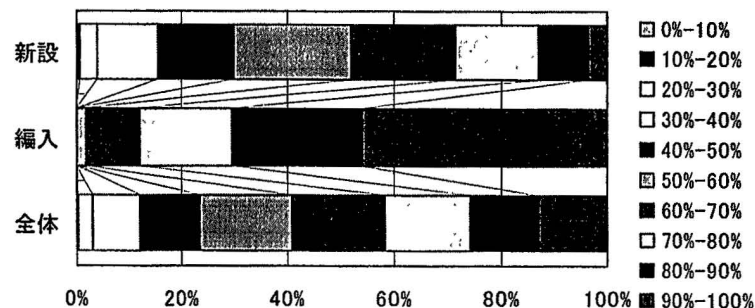


図8 旧市町村・最大人口構成比率の分布

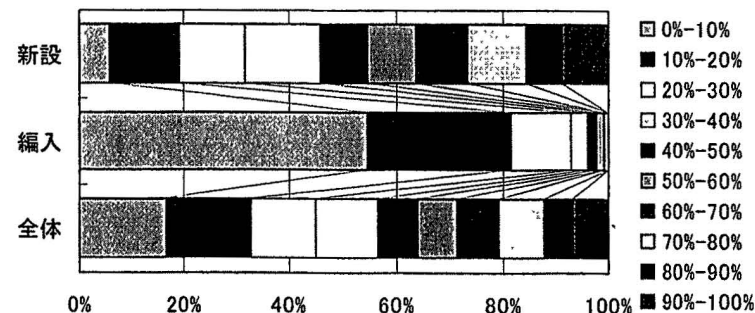


図9 旧市町村・第2位／最大人口4比率の分布

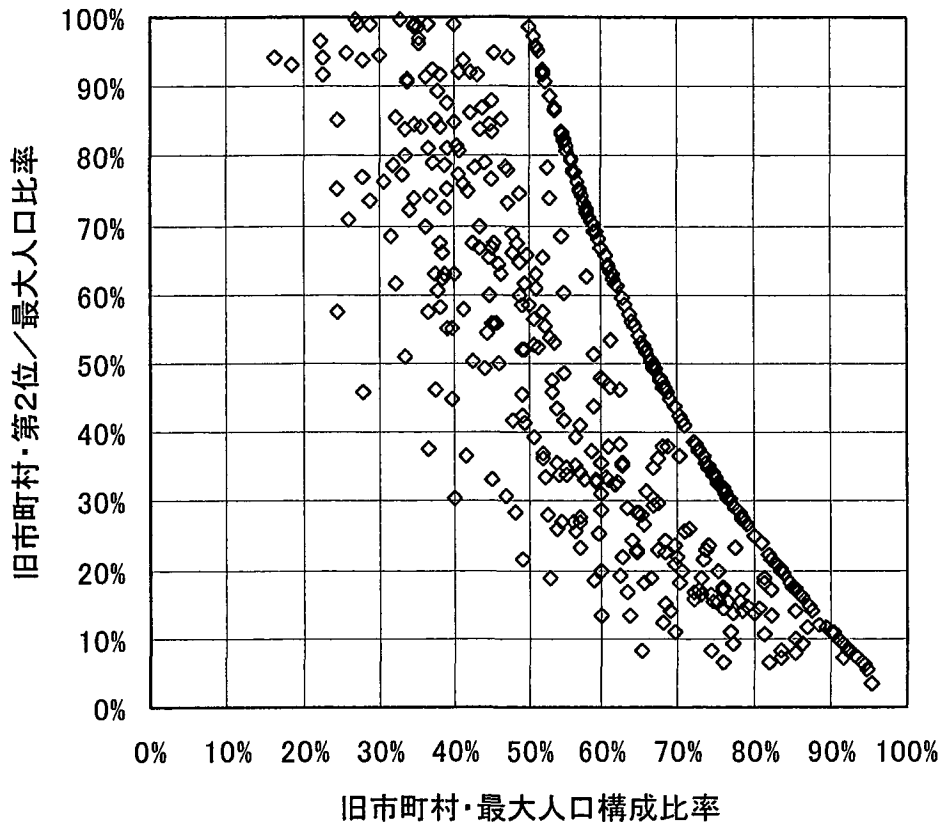


図10 旧市町村・最大人口構成比率と第2位／最大人口比率の関係（新設）

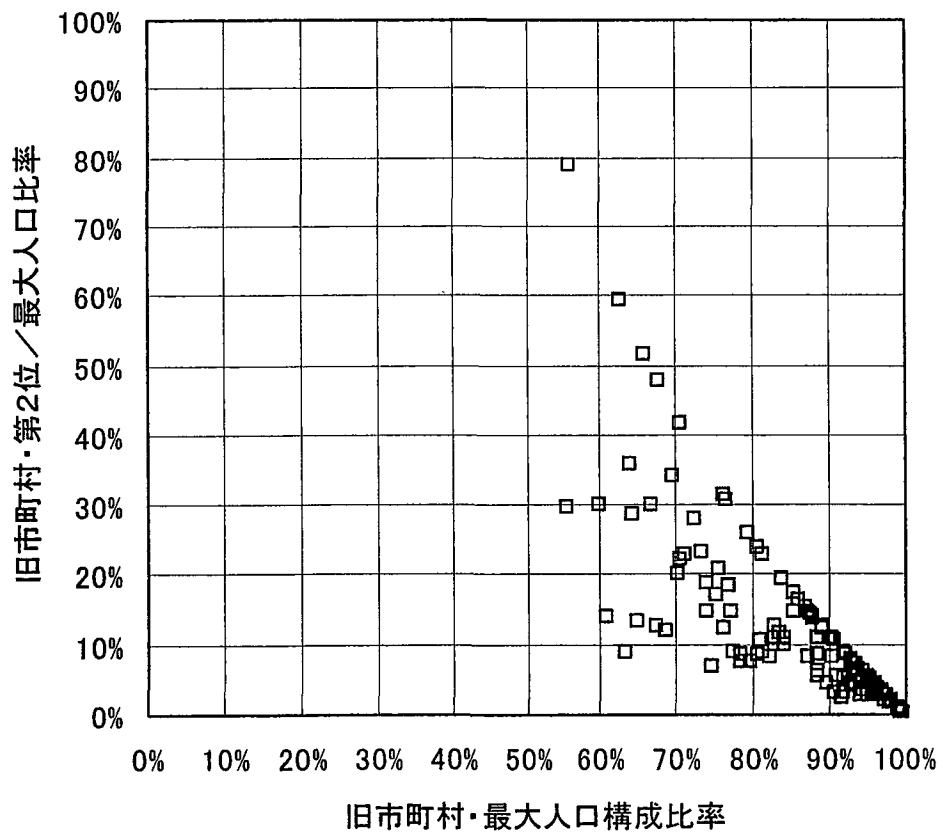


図11 旧市町村・最大人口構成比率と第2位／最大人口比率の関係（編入）

### 3. 合併による市町村域の拡大

合併した市町村の合併前後の面積分布を、合併形態別に表5、図12、図13に示す。また分布の構成比を図14、図15に示す。

合併前においては、新設合併、編入合併共に面積の小さい市町村が多く、100km<sup>2</sup>以下が65%、200km<sup>2</sup>以下が90%を占めている。合併後では、面積は幅広く分布し、200km<sup>2</sup>以下が依然40%近く存在している一方、500km<sup>2</sup>以上も25%近くあり、面積においても大規模化していることがわかる。新設合併と編入合併の比較では、人口ほど分布の差はみられないが編入合併の方が合併後の面積が大きい市町村が多い。

表5 合併市町村の合併前後の面積分布

面積 (km <sup>2</sup> )	合併前					合併後			
	新設	編入			計	新設	編入	新設・編入	計
		存続	廃止	計					
0-100	1024	26	239	265	1289	60	11		71
100-200	358	41	48	89	447	116	18	2	136
200-300	95	26	14	40	135	81	24	2	107
300-400	40	11	9	20	60	46	14	1	61
400-500	7	6	2	8	15	34	13	1	48
500-600	10	2		2	12	24	10	1	35
600-700	4	1		1	5	25	6	1	32
700-800	2	1		1	3	14	5		19
800-900	1				1	11	5		16
900-1000						7	6		13
1000以上	1				1	16	2	1	19
計	1542	114	312	426	1968	434	114	9	557

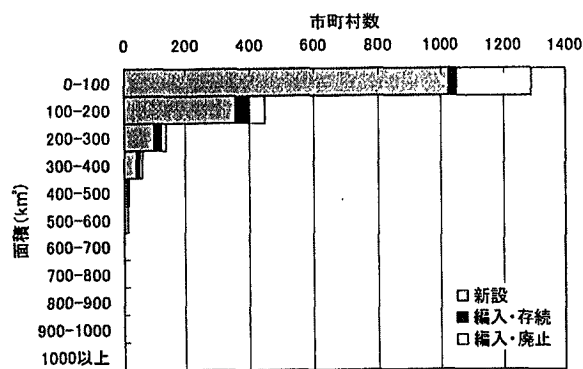


図12 合併前の面積分布

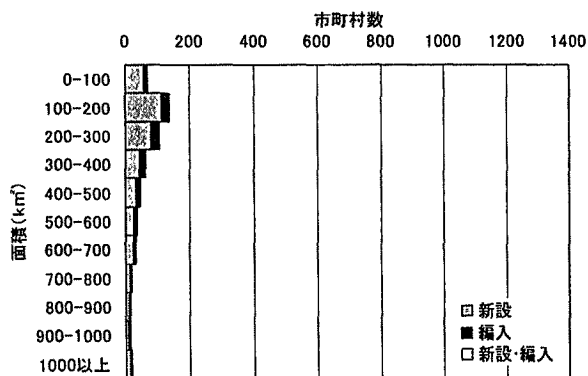


図13 合併後の面積分布

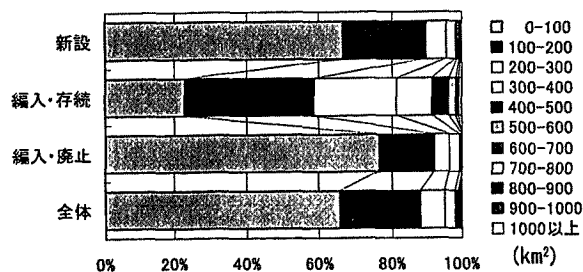


図14 合併前の面積分布（構成比）

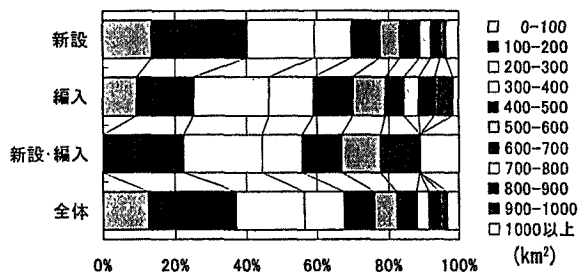


図15 合併後の面積分布（構成比）

#### 4. 合併市町村の人口と面積の関係

合併後の市町村の面積と人口の関係について図16、図17に示す。

新設合併については、面積は幅広く分布しているが、人口が大きい市町村は少なく10万人以下がほとんどであり20万人を超える市町村は非常に少ない。新設合併によって50万人を超える大都市になったのは、さいたま市、静岡市のみである。

編入合併については面積、人口とも広い範囲に分布している。編入合併では、大規模な存続市町村に周囲の小規模な市町村が編入されることが多いため、合併後の規模が人口、面積とも大きくなる傾向があるが、小規模な市町村でも編入合併により合併を実現させている市町村がかなり存在することがわかる。

(山口勝巳)

#### 【参考文献】

- 1) 市町村自治研究会編集：全国市町村要覧、第一法規、平成10年度版～平成17年度版
- 2) 市町村自治研究会編集：平成の市町村合併早わかりMAP、ぎょうせい、平成17年
- 3) 総務省：合併相談コーナー、<http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>

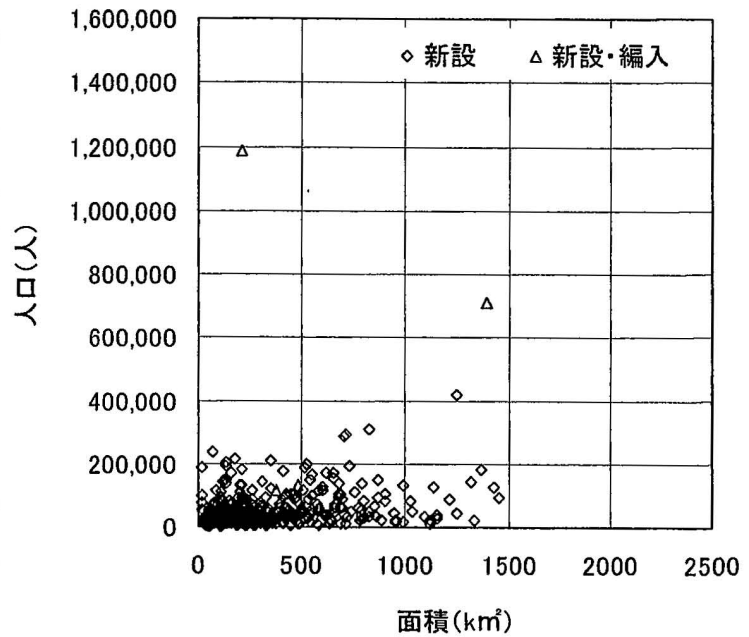


図16 合併後の人口と面積の関係（新設）

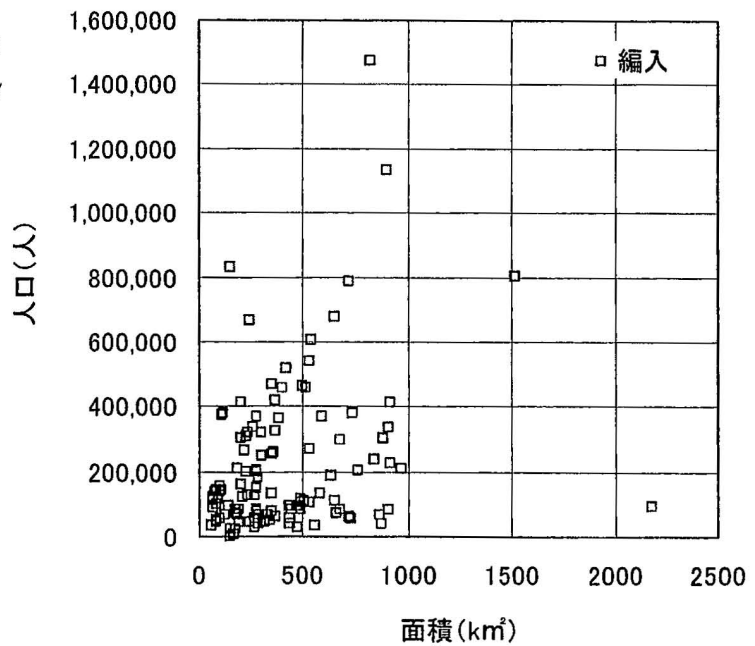


図17 合併後の人口と面積の関係（編入）

## 第2章 平成の合併と自治体教育財政の課題

### はじめに

本稿は平成の合併によって、自治体教育財政にいかなる変化が生じ、今後の教育財政運営にどのような視点が求められるのかを若干の事例を用いて考察するものである。1節では平成の大合併の政策意図を整理して財政的理由が合併根拠となるまでの筋道を確認する。2節では合併のパターンを把握したうえで、合併自治体に地域格差が生じる構造的な要因を、編入合併自治体を例にとりあげて示す。3節では地方経費としての教育費から合併自治体に見られる特徴を整理し、あわせて合併自治体の行政手法をとりあげる。4節では、3節において教育財政にかかわるフローの側面を考察したのに対して、ストック的な側面もあることを指摘し、平成の合併を経た自治体の行政運営にコストの観点からアプローチすることにかかわる二面性を指摘する。最後に、地方分権改革下の合併自治体に求められる教育財政の課題を提示する。

### 1. 合併促進の背景

山崎（2006）は、総務省の市町村合併担当者としての経験から、平成の合併を4つの時期に区分している。第1期：平成7年の合併特例法の延長から平成11年の「地方分権一括法」の制定前まで（平成7年4月～平成11年7月）、第2期：地方分権一括法の制定後から平成12年の「行政改革大綱」の制定前まで（平成11年8月～平成12年12月）、第3期：行政改革大綱制定後から旧法の経過措置期間の設定と合併新法の制定前まで（平成13年1月～平成16年6月）、第4期：平成18年3月の旧法の経過措置期間の終了まで（平成16年7月～平成18年3月）、である（山崎，2006，p.3）。その上で、第1期を「市町村合併をどう進めていくのかを模索する時期」、第2期を「本格的な市町村合併推進が制度的に準備される時期」、第3期を「市町村合併推進運動が本格的に始動した時期」、第4期を「市町村合併の実行の時期」と特徴づけている。さらに、近代的な地方自治制度と小学校の設置を目的としていた明治の合併、そして、新憲法下の新しい地方自治制度の導入と中学校の設置を目的としていた昭和の合併との違いとして、平成の合併の主な目的を次の4点にまとめている。つまり、①第1次地方分権改革に伴って自己決定、自己責任の理念を現実のものとするための基礎的自治体を形成すること、②少子高齢化、人口減少に対応して生活圏域をともしめる地域ができるだけ一つの地域経営主体となり、効率的な行政運営をできるようにするため、③交通手段の変化やIT環境の整備により拡大した日常生活圏域に対応し、その圏域の経営責任を担うことができる行政主体をつくること、④国、地方を通じた財政環境の悪化に対応して行政改革を進め、効率化をめざすこと、である。

以上のとおり、いわゆる平成の大合併を促進してきた要因のひとつは、地方自治体の行政運営上の効率性は人口に依存するとの前提は、すでに多くの論者に共有されているといってもよい。以下において、本稿では、このことを各自治体の人口1人当たり歳出額に依拠して確認しておく。ここで、1人当たり歳出額を用いるのは、ほかに行政の効率性を示す適当な指標が存在せず、サービスの供給を行政が自ら直接実施するか民間委託等を活用して間接的に提供する

かの違いはともかく、とりもなおさず行政の活動は予算額とその執行の結果としての決算額でみるしかないという理由による。なお、現時点で利用できる最新の決算統計データは平成 17 年度のものであるので、本稿での考察は平成 17 年度現在の状況を前提としている。

表 1 は、団体規模別の 1 団体・人口 1 人当たり決算額の状況を平成 17 年度の決算額ベースでまとめたものである。1 団体あたりの歳出額では人口 1 万人未満の小規模な町村が最も小さいが、人口 1 人当たり歳出額でみた場合、人口 1 万人未満の町村の歳出額が極端に大きくなっていることがわかる。つまり効率が悪い状態になっていることが予想される。中核市までは都市規模が大きくなるにつれて 1 人当たり歳出額が減少するので、ごく簡単にいえば人口規模は大きいほど効率性が高まることがわかる。しかし、中核市以上になると、独自に実施しなければならない行政サービスが増えてくるため逆にコストが嵩むようになり、人口一人当たり歳出額は、中核市から大都市にかけて再度上昇していくが、それでも人口 1 万人未満の町村よりはるかに小さい。

表 1 団体規模別 1 団体・人口 1 人当たり決算額の状況（平成 17 年度決算）

区	分	1 団体当たり		人口 1 人当たり	
		歳入	歳出	歳入	歳出
		億円	億円	千円	千円
大	都 市	7,335	7,252	477	472
中	核 市	1,602	1,558	346	336
特	例 市	887	867	315	308
中	都 市	543	527	341	331
小	都 市	221	214	409	397
	町村（人口 1 万人以上）	83	80	405	391
	町村（人口 1 万人未満）	40	38	748	724

出典：総務省『平成 19 年版地方財政白書』「第 25 表」（HTML 版）より  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_05/hakusyo/chihou/19data/19czb1-7.htm#1](http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/chihou/19data/19czb1-7.htm#1)

ところで、このような都市的形態の自治体には固有な財政需要があることは、かねてから指摘されてきた問題である<sup>1</sup>。地方交付税制度においても「種地による態容補正」がおこなわれて一定配慮されていることからわかる。これは地方交付税額を算定する際の普通態容補正のうちの「行政の質及び量の差」（地方交付税法第 13 条第 4 項第 3 号ロ）による補正として規定されているもので、具体的には「市町村の都市的形態の程度に応ずる差」「農業行政の差」「林野行政等の差」「市町村の遠隔地の程度に応ずる差」に応じて各自自治体を区分し、それぞれ必要な補正がなされている。このうち「市町村の都市的形態の程度に応ずる差」は次のような前提にたつ。すなわち、「中核都市においては、そこで勤務するためにそれ以外の市町村からの大量の昼間人口の流入があるので、これに伴いし尿、下水処理施設等の整備がよりいっそう必

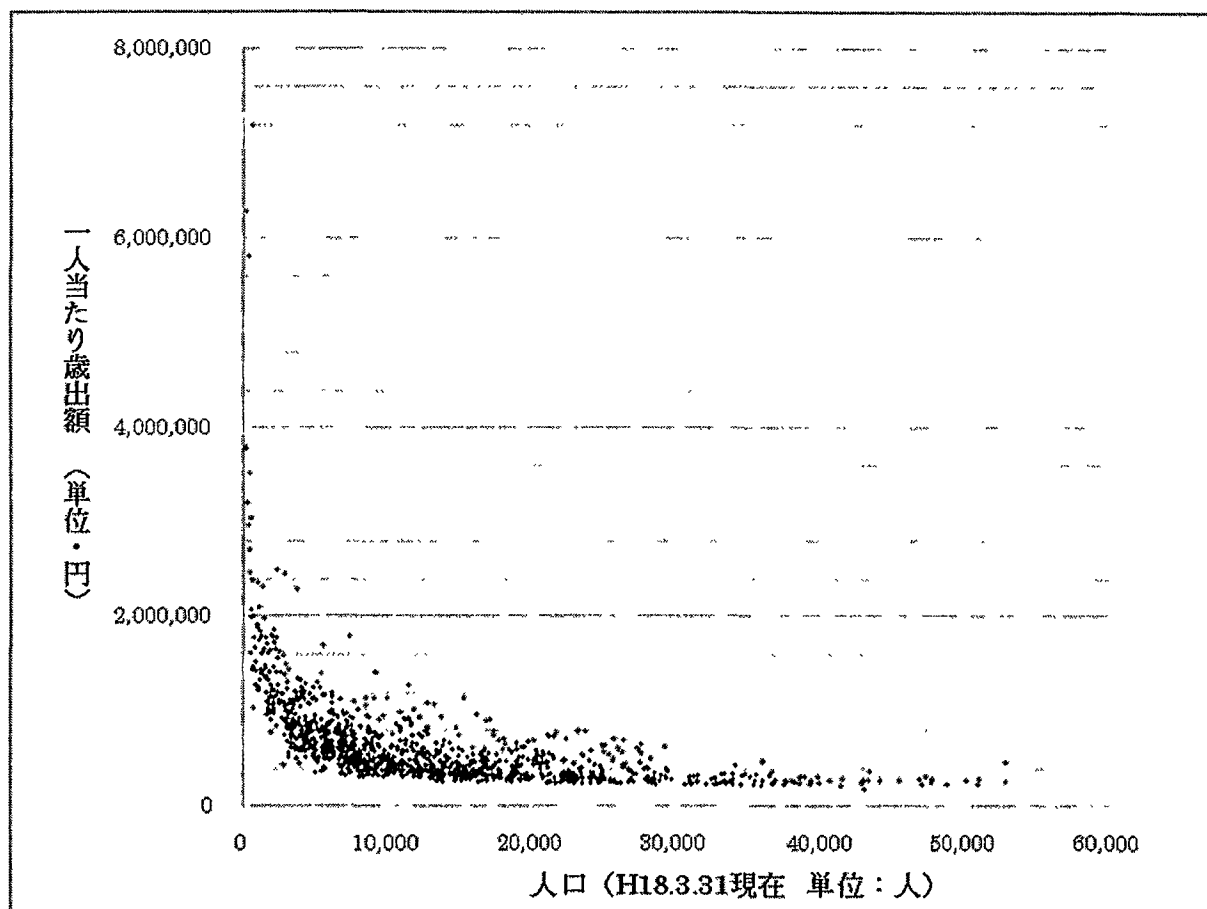
<sup>1</sup> たとえば、山本（1989, pp.60-83）など参照。

要となる」(自治省財政局編, 1996, p.258)。

今次の市町村合併は, 都市が周辺町村をまきこみながら, いわば従来は異質な財政負担要因をもっていたはずの自治体が一つの自治体となって行政効率を上げることを目的の一つにしていることに問題の複雑さがあるといわねばならない。

このような特異な本来ならば上記のように自治体間の質の差をのりこえて一つの自治体(=多くの場合, 市)となるケースが見られた。これを自治体内でどのように調整していくかが課題である。

図 1 町村自治体の住民 1 人当たり歳出額と人口(平成 17 年度決算)【出典: 地方財務協会『平成 17 年度市町村別決算状況調』より作成】



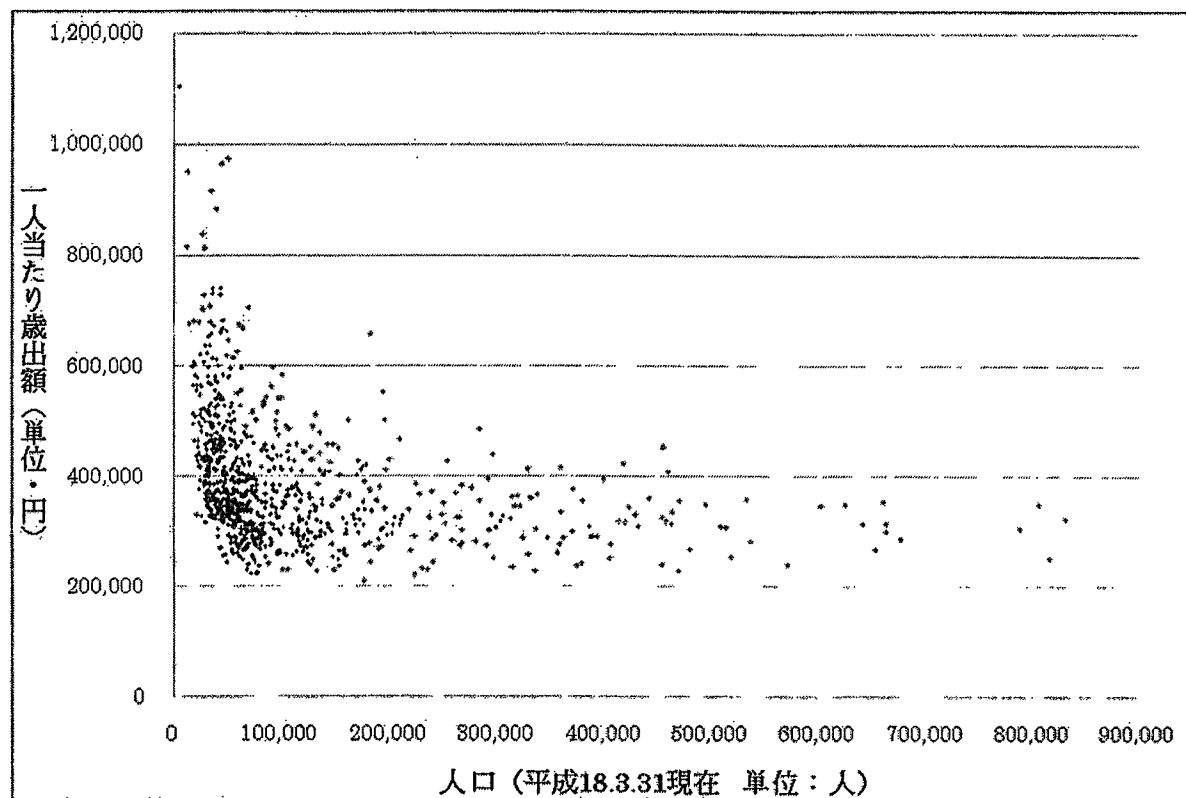
そこで, 再度自治体の住民 1 人当たり歳出額と人口との関係を確認しておく。

図 1 の散布図は, 各町村自治体の住民 1 人当たり歳出額(平成 17 年度決算額ベース)と, 人口(平成 18 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口)との関係を示したものである。町村自治体レベルの場合, 行政権能が中核市や大都市と異なるため, 人口が増えるにつれて一人当たり歳出額も小さくなる傾向にあることがわかる。

次に, 都市自治体(平成 17 年度時点の政令指定都市を除く。)について同様の散布図を描いたものが図 2 である。人口 10 万人前後までは人口規模が大きくなると住民 1 人当たり歳出額が減少するような傾向も見受けられるものの, それ以降は人口規模が増えても一人当たり歳出額は減少せず, むしろ前述のとおり増加していく傾向にある。



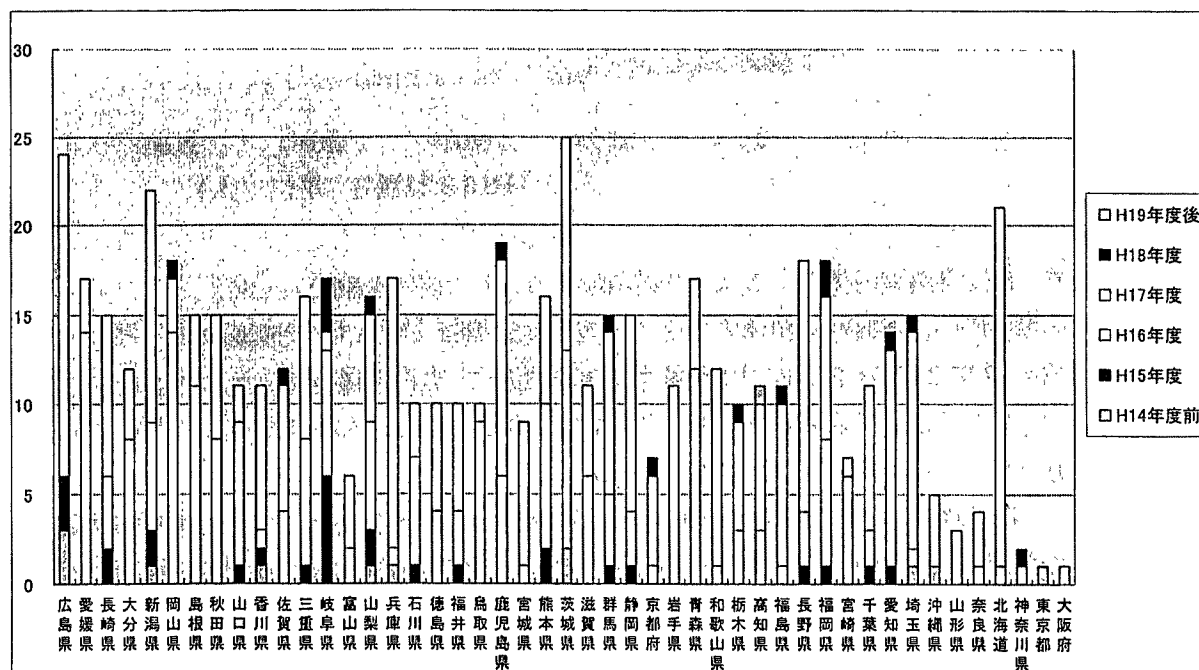
図 2 都市自治体の住民 1 人当たり歳出額と人口（平成 17 年度決算。なおこの年度での政令指定都市を除き東京 23 区を含む。）【出典：図 1 に同じ。】



## 2. 市町村合併の様相

次に平成の合併状況をみておきたい。図 3 は、平成 11 年度から平成 20 年度までの合併件数を年次別・都道府県別にあらわしたものである。なお、図 3 での都道府県の並び順は次の表 2 に基づいたもので、グラフの左から、平成 11～20 年度間の市町村数の減少率が多い順になっ

図 3 都道府県別年次別市町村合併件数



ている。広島、長崎、新潟、山口、香川などは比較的早い時期から合併を実現させており、最終的な市町村数の減少率も大きいことがわかる。逆に埼玉、沖縄、東京では合併がかなり早い時期に行われたものの市町村数の減少率はさほど多くなかった。なお、北海道は、平成 17 年度に多数の合併が行われたために合併件数そのものは多いものの市町村数の減少にはあまり貢献していない。

表 2 都道府県別市町村数の減少率（平成 11 年度～20 年度間）

広島県	愛媛県	長崎県	大分県	新潟県	岡山県	島根県	秋田県	山口県	香川県
73.3%	71.4%	70.9%	69.0%	68.8%	65.4%	64.4%	63.8%	60.7%	60.5%
佐賀県	三重県	岐阜県	富山県	山梨県	兵庫県	石川県	徳島県	福井県	鳥取県
59.2%	58.0%	57.6%	57.1%	56.3%	54.9%	53.7%	52.0%	51.4%	51.3%
鹿児島県	宮城県	熊本県	茨城県	滋賀県	群馬県	静岡県	京都府	岩手県	青森県
50.0%	49.3%	48.9%	48.2%	48.0%	45.7%	43.2%	40.9%	40.7%	40.3%
和歌山県	栃木県	高知県	福島県	長野県	福岡県	宮崎県	千葉県	愛知県	埼玉県
40.0%	36.7%	35.8%	33.3%	32.5%	32.0%	31.8%	30.0%	28.4%	23.9%
沖縄県	山形県	奈良県	北海道	神奈川県	東京都	大阪府			
22.6%	20.5%	17.0%	15.1%	10.8%	2.5%	2.3%			

次に各年度における合併件数を合併の方式別に新設合併と編入合併に分け、その分布を示したものが表 3 である。周知のように、新設合併は関係市町村の法人格がすべていったん消滅し、新たに一つの自治体としての法人格を発生させるもので、条例等もすべて新しく制定されることになる。編入合併の場合は、編入される自治体の側だけでその法人格や条例が消滅することになり、議会の議員も定数増等の特例を適用するのでなければ、編入される側の自治体議会の議員は失職する。

表 3 合併の方式別・年度別合併件数（平成 18 年度まで）

	新設	編入
H11 年度	1	0
H12 年度	1	1
H13 年度	1	2
H14 年度	3	3
H15 年度	25	5
H16 年度	167	48
H17 年度	245	80
H18 年度	3	9

表 3 からは、平成 16 年以降に編入合併の件数が急増した（平成 15 年度→16 年度間でおおよそ 10 倍、16 年度→17 年度間でおおよそ 2 倍）ことがわかる。現在の中核市の多くはこの時期に市町村合併を経験しており、ほとんどが編入合併であった。改めて指摘するまでもないことで

はあるが、こうした編入合併の場合は中核的な都市がその周辺地域を合併していくわけであるから、次の表4に示したように、過疎地域に指定されていた旧自治体を編入していくケースが増えるのが特徴的である。なお、過疎地域自立促進特別措置法では、過疎地域が合併した場合でも激変緩和措置として合併自治体内の旧過疎地域にたいする特別措置を継続することになっている(33条2項)。こうして一つの自治体でありながら、都市型地域と過疎地域の両方を抱えるという複雑な行政空間を擁することになる自治体にはこれまでにない行政手法が求められる。

表4 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法33条2項適用)を含む中核市・政令市(平成19年3月31日現在)[出典:総務省自治行政局過疎対策室ウェブサイトの資料より作成。  
<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/h14kasoichiran.htm>]

郡市名	種類	町村・区域名	合併方式		合併期日
			編入	新設	
函館市	中核市	旧戸井町、旧恵山町、旧綴法華村、旧南茅部町の区域	○		H16.12.1
秋田市	中核市	旧河辺町の区域	○		H17.1.11
富山市	中核市	旧山田村、旧細入村の区域		○	H17.4.1
長野市	中核市	旧大岡村 旧戸隠村 旧鬼無里村の区域	○		H17.1.1
浜松市	政令市	旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町の区域	○		H17.7.1
豊田市	中核市	旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の区域	○		H17.4.1
京都市	政令市	旧京北町の区域	○		H17.4.1
岡山市	中核市	旧建部町の区域	○		H19.1.22
福山市	中核市	旧内海町の区域	○		H15.2.3
下関市	中核市	旧豊田町、旧豊北町の区域		○	H17.2.13
高松市	中核市	旧塩江町の区域	○		H17.9.26
松山市	中核市	旧中島町の区域	○		H17.1.1
高知市	中核市	旧鏡村 旧土佐山村の区域	○		H17.1.1
長崎市	中核市	旧伊王島町 旧高島町 旧野母崎町 旧外海町の区域	○		H17.1.4
大分市	中核市	旧野津原町 旧佐賀関町の区域	○		H17.1.1
鹿児島市	中核市	旧桜島町の区域	○		H16.11.1

### 3. 合併自治体の教育費と教育行政手法

合併をした自治体では旧自治体間での行政運営手法の違い、あるいは行政サービス水準との差異をいかに調整していくかといった、内部管理的な事務処理上の課題と対住民への政策課題の両方を抱えることになる(全国都道府県教育長協議会, 2005)。内部管理的には、旧自治体が所管していた学校への学校配当予算の算定単価の差や財務会計手続きの違いなどが考えられる。編入合併の場合は内部管理的な事項は新市の中心となった自治体にすべてあわせるから問題にはならないとしても、行政サービス水準の地域差は悩ましい問題である。たとえば、住民サービスの差としては旧自治体の住民1人当たり教育費支出の差などが考えられる。

こうした自治体では、平成16年4月の合併新法で制度化された地域自治組織(地域自治区、合併特例区)を活用して、自治体としての一体感が醸成されるまでの経過措置的な手法が使わ

れる。たとえば、平成 17 年 1 月 1 日に 13 の町村を編入合併した上越市では旧町村住民の行政参加ルートを保障するために、地域自治区を設定しており、かつその自治区ごとにおかれる地域協議会の委員を公募・公選するというしくみを全国に先駆けて導入した。法制上は首長の付属機関にすぎないが、委員選びの手続き的にみても合併によって議会が消滅し新市議会の議員定数は合併前より急減したことを補うような、ミニ議会的な住民の意思決定の場が設けられたことで、注目を集めている（福島，2006）。

では次に行政サービス水準の差はどうなるのかを、平成 16 年 11 月に 5 町を編入合併した鹿児島市の例で考えてみたい。なお、編入合併をした多くの地方都市自治体が合併特例区や地域自治区を設けるのに対して、鹿児島市ではそうした地域自治組織を設けていない。

表 5 は、鹿児島市に編入された旧自治体および旧・鹿児島市の平成 15 年度決算にもとづく目的別歳出の構成比と、編入合併後の新・鹿児島市における目的別歳出の構成比を示したものである。

表 5 鹿児島市における合併前後の目的別歳出構成比の変化 【出典：総務省ウェブサイトの「決算カード」より作成】

	H15年 吉田町	H15年 桜島町	H15年 喜入町	H15年 松元町	H15年 郡山町	H15年 鹿児島 市	H15年 6市町単 純合計	H16年 新・鹿児 島市	H17年 新・鹿児 島市
歳出総額	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
議会費	1.9%	2.2%	1.8%	1.2%	1.9%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%
総務費	12.5%	15.9%	14.4%	20.1%	12.9%	10.5%	11.2%	10.8%	8.4%
民生費	19.8%	13.8%	23.3%	11.7%	16.4%	29.9%	28.3%	29.6%	30.8%
衛生費	7.2%	5.9%	5.6%	11.8%	7.7%	7.4%	7.5%	9.3%	11.8%
労働費	0.0%	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%
農林水産業費	6.2%	13.4%	10.7%	7.3%	4.9%	1.3%	2.2%	1.9%	1.6%
商工費	0.2%	6.2%	2.3%	0.1%	0.3%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%
土木費	13.9%	13.2%	7.8%	16.4%	22.8%	23.8%	22.7%	20.1%	18.7%
消防費	4.1%	3.8%	6.5%	2.0%	3.0%	2.4%	2.5%	2.6%	2.6%
教育費	8.5%	8.0%	15.4%	19.4%	6.7%	10.3%	10.6%	10.1%	9.9%
災害復旧費	0.8%	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%
公債費	23.5%	16.4%	11.8%	9.5%	23.2%	12.3%	12.7%	13.1%	13.7%
諸支出金	1.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
前年度繰上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

合併により議会費や、自治体行政職員の人件費が大半を占める総務費において支出抑制効果が大きいことは一般によく言われるところであり、現にこの鹿児島市の例でも平成 16, 17 年度と、歳出総額に占める議会費と総務費の比率は下がっている。ところで、教育費も同様に比率を下げている。なお、残念ながら、『市町村別決算状況調』のような総務省が公開している自治体財政関連の統計データでは、各町村レベルの目的別歳出額が公表されていない。そのためここでは、各自治体の「決算カード」から得られるデータを用いているが、基本的に計数そ

のものは同じである。ただし、決算カードでは目的別歳出の内訳が示されていないため「教育費」を「小学校費」、「中学校費」等に区分して見ることができない。よって、この数値には社会教育費、保健体育費を含んでいる。

さて表 5 によれば、編入される直前平成 15 年度の旧松元町と旧喜入町の歳出総額に占める教育費の比率は、それぞれ 19.4%、15.4%と、旧鹿児島市の 10.3%と比べてかなり高くなっていった。これを確認するために、住民 1 人当たり金額で同じ年度の歳出額を比べてみたものが次の表 6 である。

表 6 鹿児島市における合併前後の住民 1 人当たり歳出額（各年度末住民基本台帳人口ベース、単位：円）【出典：表 5 に同じ。】

	H15年 吉田町	H15年 桜島町	H15年 喜入町	H15年 松元町	H15年 郡山町	H15年 鹿児島市	H15年 6市町単 純合計	H16年 新・鹿児 島市	H17年 新・鹿児 島市
歳出総額	395,427	786,903	429,430	627,111	570,730	336,289	352,525	356,300	346,716
議会費	7,609	17,168	7,847	7,341	10,872	1,850	2,460	2,295	1,935
総務費	49,588	125,141	61,674	126,336	73,655	35,427	39,451	38,334	29,065
民生費	78,461	108,238	100,064	73,275	93,799	100,686	99,621	105,458	106,895
衛生費	28,446	46,138	24,253	74,249	43,935	24,909	26,442	33,068	40,900
労働費	0	4,186	1,475	705	0	843	852	841	870
農林水産業費	24,401	105,541	45,873	46,071	28,147	4,264	7,596	6,840	5,709
商工費	642	49,013	9,810	793	1,541	3,177	3,564	4,018	4,115
土木費	54,882	103,534	33,534	102,964	130,173	80,095	79,959	71,762	64,760
消防費	16,329	29,708	27,929	12,837	17,160	7,923	8,934	9,195	8,972
教育費	33,430	63,152	65,936	121,889	38,434	34,685	37,461	35,865	34,457
災害復旧費	3,274	2,154	427	1,060	589	369	460	1,106	920
公債費	92,738	128,732	50,607	59,592	132,426	41,315	44,900	46,793	47,503
諸支出金	5,626	4,198	0	0	0	746	827	725	615
前年度繰上	0	0	0	0	0	0	0	0	0

旧松元町は住民 1 人当たり歳出額において、この編入合併の関係自治体の中で総務費と教育費が突出して高かったことがわかる。合併後の平成 17 年度には合併前の平成 15 年度の旧鹿児島市の水準にまで下がってきている。合併の中心となった鹿児島市に注目すると、平成 16 年度決算では合併前の平成 15 年度決算に比べて住民 1 人当たり教育費支出は微増したが、前述のように平成 17 年度決算では平成 15 年度決算の水準を下回る程度に戻っている。旧桜島町は表 4 によれば過疎地域に指定された区域となっていて、旧桜島町の住民 1 人当たり目的別歳出額のうち、労働費と農林水産業費で極めて高い水準にあり、教育費も比較的高いという構造になっている。

#### 4. 合併自治体の有形固定資産の形成と教育財産

一般的に、合併後の自治体で財政規模が膨らんでしまうような場合、合併特例債を活用した教育関係施設の建設などが歳出を膨らませる要因になることが知られている（阪口、2006）。合併特例債は、起債充当率が 95%であるから一般財源は 5%の持ち出しですむ。さらに特例債

の元利償還金の最大70%を普通交付税額算定の際の基準財政需要額に算入されるため、合併を決断する際の主なインセンティブとなった。これとは別に、前述したような過疎地域の指定を受ければ、過疎債を発行して当該地域の公共施設の整備事業をすることもできる。過疎債も同様に元利償還金の70%を基準財政需要額に算入できるが、事業額に対する起債充当率は原則100%であって合併特例債よりも条件はよい。さらに過疎地域の国庫補助事業の補助率はかさ上げがなされる。たとえば公立小中学校の統合に伴う校舎・屋内体育館の新增設の補助率は、通常ならば1/2であるところを過疎地域の場合は5.5/10になる。

このように合併に乗じての教育施設のほかささまざまな普通建設事業を展開することについては種々問題が指摘される場所であるが<sup>2</sup>、今後は、これらをどのように活用していくかが最大の課題となる。地方自治体、とりわけ都道府県レベルではかねてから自治体のバランスシート作成を模索してきており、相応の蓄積もできているが、「行政改革推進法」<sup>3</sup>は第62条第2項で「政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。」と規定され、また、経済財政諮問会議のいわゆる「骨太の方針2006」<sup>4</sup>においては、「資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備」と題して、「資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。」とされた。これを受けて総務省が策定したのが「地方行革新指針」<sup>5</sup>であった。これによれば、「各地方公共団体においては、『新地方公会計制度研究会報告書』が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、『地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル』又は『地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル』を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと」となっている。ここにいう総務省方式のもとになった自治省のモデルが示されたのが平成12年で

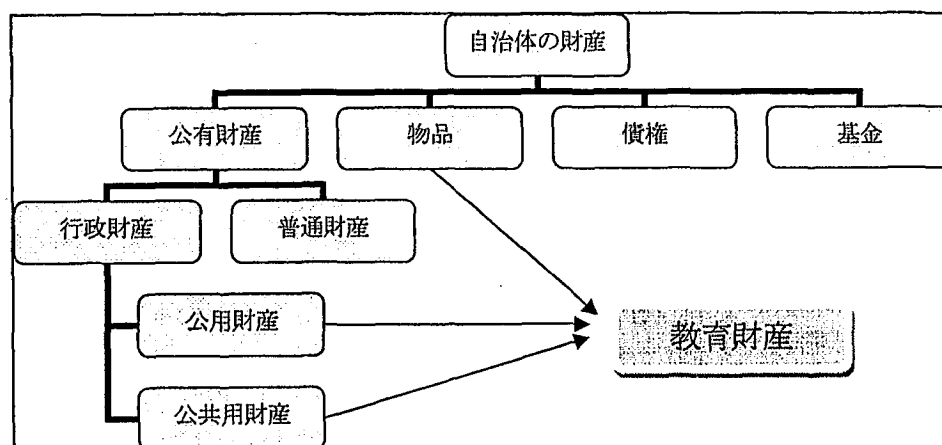


図4 教育財産の概念図

<sup>2</sup> たとえば川瀬（2004）など。

<sup>3</sup> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日法律第47号）。

<sup>4</sup> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）

<sup>5</sup> 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）

あり、それ以前のものも含めてこれまでには相当数の地方自治体がバランスシートを作成してきており、近年ではこれをウェブサイトで公表するのが一般化してきている。

こうした自治体のバランスシートやその付属資料等からは様々な情報が読み取れるが、本稿にかかわっては、自治体の固定資産額をみることで、行政がどのような分野で資本形成を行ってきたかに注目する。これは、自治体によってはかなりの割合を主として学校の校舎等の教育財産<sup>6</sup>に投入してきたところがあることを確認することになる。図4のうちの公共用財産から教育委員会に管理を引き継がれるものが学校の校舎である。公用財産、公共用財産としてまず取得されるものであるから教育財産といってもそれを取得することは自治体の首長の権限であって、管理運営のみ教育委員会が行うが、教育委員会が教育財産としての使用廃止を決定したあとはまた首長に引き継がれることになる。

たとえば、以下の表7は、上越市のウェブサイトで公表されているバランスシートから、同市の合併前と合併後の市民1人当たり行政目的別有形固定資産の額を示したものである。すでに紹介したように、上越市の編入合併は平成17年1月であった。表7より、平成16年度から17年度にかけて住民1人当たりの有形固定資産総額が997,156円から1,471,303円へと約1.5倍に急増したことがわかる。教育の場合もそれとほぼ同じで約1.5倍であり、衛生費や農林水産業費によって形成された資産の増加が大きい。こうした資産は、耐用年数に即して減価償却されるので、通常は減少していく。たとえば総務省方式による教育費に係る有形固定資産の耐用年数は50年とされている。ところで上越市の場合、「教育費」は18年度に資産価値が上がっている。校舎改築などを行ったことが原因であろうと思われる。

なお、いずれにしても、上越市の場合でいえば平成18年度の市民1人当たり有形固定資産総額1,451,250のおよそ27%が教育目的の資産であって、これは土木費のおよそ35%に次いで2番目に大きい。合併自治体には、かかる資産をどのように活用するのかが問われているといえよう。

表7 上越市の各年度末における行政目的別有形固定資産（市民1人当たり 単位：円）【出典：上越市のバランスシートを同市のウェブサイト上からダウンロードして作成】

		H13.3.31	H14.3.31	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31
(1)	総務費	64,318	64,679	61,996	60,288	131,485	134,331
(2)	民生費	41,787	41,907	39,539	37,407	86,630	84,125
(3)	衛生費	6,574	6,039	5,490	4,938	58,198	54,774
(4)	労働費	3,842	4,625	4,506	4,389	2,905	2,857
(5)	農林水産業費	63,951	63,577	62,991	60,886	226,519	212,455
(6)	商工費	15,429	15,733	16,730	15,918	48,367	48,450
(7)	土木費	500,895	522,370	530,542	533,669	512,788	503,115
(8)	消防費	4,596	4,405	3,986	3,570	10,633	10,417
(9)	教育費	276,704	279,032	275,341	274,671	389,212	396,487
(10)	その他	1,542	1,543	1,477	1,420	4,566	4,239
	有形固定資産合計	979,637	1,003,910	1,002,598	997,156	1,471,303	1,451,250
	（うち土地分）	310,136	324,809	336,761	345,808	364,767	376,889
	（うち建物分）	400,555	404,476	393,603	385,929		
	（うち道路下水等）	268,946	274,625	272,234	265,419		

<sup>6</sup> 学校その他の教育機関の用に供する財産のこと。なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第2号、第24条第3号、第28条。

## おわりに

本稿では、合併自治体の教育財政にかかわる問題を、おもに教育費歳出額の変化と、資産の形成という2つの側面、すなわちフローとストックの観点から検討してきた。合併自治体の場合は、教育費支出というフローの側面での地域的アンバランスが問題視されることが多いが、新自治体はそれぞれの自治体が形成してきた教育資産<sup>7</sup>を引き継いでいるのであって、これをどのように活用するかという今後の課題を抱えてもいることを無視できない。

なお、教育委員会が管理する校舎等の教育財産の管理をめぐっては、合併の有無とはかかわらず、知事部局の意向から全く独立的な事項ではありえない。滋賀県の豊郷小学校校舎改築問題はその典型的な例であった<sup>8</sup>。この事件を、行政活動の結果をあらわす地方経費の二面性という観点から、つまり地方自治体の財政支出が地域共同需要を満たして住民生活を支えるものである一方で、一部の利益集団の営利の対象となり住民の分断をもたらしたり地域共同需要を解体したりする場合があるとして、豊郷小学校改築問題を地方経費のネガティブな側面が機能した例としてあげる論者もいる。只友(2006)は次のように指摘する。「町当局が補修ではなく公共事業の事業量が大きい建て替え方式を選択したことを「教育施設という地域共同需要を充足する必須の施設の維持管理に関わり、営利的視点からの判断が行われた」結果、地域の世論は分裂し、地域共同性は解体を余儀なくされた」(只友, 2006, p.89)。平成の合併が地方分権改革の趣旨を実現するためのものであったことを考えれば、二元代表制にもとづく自治体首長の政策判断と議会の役割に加えて、住民の意思をどのように調整させるかが、当該自治体の行政運営において今後ますます重要度を増していくであろう(駒林, 2004)。自治体行政の総合性のもとに教育委員会が教育財産をいかに有効に管理・活用していくかは、自治体行政の効率性を高めるためにも今後検討されるべき事項であろうと思われる。

(本多正人)

## 【参考文献】

- 川瀬憲子 2004年 「地方自治制度の再編と地方財政」重森暁・田中重博編著『構造改革と地方財政—分権的税財政システムへの展望』自治体研究社
- 駒林良則 2004年 「二元的代表制の再検討」日本地方自治学会編『分権型社会の政治と自治』敬文堂
- 阪口健治 2006年 「コミュニティと自治体財政」『自治研究』第82巻12号
- 自治省財政局編 1996年 『地方財政のしくみとその運営の実態』地方財務協会
- 全国都道府県教育長協議会 2005年 『教育委員会のための市町村合併マニュアル(改訂版)』平成17年8月 ([http://www.kyoi-ren.gr.jp/gappeimanual\(kaitei\).pdf](http://www.kyoi-ren.gr.jp/gappeimanual(kaitei).pdf) よりダウンロード。)
- 只友景士 2006年 「第3章 地方経費の構造と機能の変化」宮本憲一・遠藤宏一編著『セミナー現代地方財政I』勁草書房
- 福島富 2006年 「第3章 上越市の地域自治組織—公募公選制はどのように実現したか」『地域と自治体 第31集 地域自治組織と住民自治』
- 山崎重孝 2006年 「『平成の大合併』の節目を迎えて」『自治研究』第703号
- 山本栄一 1989年 『都市の財政負担』有斐閣

<sup>7</sup> 法令上は教育財産という。

<sup>8</sup> これについては、「滋賀県豊郷町・小学校校舎損壊損害賠償請求行為請求控訴事件」『判例地方自治』No.280, 参照。



### 第3章 市町村合併に伴う教育行政の変化と課題に関する質問紙調査

#### 1. 調査の概要

##### (1) 調査の設計と実施

平成11年(1999)4月1日以降、平成18年(2006)4月1日までに市町村合併をした557市町村(合併を複数回行った場合も1と計上した場合の市町村数)の半数279市町村を無作為に抽出し、その教育委員会に対して実施した。

##### (2) 調査方法と実施時期

郵送による質問紙調査であり、平成19年(2007)2月に実施した。

##### (3) 調査項目

市町村合併を行った市町村教育委員会への訪問聞き取り調査(第4章に調査結果等掲載)や全国都道府県教育長協議会『教育委員会のための市町村合併マニュアル 改訂版』2005.8、さらに市町村合併に関する研究会編『市町村合併法定協議会運営マニュアル「基本編」』、『同「実務編」』ともに2006.9等を参考にしながら、市町村合併によりもたらされる教育行政の変化を、学校教育を中心に幅広く把握できるように調査項目を設定した。

調査項目は次の通りである。前半では、選択肢あるいは数値記入により市町村合併に伴う教育委員会組織・体制の変化を、後半では教育事業・活動の変化を中心に主として自由記述方式により尋ねている。なお、巻末資料に調査依頼状、調査票、自由記述回答を掲載している。

- ・合併の期日と合併後(現在)の人口
- ・市町村合併の概要(旧市町村の数、合併の方式、「地域審議会」等の設置)
- ・教育委員会(所在地、教育委員数等)
- ・教育委員会事務局(職員定数、指導主事数、今後の職員数の増減、分室等の設置等)
- ・旧市町村間における教育行政の調整
- ・合併後の教育活動の特色と教育委員会予算
- ・市町村合併に伴う成果と課題

##### (4) 調査票の回収状況

有効回収数は189件(市町村)で、回収率は67.7%であった。回答した教育委員会の所在市町村の人口は表1の通りであり、30万人を超えるカテゴリーの回答が高い傾向にあるが、他は第1章で示す全国分布とほぼ同じである。

表1 人口規模別回収状況 n=189

1万人以下	10(5.3%)
1～3万人以下	42(22.2%)
3～5万人以下	37(19.6%)
5～10万人以下	46(24.3%)
10～30万人以下	32(16.9%)
30万人～	22(11.6%)

## 2. 市町村合併の概要

### (1) 合併市町村（旧市町村）数

複数回野合併か否かを問わず、今ある市町村が幾つの市町村と合併したかについてみると、表1の通り、2市町村による合併が74（39.2％）件であり最多である。次いで3市町村の49（25.9％）であり、3市町村までで約3分の2程度を占める。

しかし、中には10を超える市町村が合併した例も若干みられ、合併数のみならず、合併関係市町村数が多い事例がある点でも平成の合併は大規模であったことが表れている。

表1 合併関係市町村の数（旧市町村の数）

n=189

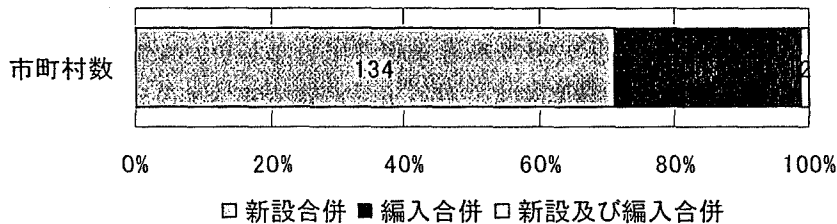
旧市町村数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14
市町村数	74	49	22	13	11	4	9	3	1	1	2
(割合%)	(39.2)	(25.9)	(11.6)	(6.9)	(5.8)	(2.1)	(4.8)	(1.6)	(0.5)	(0.5)	(1.1)

### (2) 合併の方式

回答市町村では、新設合併が全体の7割（70.9％）を占め、編入合併が3割弱（28.0％）、新設及び編入双方による合併を行った市町村は2件であった。なお、新設合併を2回行った場合は「新設合併」に、編入合併を2回行った場合は「編入合併」に分類している。

図1 合併の方式

n=189

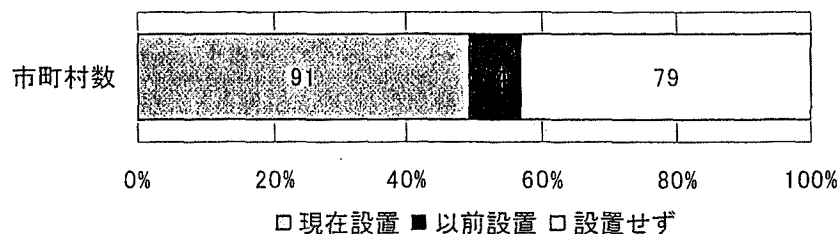


### (3) 「地域審議会」等の設置

合併によって自治体の規模が大きくなって地域住民の声が行政に反映されなくなることを避けるという趣旨から、合併特例法では首長の付属機関として合併関係市町村ごとに「地域審議会」を設置することができる規定がある。地域審議会は、現在約半数の合併市町村で設置されている。なお、この数値には、同様の機能を持つ「地域自治区」を市町村合併に際して設けた市町村も含めている。

図2 「地域審議会」等の設置状況

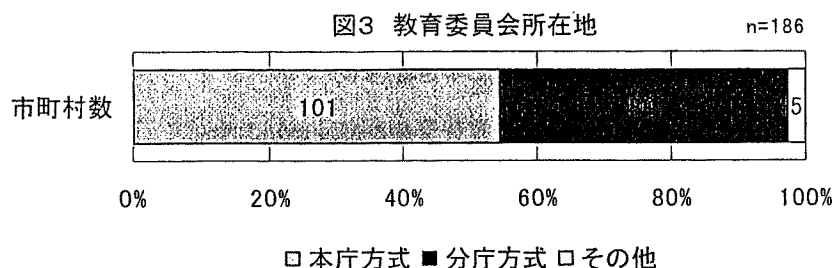
n=184



### 3. 教育委員会の配置と構成

#### (1) 所在地

教育委員会の場所は、首長部局と同じ旧市町村に所在する（本庁方式）市町村の方が多  
いが、教育委員会が別の旧市町村（分庁方式）に置かれている市町村は4割強と少なく  
ない。分庁方式を採用する主たる理由には、行政機関が一箇所に集中するのは旧市町村間の  
バランスを失するという考え方、あるいは合併後職員が増えたため本庁舎に入りきれない  
という物理的な問題がある。その他は、首長部局と同じ旧市町村内にあるが、別の場所に  
教育委員会が置かれている場合である。



#### (2) 教育委員の出身「旧市町村」

教育委員の出身を旧市町村（合併関係市町村）との関係でみると、表2の通りである。  
表3は、このうち新設合併の市町村に限定して掲げたものであるが、新設合併の場合、特  
定の市町村に片寄ることなく、合併関係市町村から幅広く教育委員が任命されている傾向  
が明確に表れている。

表2 教育委員の出身地（全数） n=187

	旧市町村数	教育委員の出身旧市町村の数					計
		1	2	3	4	5	
2		21	51				72
3		4	7	37			48
4		2	1	3	17		23
5		4	1		1	7	13
6		1	2	1	1	6	11
7		1	1			2	4
8		2	1	2	2	2	9
9		1	1			1	3
10		1					1
12			1				1
14		2					2
計		39	66	43	21	18	187

表3 教育委員の出身地（新設合併の場合） n=133

	旧市町村数	教育委員の出身旧市町村の数					計
		1	2	3	4	5	
2		2	47				49
3			2	34			36
4			1	2	16		19
5			1		1	7	9
6			1	1	1	5	8
7			1			2	3
8		1	1	2	2	2	8
9						1	1
計		3	54	39	20	17	133

#### (3) 教育長の合併前の旧市町村教育委員会における教育長経験の有無

旧市町村における教育長経験のある教育長は 116 名（61.7 %）、教育長経験がない教育  
長は 72 名（38.3 %）であり、旧市町村で経験のある教育長が多い。（n=188）

#### (4) 教育長の出身旧市町村

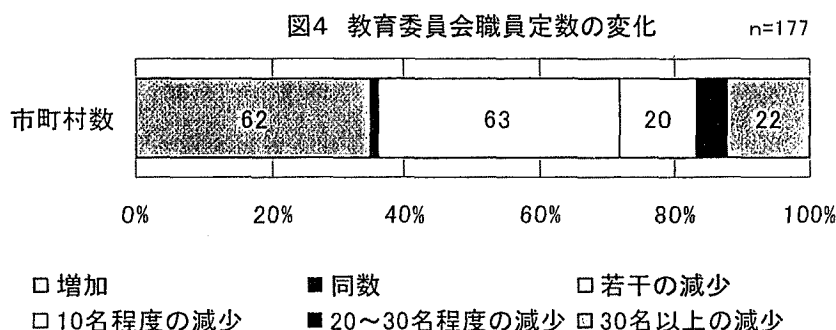
首長と同じ旧市町村出身は 129 名（68.6 %）、別の旧市町村出身は 56（29.8 %）である。  
新設合併の場合は、75 名（56.4 %）と 55 名（41.4 %）であり、首長とは別の旧市町村出  
身者を教育長に任命し、旧市町村間のバランスをとる市町村が少なくないことを窺わせる。

#### 4. 教育委員会事務局

##### (1) 教育委員会事務局定数の変化

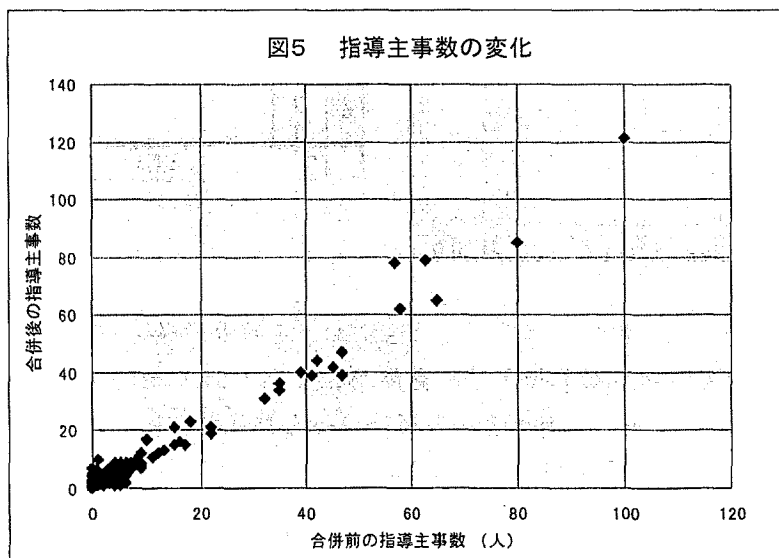
合併前(旧市町村における合計)と合併後の教育委員会事務局職員数の変化については、増加した市町村が35.0%であり、若干名減少した市町村の35.6%とほぼ同じ割合となっている。職員数を減らし、財政の健全化を図ることが合併の目標の一つであるが、まだそこまで進んでいない市町村があることを示している。

人口規模別にみると(図表省略)、人口3万人以下のすべての市町村が「職員数増加」と回答している。そして、人口規模が大きくなるほど、職員定数を大幅に削減する傾向にある。人口規模が小さい市町村では、職員の削減計画があまり進んでいないが、その理由として、合併により市町村規模が大きくなったために事務量が増え、逆に必要な職員を確保しなくてはならなくなった市町村の存在も推察される。



##### (2) 指導主事数

学校への指導の要となる指導主事の数、図のように、合併後増えた市町村が多い。また、減った場合でもこれまで各旧市町村に配置されていた指導主事が合併により余裕ができたという面がある。第4章の事例でも触れているように、小規模市町村ではこれまで配置できずにいたが合併により配置が可能になったケースは多い。



### (3) 今後の職員数

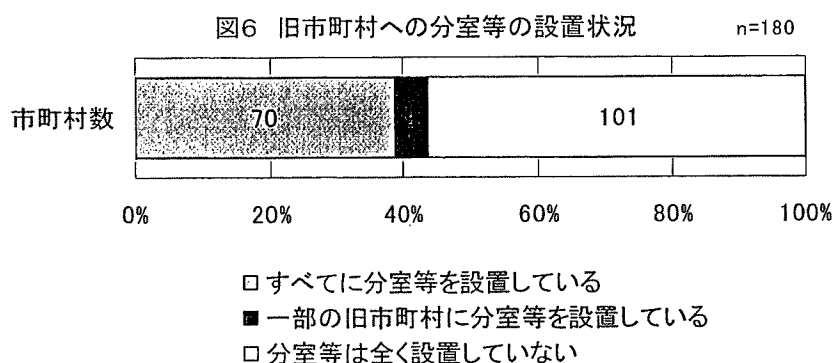
今後の職員増減数について記述のあった市町村は、回答があったうちの4割にあたる約70件である。全体的には不明や未定が多い。

具体的に減少数をあげた市町村は約40件、数は不明であるが減少とする市町村が約20件（このうち半数は、市町村全体の職員適正化計画等により教育委員会も数は不明であるが削減予定）、現状維持が数件、逆に増加の見込みが若干ある。大幅な職員削減を計画しているある市（人口5～10万人）では、現在160名の定員であるが、実員は145名。その数を4年後には78名まで半減にする予定であるという。

職員の削減方法に触れた市町村では、教育事務所や分室等の廃止、幼稚園の統合、指定管理者制度の導入、スクールバス運転手や給食職員退職後の民間委託などをあげている。

### (4) 分室等の設置

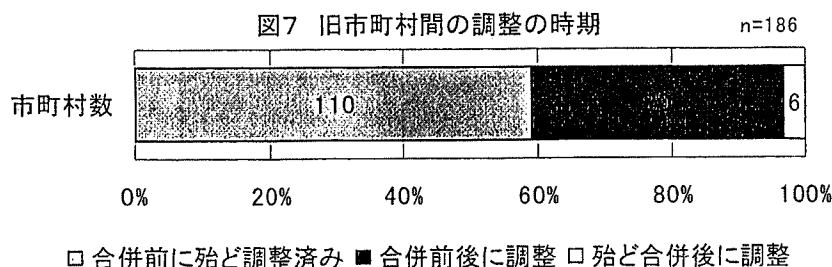
市町村合併により広域化すると、住民にとって行政窓口が遠くなる可能性がある。このため、旧市町村ごとに窓口を設けるなどして住民サービスの低下を回避する工夫が様々な行政分野で取られている。学校教育の事務処理について、教育委員会が所在しない旧市町村に分室等を設けているかを尋ねたところ、教育委員会が所在しない旧市町村すべてに分室等を設けている場合が4割弱、一部の旧市町村に設けている場合が5%、全く設けていないが5割台であった。



## 5. 旧市町村間の教育行政の調整

### (1) 調整の時期

合併協議会において合併後の市町村の姿が検討され、新しい建設計画としてまとめられるが、教育分野についてはどの段階で調整されたのかについてみると、図7の通りである。

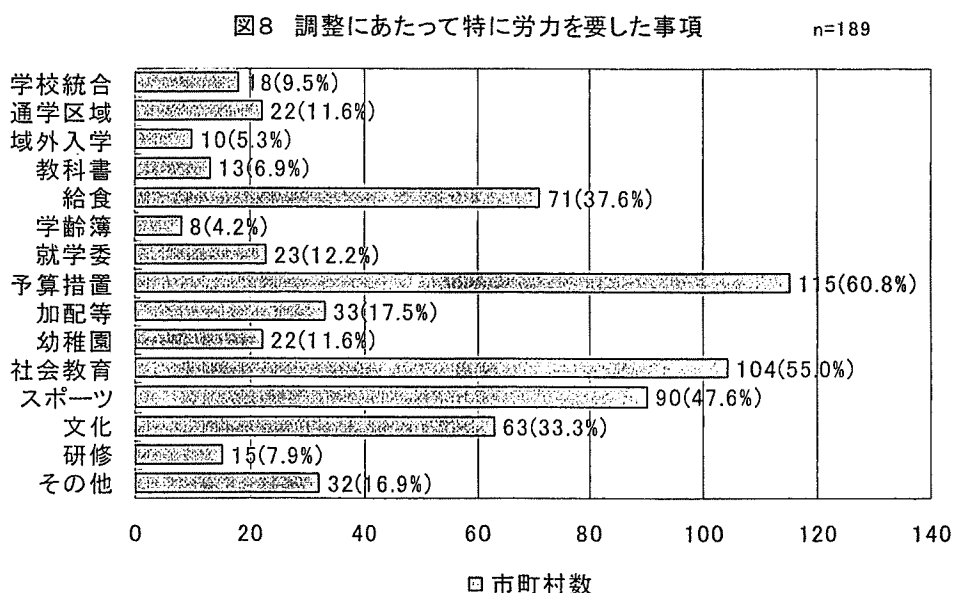


6割の市町村が合併前似殆ど調整済み、4割弱が合併前後で調整、合併後に殆ど調整という市町村は僅かである。後述の「合併の課題」の記述内容にも、まだ完全に調整が終わっていないことや調整が難しいといった意見があがっており、合併前に十分詰め切れていない市町村があることが分かる。

(2) 調整にあたって労力を要した事項

教育分野の調整において特に労力を要した事項としては、予算措置が最も多く6割の市町村があげている。次いで、社会教育（公民館事業・生涯学習関連事業）、スポーツ関連事業、学校給食、文化関連事業の順である。いずれも、各市町村において、特色を出しやすい事業といえる。

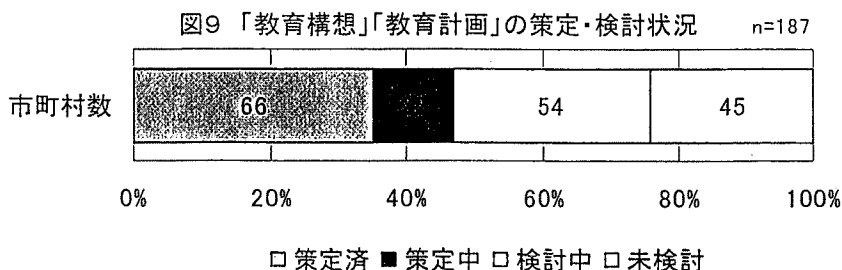
これに対して、学校統合をはじめ、学校教育関係の多くの事項の該当率は低い。そもそも市町村間で大きな違いがなかった、性急に調整することには課題が残るなどが理由として考えられる。



6. 合併後の教育活動の特色と教育委員会予算

(1) 教育構想や教育計画の策定

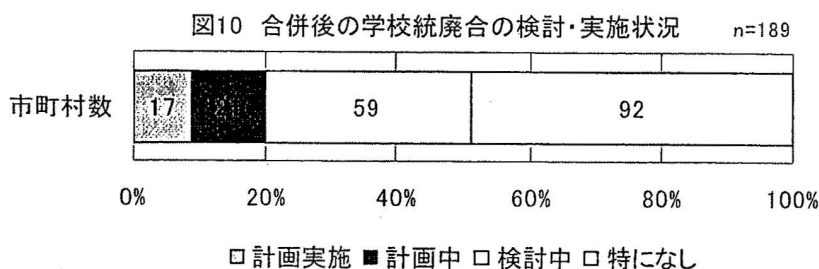
合併後、「教育構想」や「教育計画」を策定したかについては、策定済みと策定中を合わせて半数弱となっている。



人口規模別に見ると、「人口3万人以下」と「人口3～5万人」のカテゴリーで、4割を超える市町村で「策定済み」としており、他の人口規模カテゴリーよりも割合が高いという傾向がある（図表省略）。これまで、このような旧市町村では、規模が小さく小回りがきくことから、あまり教育構想や教育計画を策定してこなかったが、一定規模になったために必要性が増したのではないかと考えられる。

(2) 合併後の学校統合の検討・実施状況

市町村合併に伴い経費節約が期待されている教育領域の筆頭ともいえる学校統合については、「計画実施」と「計画中」で2割を占める。また、3割を超える市町村で「検討中」であり、全国的には、合併が行われたことによってようやく検討の動きが出てきたと見ることができる。



(3) 旧市町村の実施事業で新市町村全域に拡充した事業

各市町村とも主な事業3点以内の回答を求めたところ、135市町村（回答率71.4%）の回答があった。

内容を細かく見れば290件があがっているが、それを大きく分類すれば、①学校教育、②地域教育、③生涯学習、④教育行政の4つの領域に分けられる。そのうち半数は①学校教育に関する事業である。幅広い内容があがっているが、各種交流、特色ある学校づくり推進、学校教育支援のための人材派遣などが、まとまった数になっており注目される。次いで③生涯学習生涯関係の事業が多く、広がった地域を融合する取り組みがめだつ。④教育行政関係では通学補助関係が比較的多く見られる。

表4 新市町村に拡充した事業

学校教育関係	交流事業（海外、国内）、校外宿泊、体験学習、ふるさと学習、芸術鑑賞など 特別支援教育、教育相談、カウンセラー、補助教員、図書館司書、ボランティアなど 特色ある学校づくり（学校裁量予算）、少人数学級、副読本作成など 小学校英語教育、小中一貫・連携教育、連合スポーツ大会など
地域教育関係	健全育成、学校と地域の連携事業、子どもの居場所づくり、サタデースクールなど 子育て支援、家庭教育学級など
生涯学習関係	生涯学習フェスティバル、公民館の充実、図書館ネットワーク、移動図書館の巡回など 市民・町民体育祭、市民マラソン、水泳大会など ふるさと文化事業、芸能大会、合唱祭、地域振興補助金など
教育行政関係	遠距離通学費補助、自転車ヘルメット補助、修学旅行費補助、就園補助など 通学区域の弾力化、特認校制度、学校完全給食、二期制の実施、教職員研修など 学校間情報ネットワークの整備、全職員へのパソコン配備、扇風機設置など

(4) 合併に際して廃止・整理した事業

次に、廃止・整理した事業としては、合わせて 73 市町村 (38.6 %) から 104 件があがっている。前述の拡充した事業の約 3 分の 1 の件数である。

同様な分類を行うと、学校教育関係が約半数を占めるが、そのうち児童生徒の海外研修及び国内交流事業が合わせて 20 件を超え、廃止・整理した事業全体の 4 割に達する。特に小規模市町村で実施されていたが、それを拡大するわけにはいかないことになる。国内交流も旧町村で異なる交流先を整理したり、廃止したりしている。

地域教育関係では廃止された事業は極めて少ない。

生涯学習関係では、各種大会の整理統合と補助金等の整理や廃止がまとまってあがっている。教育行政関係では、奨学金廃止が 7 件最も多い。同じ事業でも拡充する市町村がある一方で、廃止する市町村があることは興味深い。

表 5 合併に際して廃止・整理した事業

学校教育関係	児童生徒海外研修、国内交流、芸術鑑賞、校外学習交通費補助など 研究会の整理、研究指定補助金など、 情報教育アドバイザー、複式学級講師配置など 校外指導補助金、放課後指導補助金、部活動補助金など
地域教育関係	P T A 補助金など
生涯学習関係	生涯学習講座の整理統合など 各種スポーツ大会の整理統合など 各種団体への補助金削減など
教育行政関係	遠距離通学費補助、奨学金貸与制度、修学旅行補助など、 山村留学制度、自校給食など 教員県外研修など

(5) 合併後新たに実施する教育事業

合併後新たに実施する事業や活動は、表 4 にほぼ重なる内容があがっている。78 市町村 (41.3 %) からの 114 件である。約半数が学校教育関係であり、次いで教育行政関係が多い。数カ所の市町村からあがっている事業は、小学校の英語教育、小中一貫教育、特別支援教育の充実、情報ネットワークの整備、教育センターの設置、広域化に伴う地域融合のための活動を推進する各種事業の展開などである。

表 6 合併後新たに実施する教育事業

学校教育関係	小学校における英語教育、特色ある学校づくり、読書活動など 小中一貫教育、学校交流事業、幼保一元化など 不登校対策、特別支援教育の充実など
地域教育関係	地域社会と学校の連携 (ネットワーク) など
生涯学習関係	文化スポーツ交流事業、全市の大会開催など
教育行政関係	合併に伴う教育の諸問題検討委員会の設置、全市的教育活動の展開など 情報ネットワークの整備、学校耐震化、体育館・ホールの建設など 教育センター等の設置、研修の充実など



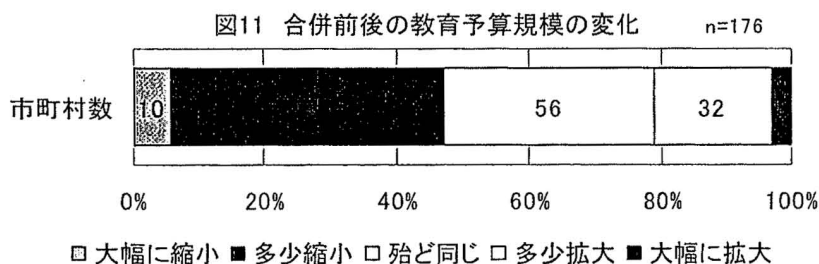
#### (6) 合併特例債を活用した事業

合併特例債を活用について回答のあったのは、122 市町村（64.6 %）である。196 件の活用事業があげられている。活用の対象は、①小中学校施設（校舎、体育館）、②給食センター、③幼稚園・保育所、④公民館・図書館・ホール等の生涯学習施設、⑤スポーツ施設、⑥情報関連の機器やネットワーク整備、⑦その他（文化財保護事業等）である。施設関係では耐震補強や新築・改築・増築などがあり、情報関連ではコンピュータ配備とLANの整備が中心となっている。

件数からみれば、①小中学校が6割近くを占め最も多い。しかも、改築よりも耐震補強や改修が相当程度上回っており、既存施設を整備して有効活用する方針であることが窺える。次いで多いのは、④生涯学習施設であり、2割近い数となっている。さらに、②給食センターについては1割があげている。学校施設もそうであるが、給食センターも統合して施設整備を行う場合が数件ある。⑥情報関連、⑤スポーツ施設はともに1割以下である。③幼稚園・保育所については、そのうち幼保一元化のための施設整備が半数を超えている。

#### (7) 予算規模の変化と新しい市町村の予算の特色

施設整備費を除く教育予算規模についての合併前後の比較では、5割弱の市町村が縮小、3割弱が殆ど同じ、2割強が拡大となっている。縮小のうち「大幅に縮小」というのは5.7%である。合併後は、経費削減でたいていの場合縮小ではないかと思われるが、必ずしもそうっていない。



次に、教育予算の特色についての記述は、57 市町村（30.2 %）の回答にとどまる。全体に縮小傾向にあり、特色がない、出せないと見られているのではないかと推察される。内容の件数も 61 と少ない。予算の特色に関する記述の概要は次の通りである。

①予算全般については、「合併直後は一時的予算が膨らむが（旧市町村分の合算のため）、緊急財政の折り、その後縮小となる」、「負担金や補助金の統合や廃止、額の統一をした予算編成」など、予算面での旧市町村間の調整がキーとなっていることが分かる。

また、合併によりそれぞれの旧市町村の優れた面が引き継がれ、全体として新市町村は水準が高まるとの見方があったが、「諸事業・制度の運用について、より高い方への総合化が検討され、結果として水準向上を図ることができた」との記述も見られる。さらに、予算の大幅拡大を図り、「建設計画等によるハード面及びソフト面の一体的な整備を行っている」とする市町村がある一方、大幅に予算が縮小した市町村では「合併後の財政改革で特色ある予算編成になっていない」と述べており、財政事情による違いが大きいと考えられる。

②領域的には、学校教育活動関係の記述が多い。7) 学校提案型あるいは学校裁量を大幅

に認めるなどの、特色ある学校づくりのための予算編成、イ)小学校英語教育、体験学習、小中あるいは中高一貫教育、リ)特別支援のための補助員等の配置などが特色ある予算とされている。

③個別の項目では学校施設整備に関する内容が2割と最も多い。耐震補強等の建設事業を計画的に進めようとしていることやこれまで滞っていた整備を行う様子が窺える。しかし、逆に「超緊縮型予算であり施設整備は大きく抑制される」との記述もあり、施設整備の取り組みの違いも大きく異なる様子が見て取れる。

## 7. 市町村合併の成果と課題

### (1) 合併の成果

教育分野において合併の成果は、どのように捉えられているか。合併の成果に関しては、110市町村(58.2%)の回答があった。その記述内容196件を整理し表5示す。

内容は、「学校教育活動」、「生涯学習・地域間交流」、「教育行政」に大別できる。

<学校教育活動>のうち、「①学校教育活動の充実」には、学校内で具体的にどのような成果がもたらされたかをまとめている。例えば、必ずしも十分でなかった教育環境の教育条件の底上げが可能になったとする「学校間の均衡化」、他校の様子を聞いて自校でも新たなことに取り組むなど、交流等が刺激になり活性化につながるという内容の「情報交換・交流による学校の活性化」など、合併後の新たな施策のなかで改善された点である。

「②学校への指導・支援」は、人的整備をまとめている。指導主事、補助教員、その他のいろいろな指導員の配置である。「③学校間交流合同行事」は、学校外の活動による成果であり、児童生徒の活動の幅が広がると述べられている。

<生涯学習・地域間交流>には、成人の活動を一括している。これまで他市町村であった地域の施設が利用できるようになり、講座にも参加できるようになったという学習機会の拡大、旧市町村境界を越えた交流の拡大などである。

<教育行政>に関する成果が最も多く、そこには、施策与件の拡大、経費削減、事務体制の充実、事業の充実などがあげられている。

⑥学校統合・通学区域の変更では、旧市町村界をまたがる学校統合や通学区域の調整が可能になったことも成果とされている。⑦施設整備では、特例債の活用で整備が進むこと、特に小規模市町村ではなかなか容易ではなかった計画的整備、学校施設水準の向上、迅速な整備(修理等)が可能となったこと、生涯学習施設などにおいて合併後は旧他市町村の施設を使えるために新たに新設する必要が無くなったことがある。

教職員に関わる内容には、⑧人件費削減と⑨研修・人事異動が中心である。経費削減の規模はともかく、人件費の削減はいずれの市町村も明白な第一の合併成果である。また、人事の広域化により、より効果が期待される教員及び職員の人事異動が可能になった。

事務に関する成果には、⑩事務体制と⑪事業の見直し・充実の内容に分けられる。前者については、旧市町村の事務を一元化することで効率化が図られたこと、従来手が届かなかった専門部署や職員を配置することができるようになり専門性が高まったことなどがある。後者では、旧市町村それぞれの事業の取舍選択を迫られることから、事業見直しの機会になったこと、また意味のある活動や成果が期待される活動を全市的に展開できたこと、さらには、教育活動の関連団体を整理統合することにより効率化が図られるなどがある。

表7 市町村合併の成果

(数字は件数)

<p>&lt;学校教育活動&gt;64</p> <p>①学校教育活動の充実 35 学校間の均衡化、情報交換・交流による学校の活性化、学校の特色づくり、学校の安全対策の充実、学校配当予算の拡大、特別支援教育の充実、学校教育ネットワークの活用など</p> <p>②学校への指導・支援 14 指導主事の配置・充実、学校訪問の充実・拡大、補助教員や指導員の配置など</p> <p>③学校間交流合同行事 15 学校間交流の拡大、合同行事(大会・発表会)</p> <p>&lt;生涯学習・地域間交流&gt;25</p> <p>④生涯学習・文化活動 16 生涯学習の場や機会の拡大、運動施設の有効活用、文化財の増加、学芸員による文化財保護など</p> <p>⑤地域間交流 9 旧市町村間の交流、各種団体の交流、市民参加型活動の意識化など</p> <p>&lt;教育行政&gt;100</p> <p>⑥学校統合・通学区域の変更 7 小規模校の統合、旧市町村境界を超えた学校統合や通学区域の見直しなど</p> <p>⑦施設整備 23 計画的な整備、特例債による整備、学校施設整備水準の向上、迅速な整備対応、不要な新設など</p> <p>⑧人件費削減 9 教育委員数の削減、事務職員の削減による節約効果など</p> <p>⑨研修・人事 14 教職員研修の充実、教職員異動の円滑化、人事交流の広域化による意欲の向上など</p> <p>⑩事務体制 14 事務の一元化による効率化、課設置による専門性の向上、企画部門・指導主事の配置など</p> <p>⑪事業の見直し・充実 33 事業見直しの契機、特色ある事業の全域展開、事業・補助や団体の統合による効率化など</p>
---

## (2) 合併の課題

これに対して課題はどうか。課題をあげる市町村は、成果よりも多少多い 115 市町村(60.9%)である。その内容は 177 件を数え、教育行政の変化<行政条件>、旧市町村間の調整の具体的課題<旧市町村間の調整>、そして、合併により必要となってきた具体的な施策<教育施策>に大別できる。

件数が最も多いのが、<行政条件>である。その第一は、合併により事務量が拡大した(①事務の拡大)という内容である。「学校や施設が増えて、様子を十分に把握できなくなった」「施設の維持管理が行き届かない」「指導主事派遣要請が学校から数多くあるが、とても応えられない」「学校数が増えたため、教育委員や教育委員会職員の学校訪問が減った」などの問題点をあげており、その理由として「事務量に対して人員が少ない」ということが述べられている。教育委員会事務局で対応できないために、指定管理者制度の導

入を検討するということもある。第二に、先の事務量の拡大の要因の一つである「②広域化」の指摘がある。「分庁方式であるため事務が非効率である」、「教育委員会と教育事務所など分室等との連絡に時間がかかる」、「各機関を訪問する際に移動時間がかかる」などである。第三は、「③財政難」である。「交付税の削減が予想以上であり、合併しても財政状況は改善されないばかりか悪化している」「財政難により、合併時に設定した行政サービスが維持できない」「合併時に行った施設整備の債務が財政を圧迫している」などの声があがっている。

表 8 市町村合併の課題

(数字は件数)

<p>&lt;行政条件&gt; 55</p> <p>①事務の拡大 31</p> <p>学校・施設が増え把握が不十分、維持管理が行き届かない、指導主事の派遣等に応えられない、学校訪問機会が減少、仕事量に比して対応する人員が少ない、指定管理者制度の導入など</p> <p>②広域化 10</p> <p>分庁方式による事務の非効率化、教育事務所や施設との連絡に時間、面積が拡大し移動に時間、教育委員会から離れている地域への教育行政の浸透に課題など</p> <p>③財政難 15</p> <p>交付税の削減による財政悪化、合併時の行政サービスの維持不可能、施設建設の債務が圧迫など</p> <p>&lt;旧市町村間の調整&gt; 72</p> <p>④全般 29</p> <p>歴史のある事業を急には統一できない、事業の関係や仕組みが複雑で統一できない、地域間格差がまだ残る、一体感の醸成、旧市町村におけるしがらみの払拭、合併理由の理解を深めるなど</p> <p>⑤地域の特徴と統一 7</p> <p>地域に即した行政サービスの提供、小規模校・複式校への対応、地域の要望への対応、自立した地域活動の育成など</p> <p>⑥予算・補助金 16</p> <p>通学費助成の統一、学校規模に差があり配当予算の適正化が難しい、補助金等の不公平感が残る、施設の料金等に差、団体が合併せず報酬等が統一できないなど</p> <p>⑦学校給食 10</p> <p>学校給食方式の違い、給食費に差、給食の実施状況に差、給食センターへの統合など</p> <p>⑧その他の調整事項 9</p> <p>学校行事や部活のバス利用の統一、パソコンソフトの統一、手続きの統一、各種団体の再編成など</p> <p>&lt;教育計画&gt; 42</p> <p>⑨施設整備 17</p> <p>学校施設整備計画、学校施設設備の水準に差、生涯学習施設等の再編整備など</p> <p>⑩学校統廃合・通学区域 25</p> <p>学校統合、統合による環境変化対策、通学区域の見直し、学校選択制との調整、組合立学校との関係など</p>
---

<旧市町村間の調整>については、まず、個別具体的な調整事項ではなく、調整が進まないことやその理由等を「④全般」として整理した。これには、「旧市町村において歴史のある事業を急に統一はできない」「事業の関係や仕組みが複雑で統一できない」「地域間の格差がまだ残る」「旧市町村におけるしがらみの払拭が必要」「一体感の醸成が必要」などがある。次に、合併したからといってすべて統一した事業展開をする必要はなく、地域の実情や特色を生かした施策も必要と考えられるが、関連してどこまで調整し一体化や統一を図るかといった課題があがっている（⑤地域の特色と統一化）。「地域に即した行政サービス提供の必要性」「小規模・複式校への対応」「地域の要望への対応」などであるが、さらに、以上のように行政が対応するのではなく地域社会や団体組織の「自立した地域活動の育成」を取り組むべき課題としてあげる市町村もある。

他方、個別具体的な調整事項としては、⑥予算・補助金と⑦学校給食にまとまった件数がある。前者では、「通学費補助の統一」、「学校配当予算の適正化」、「施設の料金等の差」などがあ利、後者では、給食方式、給食費、給食の実施状況等の違いである。⑧その他の調整事項には、学校行事や部活におけるバス利用、パソコンソフトの統一、生涯学習関連団体の再編成などがある。

上記に対して、今後、踏み込んで新たに打ち出すべき施策・計画と考えられているものに、⑨施設整備、⑩学校統廃合・通学区域がある。前者は、耐震補強や改築などの全域的な施設整備計画、学校施設や設備の水準格差の是正などが、後者には、学校統合、通学区域の見直し、既に実施している学校選択制と通学区域の調整などが指摘されている。

## 8. 市町村合併に伴う教育行政の変化

以上の全国の市町村教育委員会を対象とした調査結果を踏まえ、市町村合併に伴う教育行政の変化の概要を、教育事業・活動の拡充・縮小に注目してまとめておきたい。

### (1) 教育事業・活動の見直し

合併の成果では、まず第一に、合併がこれまでの教育事業・活動を見直す契機になった。そして、旧市町村で行われていた優れた事業・活動を新しい市町村全域に拡充する一方で、意義の薄れた事業・活動や効果の余り無い事業・活動は淘汰されることになった。

それによって、これまで旧市町村では問題とされながらも解消あるいは解決できなかった懸案事項に検討が加えられるようになった。旧市町村の中では無理であったものが、合併という広い地域の枠の中で検討を余儀なくされ、一気に進むこともある。例えば学校統合。小規模校が多い旧市町村の時代には、それぞれの地域を大事にするという考え方から存置されていた小規模校は、より大きな規模の学校へと統合され、教育環境の向上が図られる。他方で、学校統合は財政面での改善につながる。

### (2) 教育環境・水準の底上げ

では具体的に、事業・活動見直しはどのように行われているのか。その第一の基準は、旧市町村間の不均衡の解消である。旧市町村間の不均衡は不公平感を生むため、解消すべく調整が図られる。その結果、あまり条件等が恵まれなかった旧市町村や地域に対しては、底上げが図られることになる。特色ある予算配分の回答に見られた「旧市よりも旧町に重点的に配分」との記述は、まさにそれを裏付けている。比較的財政的に余裕のある一定規模の市と、財政的に厳しい町村との編入合併の場合は、このような形になりやすい。

### (3) 事業・活動の拡充と新規事業・活動の展開

事業・活動の見直しの次の基準といえるのは、事業・活動のレベルアップである。旧市町村それぞれで実施していた事業・活動を評価し、より意味のあるもの、効果のあるものを集めて全市町村への展開が行われている。これにより、全市町村的なレベルアップを実現している。

この他、先述の通り、合併に合わせて新規事業・活動を展開する市町村は少なくない。合併を機に内容の濃い教育構想や計画を立てて、教育振興の拡大を意図するところもある。

### (4) 市町村合併と財政力

このような、新規の事業・活動の導入に至る市町村もある。しかし、合併しても財政的に厳しさが続く市町村では、現状の事業・活動、あるいは基本的な事業・活動を維持するのが精一杯あり、新しい事業・活動に取り組むことは難しくなっている。そればかりか、維持できるのであればまだ良しとすべきで、地方交付税の削減により事業・活動を縮小せざるを得ない状況に追い込まれ始めたケースさえある。また、合併時に新たな事業・活動を始めた市町村でも、それを維持できるかの懸念を抱えたところもある。

つまり、市町村合併により新たな教育上の発展を遂げようとしている市町村から、合併しても教育事業・活動は停滞なし縮小を余儀なくされている市町村まで、財政力によって大きく分かれている。

合併後も財政力が弱い小規模市町村では、地方交付税が年々削減に対して、果たして有効な対策が取れるのか。一層の教育事業・活動のスリム化が突きつけられている中、教育委員会さらには市町村の企画力が問われているといえよう。

合併を果たしても教育事業・活動の維持が困難になりつつある市町村を具体的なモデルとして将来像をシミュレーションすることは、県レベル、国レベルでも今後の教育政策を検討する上で重要になってくると考えられる。

(屋敷和佳)

注) 本稿では、新設合併、編入合併の別を問わず、合併前の市町村(合併関係市町村)を旧市町村と呼んでいる。

## 第4章 市町村合併に伴う教育行政の変化と課題に関する訪問調査

本章では、市町村合併に伴い教育行政あるいは教育事業がどのように変化したか、また、市町村合併の成果と課題は何であったかについて、全国の教育委員会に対する聞き取りを通じて、事例的分析的に明らかにする。

報告するのは、徳島県那賀町、秋田県にかほ市、熊本県天草市、長崎県佐世保市宇久地区（旧宇久町）、静岡県浜松市である。個別の報告に先立ち、まず第1章のデータを用いて、人口と面積について、訪問調査地の特徴を捉えておきたい。

第1章図16、図17に示した合併後の人口と面積のグラフから調査対象市町村を抽出したものが図1である。また、第1章図10、図11の旧市町村・最大人口構成比率と第2位／最大人口比率の関係のグラフから調査対象市町村を抽出したものが図2である。

図1をみると、浜松市は他に比べ人口、面積ともかなり大きく、佐世保市は面積は大きくはないが人口は大きい。那賀町は面積に比べて人口が少ない。にかほ市は、面積、人口共に小さい。

図2をみると、編入合併である浜松市、佐世保市は大人口の旧市町村の人口規模が大きく、特に佐世保市は廃止された旧市町村の人口が少なかったことがわかる。那賀町、にかほ市は最大と第2位の市町村の人口の差が少なく口面では小規模対等合併であるといえる。（山口勝巳）

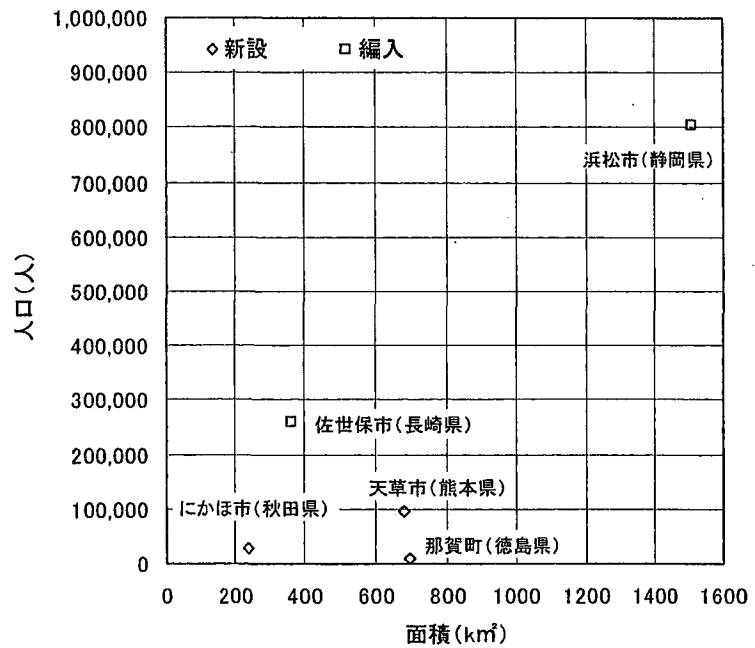


図1 事例報告市町村の合併後の人口と面積

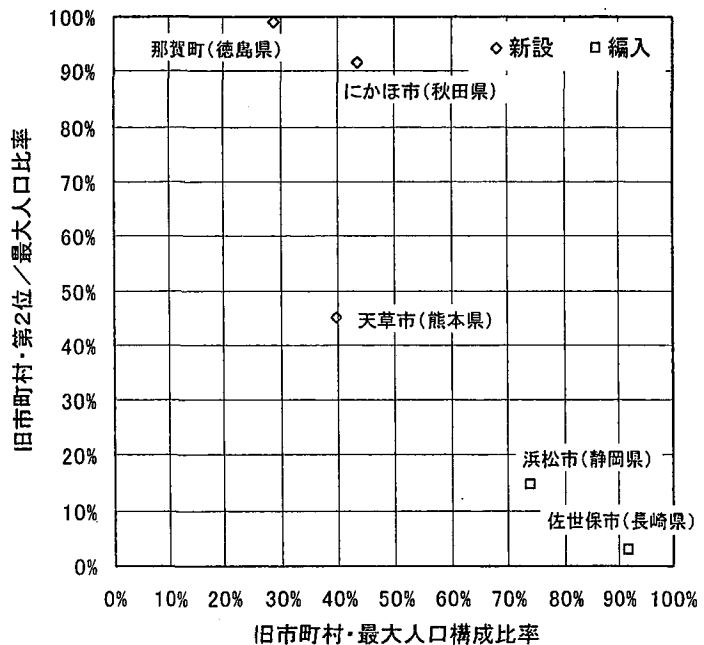


図2 事例報告市町村の旧市町村・最大人口構成比率と第2位／最大人口比率

## 第1節 那賀町（徳島県）

### 1. 那賀町の概要と合併の経緯

#### (1) 町の概要

那賀町は、標高1千メートルの四国山地の南側を流れる那賀川の中・上流域に位置する中山間地域の町である。この地域は丹生谷と呼ばれ、昭和30年代半ばには人口2万3千人であったが、過疎化が進み、現在は1万2千人と半減している。

那賀川には数カ所のダムが作られており、ダム建設に合わせて整備された国道が動脈となっている。5町村の合併であるが、新町の役場が置かれている旧鷺敷町まで徳島市からバスで1時間半、さらに高知県境の旧木頭村までは、バスを乗り継ぎさらに1時間半を要する。この移動時間からも分かるように町の面積は広く、695平方キロメートルあり、徳島県の面積の約17%を占め、県内で最大の面積を持つことになった。

#### (2) 合併の経緯

旧5町村は、地理、歴史、産業、文化面でも古くから結びつきが強く、行政面でも一部事務組合が設けられていた。過疎化、少子高齢化、地方分権の推進、地方交付税の削減などの課題に対応するため、平成16年1月に「丹生谷合併協議会」を設置。9月には「那賀町まちづくり計画」を策定し、平成17年3月1日に合併した。

合併時の旧5町村の人口は、鷺敷町3,360人、相生町3,368人、上那賀町2,365人、木沢村957人、木頭村1,843人（いずれも平成12年国勢調査）である。

### 2. 那賀町のまちづくり

#### (1) 庁舎の配置

旧鷺敷町と旧相生町は那賀川の中流域にあり、町内では交通の便もよい。この旧2町の役場のうち旧鷺敷町役場に本庁（総務課、企画情報課、税務課など）が、旧相生町役場に分庁（農林振興課、建設課、健康福祉課）が置かれた。教育委員会は本庁舎にある。

また、地元の要望も強かったことから旧那賀町役場、旧木沢村役場、旧木頭村役場はそれぞれ「総合支所」として、地域振興課、住民福祉室、教育委員会事務室分室などが置かれた。この他、本庁舎には鷺敷支所、分庁舎には相生支所も設けられ、住民と密接に関わる業務については、すべて合併以前と同様に地元で処理できるようになっている。

#### (2) 地域審議会

各地区の住民の意見を反映させるために、旧5町村それぞれの地域審議会が設置されている。合併協議書によると、設置期間は平成27年度末まで、各地区の自治会や公共団体の代表者など10名以内の組織である。地域審議会は、町長の試問を受け、①まちづくり計画の変更、②まちづくり計画の執行状況、③基本構想の策定・変更、④その他町長が必要と認める事項について審議し答申する。



### (3) 合併協議会における教育分野の調整

公共料金や使用料等に絞ると、教育分野における主な調整・変更には次のものがある。

まず、幼稚園については、定額制（保育園保育料に準じたスライド制でない）になっていた旧町村では、那賀町として新たな授業料や保育料が設定された。この結果、一部旧村では値上げとなった。次に、公民館、体育館、グラウンドの使用料については、合併後も合併前と同額を原則とするが、同一あるいは類似施設の場合は調整することとされた。

さらに、奨学金制度については貸与額の上限が統一されており、一部の旧町村では貸与額が下げられたことになる。

### (4) 基本構想と行政改革プラン

那賀町では、合併協議会で策定した「那賀町まちづくり計画」を基本構想と位置づけている。したがって、「まちづくり計画」では、具体的な事業計画は掲載されておらず、教育分野について述べた「すべての人の個性や創造性が生きづく教育文化のまちづくり」の項目でも、学校環境の充実、生涯学習の推進、人権の尊重、教育・体育・文化施設の充実及び活用といった方向性が示すにとどまっている。

通常、基本構想に続いて基本計画や実施計画が策定の予定であるが、現時点では策定されていない。公表されているのは、「那賀町行政改革〈集中改革プラン〉」（平成 17 年度～21 年度）である。

那賀町の合併の大きな理由は、財政の厳しさにある。しかし、合併を果たしたからといって、財政状況が好転しているわけではない。起債償還費が毎年 25 億円、人件費が約 20 億円という状況のなかで（平成 18 年度当初予算 113 億円）、地方交付税は毎年 2 億円の減額が重くのしかかる。したがって、新たな事業の展開は論外として、現在展開している事業・活動をいかに維持できるか、どの事業を節約できるかに腐心することになる。行政改革プランは、如実にそれを示しており、教育分野では、旧鷲敷町内の 2 校の統合（平成 17 年度）、幼稚園と保育所の統合による幼保一元化（平成 19 年度 1 件）が盛り込まれている。

## 3. 那賀町の教育振興

### (1) 児童生徒の減少と学校統合

図のように、かつては各旧町村ともに数多くの小学校と中学校があったが、統合が進み、平成 18 年度現在では小学校 7 校、中学校 4 校になっている。高等学校については、県立那賀高等学校の分校 2 校が統合され、本校 1 校（普通科、寄宿舎設置）となった。

これまで、学校統合に際してスクールバスを運行してきており、スクールバス利用者がいない小中学校は若干数にとどまる。

平成 17 年度現在の那賀町の小学生総数は 498 名、中学生総数は 268 名であり、鷲敷小学校と相生小学校を除く 5 小学校は全学年合わせて 50 名以下という極小規模校である。

ところで、旧木沢村の中学生については変則的な通学となっている。合併前の平成 16 年に旧木沢村教育委員会が、旧相生町の相生中学校に事務委託をして以来、旧木沢村内の中学生はスクールバスで学校規模の相生中学校へ通っているのである。

### (2) 丹生谷地域中高一貫教育

上記のように学校規模が縮小する中で、那賀高等学校と那賀町の 4 中学校の間の連携型中高一貫教育が積極的に行われてきた。那賀高等学校は、1 学級 20 数名の学級編成を实

施しており、生徒へのきめ細かな指導は、進学に就職に優れた進路実績を上げている

#### 4. 合併の成果と課題

##### (1) 合併の成果

合併に際して、教育委員会では重点施策を定めるとともに、学校教育、社会教育、文化振興についての目標と基本方針、努力事項を設定した。「那賀町教育委員会基本方針」である。その重点施策に掲げられた一つに、「保・小・中・高校の連携強化を図り、全教職員の熱意と創意を結集して、教育の発展に努める。」とある。

これまで旧町村間で温度差のあった学校種を超えた連携、そして地域間の連携が容易に推進できる条件が整ったということができる。

##### (2) 合併の課題

第一は、町の財源確保の問題である。合併後3年間は特別交付税措置分が交付されるもの、まもなく期限が来る。また、合併後10年間は地方交付税（普通交付税）の特例措置（「合併算定替」）により、旧町村が合併しなかったものと仮定してそれぞれの額を合わせた形で交付されているが、その措置終了後は大幅な地方交付税の削減となることは明白である。それまでに、財政面の体力をどのようにつけるか、あるいはどの部分の経費削減が可能かについて、早急に検討が必要である。教育分野についても、当然コスト面からの改革が求められる。教育環境・条件の低下を避けながら、それを実現できるかについて抜本的な検討が避けて通れない。

第二は、児童生徒の減少に伴う小規模校化への対策である。小学校児童総数は、この数年間で2割近い減少になると予想されている。児童生徒数の減少は学校教育環境の低下につながる。また、複式学級数も増えることになる。これまで複式学級に対しては、町費により教員雇用をも行い複式解消に努めているが、経費的に限界がある。したがって、学校統合を積極的に検討しなくてはならない。小学校は、旧町村に1校、中学校は那賀町全体で2校ないし3校が妥当ではないかとの声もあがっている。学校統合を進めるには、統合校の位置の決定、通学の安全性やスクールバスの確保、跡地の活用、学校施設の整備などのほかに、地域の文化拠点あるいは地域の人々の精神的拠り所としての役割、さらには地域振興についても配慮が必要となる。

第三に、学校統合を進めるにしてもスクールバスの運行経費、施設整備費、通学費補助など、第一点に関わる課題も決して小さくない。

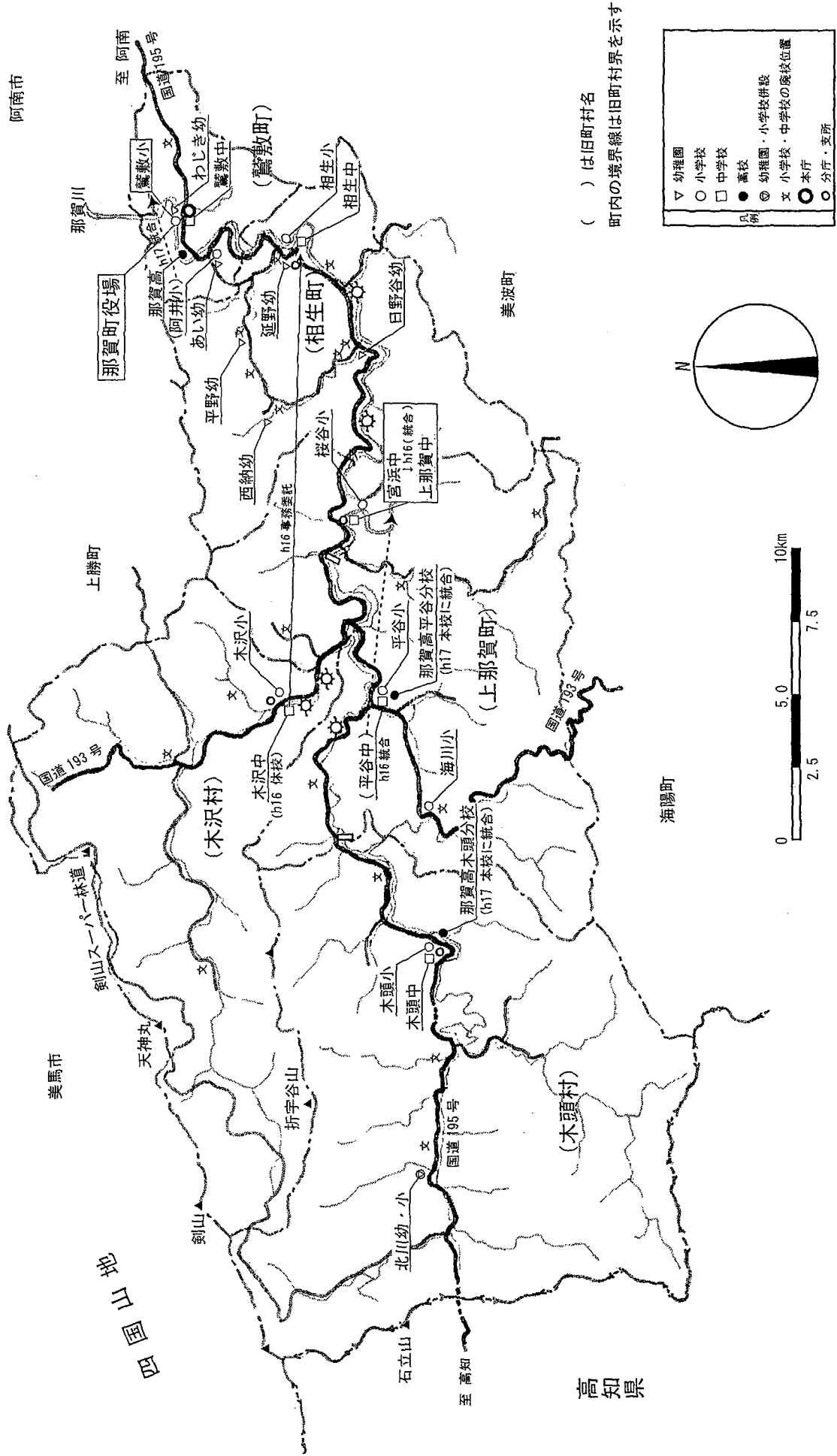
(屋敷和佳)

【謝辞】本稿は、平成18年2月に行った那賀町教育委員会への訪問聞き取り調査等をもとにとりまとめたものである。ご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

##### 【参考文献】

- 1) 丹生谷合併協議会『那賀町まちづくり計画』2005.9
- 2) 丹生谷合併協議会『那賀町の誕生に向けて～合併協議の概要～』
- 3) 那賀町教育委員会「那賀町教育委員会基本方針」
- 4) 那賀町「那賀町行政改革＜集中改革プラン＞」
- 5) 那賀町「広報なか 2005 vol.6」2005.9

図 徳島県那賀町学校配置図



## 第2節 にかほ市（秋田県）

### 1. にかほ市の概要

山形県と接する秋田県南西部にあり、出羽富士として有名な鳥海山から北西に日本海まで市域が広がるにかほ市は、人口2万9千人（平成18年3月末現在）。面積は、240平方キロメートルである。

海岸線にそってJR羽越線と国道7号線が走り、人口もそこに集中している。山と海を擁した観光地であるが、電子部品産業の集積発展もよく知られている。第2次産業就業者の割合は50%を超えており、秋田県ではもっともその割合が高い。

### 2. 市町合併の経緯

#### （1）合併調印に至る経緯

これまでゴミ処理、消防、救急、公共下水道を共同実施するなど結びつきの強かった仁賀保町、金浦町、象潟町の3町は平成14年7月に、県内最初の法定合併協議会を設置し、16年3月の合併をめざした。県は合併重点支援地域の第一号として支援してきた。

協議会を重ね、新市の名称が「にかほ市」、新事務所の位置が3町の真ん中に位置する金浦と決定されたが、象潟町長は3分の2が反対の住民アンケート調査結果を踏まえ、合併協議会離脱を申し入れた。4ヶ月の中断の後、県知事による「新市の名称と事務所の位置」についての再協議の提案を受けて合併協議会で再協議を確認した。

その後、象潟町でアンケート調査を行った結果、合併協議会復帰53%、反対39%となり、翌月の合併協議会に象潟町の委員も出席。15ヶ月ぶりに3町そろい実質再開となる。

平成16年12月の第20回合併協議会で、3町長で絞り込んだ「新市の名称と事務所の位置」についての提案があり、新市の名称を「にかほ市」、新市の事務所の位置を「象潟」（象潟役場）と決定し、さらに新市において文化施設を合併後3年以内に金浦地内に建設し、引き続き総合体育施設を金浦地内に建設するものとされた。

表1 合併調印までの経緯

平成14年7月 3町による法定合併協議会設置（秋田県内で最初）、16年3月の合併をめざす。

15年5月 第11回協議会で、新市の名称が決定。

15年8月 第15回協議会で新市事務所の位置を決定。新市まちづくり計画を決定。

15年10月 象潟町が町民アンケート結果（合併反対2/3）を踏まえ、離脱を申し入れ。

16年3月 県知事が3町長を訪問し、新市の名称と事務所の位置について再協議を提案。

16年8月 合併協議会で再協議を確認。

16年10月 再協議の決定を受けて象潟町でアンケート調査実施（合併協議会復帰52.6%）。

16年12月 新市の名称と事務所の位置を再協議し決定。新市まちづくり計画を一部変更。

17年2月 合併協定調印式

合併協定書は、平成 17 年 2 月に調印された。合併期日は 17 年 10 月 1 日である。その日は国勢調査当日であるが、人口は平成 12 年の国勢調査における 3 町の合計人口 (30,347 人) が適用され、市制施行が可能であることが理由の一つであった。

#### (2) 新市への移行

平成 17 年 10 月に新市になった時に旧仁賀保町長が暫定市長に就き、暫定教育長には旧象潟町の教育長が就いた。次に、11 月の選挙で旧象潟町長が当選し、新しい教育長には旧仁賀保町教育長が就任した。

庁舎は分庁舎方式で、本庁 (旧象潟役場) に総務部、議会、農業委員会等が置かれ、金浦庁舎に産業部と建設部が、仁賀保庁舎には、市民部、健康福祉部が置かれている。教育委員会は金浦にあるが、金浦庁舎ではなく勤労青少年ホーム内にある。ただし、市民に身近な行政サービスについては、引き続き身近な場所に窓口が必要なことから、各庁舎に総合窓口として市民サービスセンターが設けられた。

合併後も市は様々な調整をしながら行政運営を進めている。平成 18 年 3 月には、合併協議会が策定した「新市まちづくり計画」を受け継ぎ、新たに「にかほ市総合発展計画」が策定された。

### 3. 教育委員会の組織

#### (1) 教育委員会

教育委員の出身は、旧仁賀保町から 2 名、旧象潟町から 2 名、金浦町から 1 名の構成であり、委員長は前象潟町教育長が務めている。

#### (2) 教育委員会事務局の組織

事務局は、総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課、文化財保護課の 5 課構成である。旧象潟町では 3 課、旧仁賀保町と旧金浦町では 2 課であったので、ちょうど係が課に昇格した形になる。なお、スポーツ振興課と文化財保護課は本庁舎に置かれている。

ところで、新市に移行した当時は、各市民サービスセンターに教育班が置かれていた。しかし、業務量あまり発生しないことが分かり、「にかほ市行財政改革大綱」のもと「集中改革プラン」により平成 18 年度に廃止された。

#### (3) 教育研究所の設置

組織上の注目すべき点は、新たに教育研究所を設けたことである。教育研究所は独立した施設を持たず、教育委員会がある勤労青少年センター内にある。3 名態勢で、所長は学校教育課長が兼務する。旧町の時代は、どこの町にも指導主事が配置されておらず学校からの不満があったが、教育研究所の設置によりそれは解消されて、各校の指導が充実するものと期待されている。

研究所は、各校の運営委員会メンバーや研究主任等を招集し、新市の教育方針の浸透や教職員の資質向上に取り組んでいる。

### 4. 新市の教育事業

#### (1) 学校の配置

にかほ市には小学校 8 校、中学校 4 校があり、旧町別には、仁賀保 (小 4 校、中 2 校)、金浦 (小 1 校、中 1 校)、象潟 (小 3 校、中 1 校) である。

象潟中学校の改築が平成 19 年度に終了する。合併によって整備が遅れた仁賀保中学校については、用地買収を経て、平成 20～21 年を目標に統合中学校の建設を行う計画となっている。

#### (2) 学校配当基準

旧 3 町では、学校予算は個別学校ごとに査定して配当されていたが、市として 11 校を有するようになったので、新たに学校の予算配当基準を設定して配当している。もともと、学校間で経常費に大差は無かった。

予算の決済については、これまで全て教育委員会で行っていたが、新市になって 10 万円までは校長の決裁で済むように変更している。

#### (3) 社会科副読本の作成

教育研究所では、平成 18 年度に、新市の資料を取り入れた社会科副読本の作成を行った。

#### (4) 社会教育

公民館を旧町単位に 1 館の配置としている。それぞれの公民館での講座に、地域を超えて参加する様子が見られる。

社会教育関係の補助金は、整理が進められた。合併以前に分館野活動に対して交付していた支援金を廃止し、文化祭の参加の団体に対する補助単価を半減させている。

### 5. 合併の成果と課題

#### (1) 成果

- ①学校教育分野における成果の一つは、学校が多くなることにより、それぞれの学校の特色や取り組むべき課題がより明確になったことである。旧町には研究会組織はあった。しかし、旧町内の学校数が少ないことから自校の中での取り組みにとどまることも少なくなかった。それが市になって、例えば学力向上などについて、より大きな集団で共通意識を持って取り組めるようになった。
- ②上記には、教育研究所も大きな支えとなっている。さらに、教育研究所が設置されて、市独自の教職員研修、市の現状にあった教育指導体制が組めるようになった。
- ③社会教育分野では、先述のように講座参加が全市に展開され始めたことをあげることができる。

#### (2) 課題

- ①同じ教育行政といっても、職員は各自旧町の事務の仕方になじんでおり、取り組み方や受け止め方が異なる。共通意識を持つには時間がかかると見られている。
- ②旧町により学校運営に関しても異なっている点が少なくない。共通化が難しいとの指摘がある。
- ③小規模校を統合して改築を行う仁賀保中学校の整備費の確保の課題がある。
- ④上記統合予定の中学校は併置校である。中学校が統合後は、複式学級のある小学校単独校となる。また、旧町界に近い場所では、合併により指定校よりも近く、通学に便利な学校がうまれてきた。これらから、小中学校の再編や学区の検討が課題となっている。合わせて、遠距離通学者に対応した交通体系の検討も必要となっている。

(屋敷和佳)

【謝辞】本稿は、仁賀保町教育委員会訪問聞き取り調査（平成 17 年 7 月）及びにかほ市教育委員会訪問聞き取り調査（平成 18 年 12 月）をもとにとりまとめたものである。ご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げる。

【参考文献】

- 1) 仁賀保町・金浦町・象潟町「合併協議会だより（第 2 号より「かけはし」に改題）」創刊号 2002.8  
～ 23 号 2005.6
- 2) 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会『新市まちづくり計画』
- 3) 仁賀保町教育委員会「平成 17 年度教育要覧」
- 4) にかほ市教育委員会『平成 18 年度 にかほ市教育要覧』
- 5) にかほ市『にかほ市総合発展計画』2007.3

### 第3節 天草市（熊本県）

#### 1. 天草市の概要

熊本県南西部の天草諸島の中心部に位置する天草市は、人口9万9千人（平成18年3月末現在）。熊本市、八代市に次ぐ県内第3の都市であり、面積は683平方キロメートルと県内最大を誇る。

大半が山林で占められ、限られた平野部や海岸線に市街地や農地が広がる。主たる産業は、農業や漁業、そして観光（キリシタンの歴史、自然景観など）である。

県庁所在地の熊本市から、天草五橋を通過して市内中心地（旧本渡市）まで車で約2時間。また、天草空港からは、福岡空港及び熊本空港へ定期便が運行している。旧2市（本渡市と牛深市）の間は、快速バスが約1時間10分で結んでいる。

#### 2. 市町合併の経緯

##### （1）合併調印に至る経緯

県によるブロック単位の合併案を受けて、これまで広域行政組合を置いていた天草地域の2市13町の市町長で構成する「天草地域市町合併研究会」が平成12年5月に設置された。翌13年4月には、上天草地域の4町（後に上天草市として合併）を除く2市9町による任意協議会が設置され、新市計画ビジョンが全戸に配布されるまでに至った。しかし平成14年には、火力発電所を抱え財政的に豊かな苓北町が離脱。さらに、2市8町で協議回を十数回開催したが、公共工事の調整等において合意が得られず、16年3月に協議会は解散となった。

しかし、翌月4月の市町長会議で「将来的には、天草はひとつにまとめ、現行の合併特例法の期限内に合併が必要である」との共通認識が確認され、7月には法定協議会が再編成された。半年後の12月に合併調印の運びとなり、平成18年3月31日迄の合併となっている合併特例債の資格要件に間に合う、3月27日に合併が行われた。（表1）

表1 合併調印までの経緯

平成12年5月	「天草地域市町合併研究会」設置（2市13町の市町長）
13年4月	任意協議会「天草地域市町合併検討協議会」（2市9町）設置（以降8回協議）
13年11月	新市建設計画ビジョン全戸配布
14年4月	「天草2市9町合併協議会」設置（以降4回協議）
14年9月	2市8町による「天草合併協議会」に組織変更（以降15回協議）
16年3月	合併協議会解散
16年7月	任意協議会「天草地域市町合併推進協議会」設置（2市8町）
16年7月	天草地域市町合併シンポジウム開催
16年7月	2市8町で法定協議会「天草合併協議会」設置（以降8回協議）
17年1月	合併協定調印式



(2) 新市建設のための調整

調整は、検討項目を検討の段階・重要度等によってA～Cのランクに分け、市町長会、幹事会、専門部会それぞれの検討組織で行われた。学校教育に関しては、教育委員会の会議、教職員の人事・サービス及び給与事務、小中学校の管理運営、奨学金の運営、校区の設定などがとりわけ重要な調整項目であった。

合併協議会再編成後、合併調印まで余り短い期間で調印に至っているが、これは、調整はすでに協議会解散前に大半が詰められていたためである。

合併までの申し合わせは、教育関係では、①第3セクターで赤字を減らすこと、②駆け込み整備は行わない、③統廃合関係は引き継ぐというものであった。

3. 新市の体制

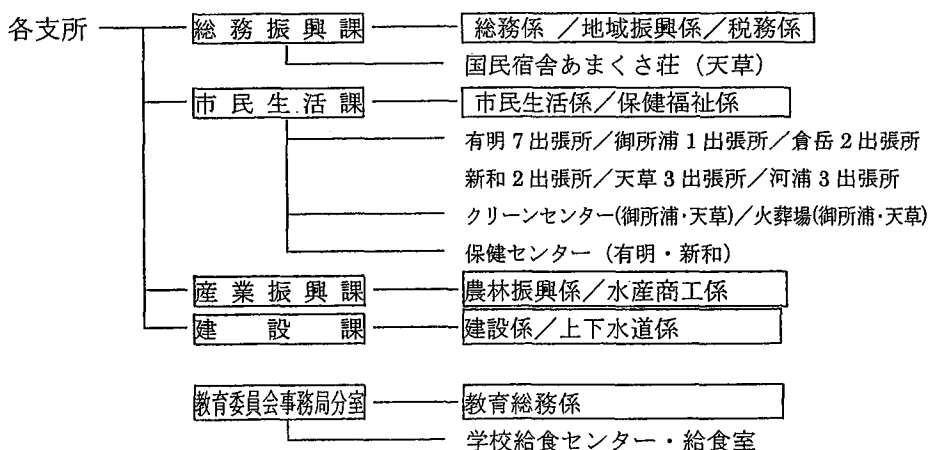
(1) 支所の配置

合併後は、旧牛深市長が市町職務代理者となり、暫定の教育長は旧本渡市の教育長が務めた。50日以内の選挙と定められているが、市長は旧本土市の市長が無投票で当選した。議会も同日選挙を行い、合併前に合わせて130名いた議員は30名となった。

新市の人事に関しては、合併事務局が設けられ、各市町の人事担当が本庁（旧本渡市庁舎）及び支所（他の旧市町舎）への配置を調整し、部長クラスは助役会で調整が行われた。教育委員会は、本庁舎（旧本渡市の庁舎）ではなく、建設部局、経済部局、農業委員会とともに、本庁舎から1.5キロメートル離れた別館である。

市長（旧本渡市で教育長の経験のあり）の市政方針は、天草市を「日本の宝島」と呼び、教育と文化を軸にしたまちづくりを進めるというものである。

図1 支所(分室)の組織



※旧町の支所組織（牛深支所は別の組織構成）

(2) 教育委員会の組織

現在の教育委員は5名で、旧本渡市、旧牛深市、上島及び下島の旧町の教育長が任命されており、新教育長には合併時の教育長（暫定）が引き続き任命されている。

事務局職員は、旧市町の教育委員事務局のうち約3分の1が本庁舎への異動、3分の2

が支所に置かれた分室に異動というように、旧市町本庁と分室に分けて配置された。牛深分室は10名、他の分室は3～4名である。現在の定員は237名であり、合併前の旧市町時代の教育委員会事務局の職員数を合わせた数よりも減っている。また、公民館主事については、地域に密着した活動を行うことから市町部局の地域振興課との兼務辞令となっている。

本庁の教育委員会組織も大きくなり、ちょうど旧本渡市教育委員会事務局の係が課に昇格したような形になっているという。

#### 4. 教育委員会の活動・事業

##### (1) 教育委員による学校訪問

新市になって学校数が61校に増えた。これに伴い、教育委員による学校訪問には相当時間がかかっており、1年目には12月ようやく終了した。

学校教育活動の違いは、旧の市町によって異なるというよりも学校規模による違いが大きいと認識されている。

##### (2) 学校指導体制

指導主事は、旧本渡市に1名、旧牛深市に1名の配置であったが、現在は5名が配置されている。旧市の場合、1名では事務の手伝いが中心となり、実際に学校への訪問指導となるとほとんど無理であった。それが5名態勢となり、訪問指導が十分可能になった。

しかし、学校が遠いこともあって全ての学校を訪問指導するのに合併後1年目には40日も要し、この間指導室に指導主事が全くいないこともあった。急ぎの校長からの電話相談等に十分対応できていない面があり、学校訪問の在り方の検討が必要とされている。

##### (3) 学校管理規則

現在の学校管理規則は、旧本渡市の規則がベースになっているものの、全体としては旧市町間に大きな違いはなかった。

特別な点は、分校及び2学期制を実施している2中学校の扱いである。天草市は3学期制であるため、研究という形で2学期制を継続し、平成20～21年度を目途に見直しを検討することが考えられている。

なお関連して学校事務については、届け出関係に粗密があり改善の余地があるとも指摘されている。

##### (4) 旧市町での教育事業の全市的な拡大

これには、旧2市で実施されていた学級補助教員の配置と、司書の配置がある。ともに、市全域に拡大されることとなった。

##### (5) 学校統合等

学校の適正配置は、市町のマニフェストで掲げられており、平成19年4月設置予定の適正規模・適正配置審議会で検討され、21年度までに答申がとりまとめられる予定である。背景には複式学級の増加があり、少人数学級の方向性も焦点となると見られている。

また、今後の審議会とは別に既に2ヶ所の学校統合が決定され整備に向けて動き出している。

なお、学校施設整備の全国的な課題である学校施設の耐震補強に関しては、平成19年2月に判明する診断結果を受けて、補強を検討する予定とされている。

## (6) 今後の生涯学習事業の見直し

合併前の旧市町間で大きな違いが見られた一つが、生涯学習関連の事業である。町民体育祭など町民行事に対して、経費丸抱えに近い事業であった旧町もある。今後は、それぞれの地域において市民が自主財源を確保しながら実施する方向で見直しが図られている。

ただし、急に変更するわけにはいかないため、移行措置としてコミュニティ活動や地域振興を担当する市長部局所管の「まちづくり振興費」として交付し、その後見直しが行われる。

## 5. 市町村合併の成果と課題

### (1) 成果

- ① これまでは、個々の市町で独自にやっていたが、「天草はひとつ」にまとまることができ、各分野で旧市町間の交流が図れた。
- ② 研究や研修を通じて、教員の意識改革やレベルアップが天草市全体で図れるようになり、児童生徒の学力向上がまとまって期待できる。
- ③ 旧市で小学生の希望者を対象に行っていた体験学習（作陶体験）が全域で実施できるようになるなど、充実した教育事業が広く展開されるようになった。旧市で実施していた事業を新市全域に広げる形のものが多い。
- ④ 一方で行政丸抱え、他方で学校保護者の負担があるといった交流事業の整理ができた。具体的には姉妹都市を整理し、旧本渡市の事業（小学校6年生のホームステイ希望者を米国に派遣）に統一した。

### (2) 課題

- ① 指導内容や指導方法を見ると学校による違いは一目瞭然であり、授業改善が必要な学校がある。
- ② 合併して1年経っていない段階では、職員の事務のやり方や意識において出身自治体による差があり、まとまる必要がある。

(屋敷和佳)

【謝辞】本稿は、平成19年1月に行った天草市教育委員会訪問聞き取り調査をもとにとりまとめたものである。ご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げる。

### 【参考文献】

- 1) 合併協定書
- 2) 天草合併協議会『新市建設計画 「日本の宝島“天草”の創造』』
- 3) 天草市教育委員会『平成18年度（2006年）天草市教育要覧』
- 4) 天草市『平成18年度当初予算の概要』2006.6
- 5) 熊本県『市町村合併総合マニュアル』2002.3



## 第4節 佐世保市宇久地区（長崎県）

### 1. 佐世保市の概要と市町村合併

#### （1）佐世保市の概要

長崎県の北部に位置し、県で2番目に大きな佐世保市は、明治時代に旧海軍の鎮守府が置かれ発展した。戦後は港湾産業都市として発展し、昭和35年に人口はピークの26万人となった。その後若干の減少をたどっていたが、今回の市町村合併で、人口はピーク時にほぼ戻ったかたちとなった。（平成18年3月末現在26万人）。

総面積は364平方キロメートルで県全体の9%を占める。北松浦半島の南部分を主な市域とするが、気候は対馬暖流の影響で温暖であり、リアス式海岸を形成する臨海部およびの大小の島は、西海国立公園に指定されている。

平成14年に市制施行100年を迎え、現在は造船等の製造業および県北地域の商業・サービス業の中心地となっている。

#### （2）佐世保市の市町村合併

昭和の大合併で周辺6村が佐世保市に編入しており、平成の大合併では17年4月に北部に隣接する吉井町（6千人）と世知原町（4千人）が、18年3月31日に同じく北部に隣接する小佐々町（7千人）、そして五島列島最北端に位置する宇久町（3千人）が編入した。

### 2. 佐世保市と宇久町の合併の経緯

#### （1）宇久町の概要

佐世保市の北西60km、五島列島最北端に位置する人口約4千人の島（宇久島）の町である。島には、標高約250mの山を中心になだらかな丘陵が広がる。面積は約26平方キロメートル。基幹産業は農業と漁業である。財政力指数は0.117（平成15年度）であり、佐世保市の0.575（同）に比して極めて小さい。

平町と神浦村が合併して宇久町になった昭和30年には人口は1万1千人であったが、30年代後半にまとまった人口流出があり、さらにその後も流出が続き、合併前の平成17年には約3千500人となった。平成12年度の国勢調査によれば、65歳以上の人口の割合は33.8%である（佐世保市は20.4%）。また、14歳までの年少人口は558人であり、全人口の13.9%を占め（年少人口の割合は、佐世保市が多少上回る程度で大差はない）、少子高齢化の進む離島の過疎地域といえることができる。

佐世保港からは、高速船が最速1時間20分程度で結んでおり、フェリーも合わせると一日数往復の船便がある。この他、毎日、福岡の博多港から五島市（福江）を結ぶフェリーが寄港する。佐世保市への通学・通勤は困難であるが、宇久町の住民の佐世保市の病院等への通院の割合は4割を超えており、買い物についても2割弱が佐世保で行われており、佐世保市との医療や購買上のつながりは極めて深い。

## (2) 合併までの経緯

合併のための任意協議会は、宇久町（宇久島）の南西約 10km にある小値賀町（小値賀島他 10 数の島からなる）を合わせた 3 者の協議会であったが、統一地方選挙の後、小値賀町長が協議会からの脱退を表明し、佐世保市と宇久町の 2 者による協議会となった。

その後、協議会では合併特例法期限内の合併をめざして合併するとの決定がなされ、平成 16 年 10 月には佐世保市長を会長とする法定協議会が設置され、平成 17 年 2 月に合併協定が調印された（表 1 参照）。合併協議会における中心的な協議は、助役クラスで行われたという。

表 1 合併までの経緯

平成 13 年 8 月	「佐世保地域合併問題研究会」発足（佐世保地域広域市町村圏 1 市 10 町）
14 年 5 月	第 1 回佐世保・宇久・小値賀任意合併協議会開催（1 市 2 町）（以降 10 回協議）
15 年 1 月	中間報告書公表
15 年 4 月	統一地方選挙
15 年 7 月	小値賀町長の脱退の意思表示を受けて、第 7 回協議会で小値賀町の脱退承認。
16 年 8 月	県知事へ外海離島と本土との合併の課題解決について要望
16 年 10 月	法定合併協議会設置（会長：佐世保市長）
17 年 2 月	合併協定調印
18 年 3 月 31 日	合併

## 3. 新市における宇久地区

### (1) 合併協定書

合併協定は平成 17 年 2 月 14 日に調印され、宇久町の区域には、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に基づく地域審議会が設置されることとなった。設置期間は、合併の翌日平成 18 年 4 月 1 日から翌年 5 月 2 日までとされ、宇久地域審議会の委員には町議会議員であった者がついた。こうして、宇久町地域の住民の意見を新市に反映するとともに、宇久地域の中で解決できる課題を検討する仕組みが確保されたのである。

地域審議会の所掌事務は、①市長の諮問に応じ意見を述べること、②必要に応じて市長に意見を申し述べること、③地域の重要課題について住人の意見を集約し、市長に提言すること、④地域審議会の設置期間終了後の地域の意見の反映方策について検討し市長に提言することである。

また、宇久町の区域には支所として「宇久行政センター」が設置されることとなった。先の地域審議会に関する事務は、このセンターが所掌する。

ところで、教育に関する事項として、合併協定書には次の 4 点が記されている。

第 1 に、教育・文化・体育関係に補助金である。宇久町での補助金は、すべて佐世保市の補助メニューにより代替し、おおむね 3 年を目途に見直しを行い、統一した制度に切り替える。県立宇久高等学校への部活動補助金については、新たな制度を検討する、そして、教育講演会補助金は廃止とされた。

第 2 に遠距離通学費補助金である。これについては、佐世保市の制度を適用し、宇久町の中学校統合による通学費補助金については継続するとされた。また、合併後 5 年経過時点での在り方について地元と協議することとなった。

第3に中高一貫教育推進委員会補助金であるが、合併後も事業を継続することとされた。

第4に学校給食の取り扱いについてである。旧佐世保市（平成17年4月の合併までの佐世保市の区域）では中学校の給食は行っていないが、宇久町については、現行の通り継続するとされた。

## (2) 宇久行政センター

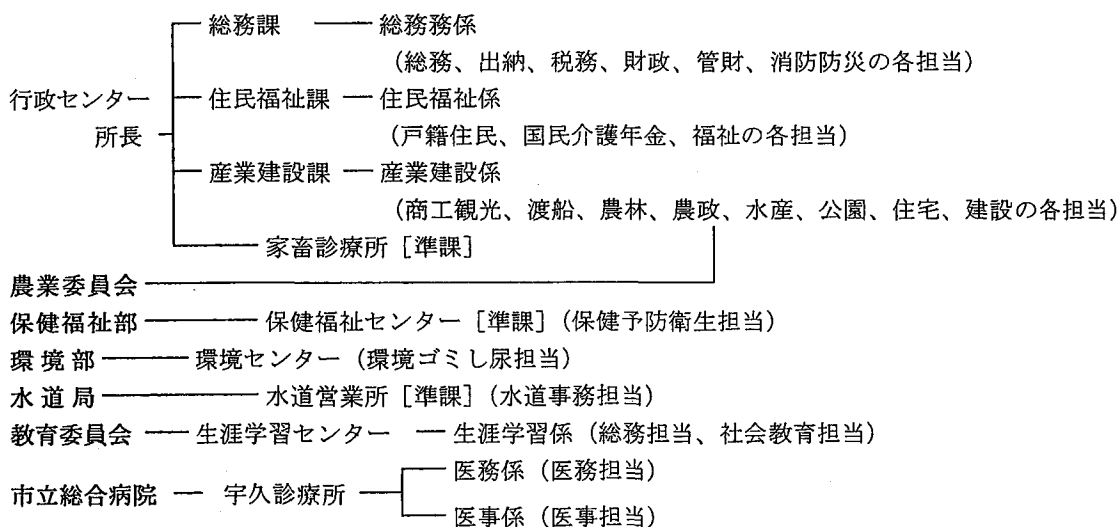
宇久行政センターは市の地域行政部に属し、図1のような組織構成となっている。職員数は、旧町職員67名と人事交流職員（佐世保市から）2名の計69名である。

宇久町の時代は、首町部局には7課と国民健康保険診療所及び家畜診療所が置かれ、教育委員会事務局には、教育長、教育次長、参事、次長補佐のもとに、総務係、社会教育係、学校教育係、公民館及び公民館分館が配置されていた。町の総職員数は91名であった。したがって12名の減員であり、佐世保市本庁への人事異動が行われた。

給与表については、旧宇久町はラスパイレス指数が低く80台半ばであったため、1号俸上げて以前と同じ給与表が適用されている。他方、佐世保市から派遣された総務課長及び総務課担当の2名については、佐世保市の基準によっている。

なお、宇久行政センターは、将来には行政職については二十数名でやっていく予定といわれている。

図1 宇久行政センターの組織



※太字は本庁の上位組織を示す。

## (3) 地域審議会

地域審議会は、3カ月に1回の頻度で開催されている。地域審議会は、市長と地域審議会委員の重要な意見交換の場となっており、これには市の部長クラスが出席している。

平成19年5月の設置期間終了後は、学識経験者を加えた協議会が新たに設けられる予定である。

## 4. 宇久地区の教育の特色

### (1) 学校の概要

現在、宇久地区には小学校2校（宇久小学校、神浦小学校）、中学校1校（宇久中学校）、

高校1校（県立宇久高等学校）の4校がある。以前、神浦にも中学校があったが、10年以上をかけた学校統合の議論に決着がつけられ、合併1年間前の17年3月で宇久中学校に統合となった。統合時点では神浦中学校の生徒数は三十数名であった。また、統合に合わせて通学費の補助が行われるようになり、バスも中学校の部活の終了時間に合わせて増便されている。

平成18年5月現在の各校の児童生徒数及び学級数は、宇久小学校108人（6学級）、神浦小学校18人（3学級）、宇久中学校89人（3学級）、宇久高等学校129人（普通科5学級）であり、児童生徒数の減少が続いている。人口が最も多かった昭和30年代には、宇久島の中心地にある宇久小学校では1学年は4学級もあった。

## （2）中高一貫教育から小中高一貫教育への発展

宇久地区の学校教育の最大の特徴は、小中高一貫教育にある。長崎県教育委員会では、「しま」振興若者定着事業として五島列島の3地域（宇久、小値賀、奈留）で中高一貫教育（連携型）を始め、県立高校と地元の中学校間で実践研究を進めてきた。特に、中学校から連携する高等学校への進学実績が極めて高く、高校卒業後の進路実績も優れており、全国に注目される成果をあげてきた。

その上で、県教育委員会は地元市町とともに、平成17年度からは同じく3地域で小中高一貫教育の研究を開始。平成20年度からの実施に向けて、従来の小中高の枠を超えた教育課程の開発等が進められている。

宇久中学校と宇久高等学校の中高一貫教育では、中高の教員が相互に乗り入れる交流授業を実施している。具体的に平成18年度では、高校教員が中学校3年生の数学及び英語の少人数授業を担当し、中学校教員は週3回高校に出向き、数学の授業にティームティーチング形式で指導を行う。また、美術の教員が高校の選択の授業を担当している。

行事等については、平成18年度の体育大会は中高合同で行った。また、芸術鑑賞教室や異文化理解（留学生との会話）なども合同である。さらに、小中高合同の海岸清掃や競技場への遠足も行われている。

過疎化少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校規模が縮小する中で教員数の減少などの教育水準の低下が懸念されていることに対して、小中高という学校種間の円滑な接続を図って、確かな学力の定着と豊かな人間性を養うことが、宇久地域の小中高一貫教育のねらいである。学力向上に関しては、県教育委員会が毎年実施する基礎学力調査では、小中学校ともに県平均をかなり上回り優れた成績をあげているが、保護者や地域からの「中高一貫教育によって勉強しなくなった」という声に応えるという側面もある。

宇久地区の小中高一貫教育は、平成17年11月に内閣府より構造改革特別区域の認定（「宇久地区小中高一貫教育特区」）を受けた。

小中高一貫教育の取り組みは、連携型中高一貫教育の実績の上に小中一貫教育の導入を図るという形をとる。すでに、小中高の校長会、教頭会、教科研究会、研究主任会が設けられているが、小中高が足並みを揃えて取り組むことが重要とみられている。

## （3）宇久地区生涯学習推進センター

学校教育の担当は佐世保に移る一方、地域により活動の違いが大きく、また地域密接した活動が必要とされる生涯学習の担当部門は宇久地区に残った。このような地区生涯学習センターは、平成17年及び18年に編入合併した旧4町それぞれに共通して置かれており、



旧佐世保市にはない。

宇久地区生涯学習センターは、宇久小学校体育館の階下部分に複合施設として建設された旧宇久町公民館を引き継いでいる。所員は5名（1名は嘱託）で、宇久地区公民館、神浦分館、陸上競技場、野球場、テニスコート、運動公園、宇久島資料館を管理する。

また、学級・講座などの主催事業、関係団体・機関との連絡調整、図書室開室や公民館便りの発行などの情報サービスを行うほか、文化活動の振興や文化財保存、総合運動場の活用、佐世保市との児童生徒との交流、親子レクリエーションの実施、各種スポーツの振興を担い、宇久地区の生涯学習や文化・スポーツ活動の拠点となっている。

先の中高一貫教育事業は学校教育課の所管であるが、担当者が本庁から宇久地区に出向くことができない場合などは、生涯学習センター所長が代理を務める。

## 5. 市町村合併に伴う教育事業・活動の推進

### (1) 宇久地区の独自性を生かした教育の推進

宇久地区の教育に対して佐世保市教育委員会は、教育環境やこれまでの取り組みを生かすという姿勢を取っている。根付いている宇久の教育の上に、佐世保の風を入れるというものである。

合併による小中高一貫教育の動きが気になる場所であるが、これについては、すでに触れているが、特区承認を受け、その後取り組み内容の検討が深められている。市は小中学校に対して小中高一貫教育の研究指定を行い、指導主事1名を担当に据えるとともに、旧宇久町時代とほぼ同額の研究費を交付している。

### (2) 副読本による学習の幅

何種類かの副読本が配布されているが、その中に宇久地区も紹介されている。児童生徒は、佐世保市全域の学習ができるとともに、副読本により学習の幅ができる。

### (3) 校外行事の拡大

佐世保市の学校となったことで、佐世保市の小中学校が合同で行ったり、市内全校で参加する行事に出向く機会が増えた。中体連の競技会、プラスバンド合奏会、弁論大会、市音楽祭、ふるさと発見事業（九十九島体験学習、ハウステンボス見学など）、連合生徒会などがあり、児童生徒は本土を多く知ることができるようになった。

### (4) 学校施設の修理や家具整備

合併後に、老朽化した校舎の危険箇所の修理、廊下の手すりの設置、生徒の机や椅子の買い換えが行われた。宇久町時代には財政的に大変厳しく、例えば暖房器具1台確保するのもままならない状態であったが、それは解消された。

### (5) 学校予算

学校の予算は、合併前までは教育委員会と相談で決まることが多かったが、佐世保市になってからは学校配当予算が設けられ、校長の決済額も決まっている。

また、学校の申請に基づく特色ある学校づくりのための予算も配分される。

### (6) 教員研修の拡充

県などの研修を除き、これまで宇久町内で年に4～5回研究会が行われていたが、中学校では教科研修といっても高校教員との研修にならざるを得なかった。合併後は、佐世保市教育委員会主催の研修会に参加でき、同学種の教科領域ごとの研修会に毎月のように参加

が可能である。

#### (7) 遺跡発掘の進展

これまで十分に進めることができなかつた島内遺跡の発掘が進むようになる。

### 6. 市町村合併の成果と課題

財政的に極めて厳しい状況（町費年間約30億円、経常収支比率98.4%、公債費比率26.8%、以上は平成15年決算）にあり、自治体としての経営がなりたたなくなる可能性があつた宇久町にとって、佐世保市との合併により、それを回避できたことは成果といえるであろう。しかし、合併によって人口流出が加速するようなことがあれば、宇久地区にとって大きな問題となる。今後の合併の様々な変化や影響は、注意深くみていく必要がある。

以下、教育委員会学校教育課、生涯学習センター、宇久中学校における訪問聞き取り調査から得られた、教育面での市町村合併の成果と課題を整理しておく。

#### (1) 成果

旧宇久町から見た成果としては、財政状況や小規模自治体であるためにできなかつたことが、できるようになったことである。

①学校教育関係では、上記の5に掲げた副読本の充実、校外行事の拡大、学校施設の修理や家具の整備、教員研修の拡充、などは、明らかに合併によつてもたらされたものである。とりわけ、生徒が校外行事に出向くことが増えて視野が広がつた、あるいは大きな刺激を受けたことが中学校では成果として強調されていた。

②生涯学習関係の成果としては、宇久地区の活性化に熱心な佐世保市は、宇久島再発見（ツアー）に補助を行つたり、宇久島の平家祭りや佐世保のよさこい祭りの参加に対して経費補助等を行つている。子供会連合会のキャンプ事業も宇久で実施された。このように合併によつて、双方の交流が深まりつつある。

③文化財関係では、先述の遺跡発掘の進展をあげることができる。

#### (2) 課題

課題としては、佐世保への移動に起因する課題、これまで無料であつた施設使用料の問題があがつている。

①児童生徒、教職員ともに、佐世保との交流が成果としてあがる一方で、佐世保までの時間と交通費がかかることが大きな課題である。市教育委員会の費用面での優遇措置はあるが、それでも海が荒れて欠航した場合の宿泊費の問題、朝7時発のフェリーで行き夜8時を超えて到着となる強行旅程の体力面や集中力への影響、移動に時間がかかることによる授業時数への影響などは決して小さくはない。

また、大型冷蔵庫である程度は対応ができるが、学校給食の物資運搬が天候に左右されるという問題もある。

②定期便で本庁と事務書類のやりとりをするため、合併前よりも事務決済が遅くなつた。会議に出席するのも一日仕事である。電子媒体による解決策が期待される。

③これまで、島内のスポーツ施設（陸上競技場、野球場）は、小学校、中学校、高等学校は無料で自由に使えたが、合併後3年たつと佐世保市と同様に利用料の半額を負担しなくてはならない。その場合、果たして負担できるかが懸念されている。

④生涯学習事業では、年間65万円の事業費が合併後3年は維持されるがその後50万

円に減額されたため、この事業費をどのように確保するか課題となっている。

(屋敷和佳)

【謝辞】本稿は、平成19年1月に行った佐世保市教育委員会、宇久地区生涯学習推進センター、宇久中学校への訪問聞き取り調査の結果をもとにとりまとめたものである。ご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

#### 【参考文献】

- 1) 佐世保市、宇久町『合併協定書』2005.2
- 2) 佐世保市教育委員会『佐世保の教育 平成18年度』2006.5
- 3) 宇久中学校「平成18年度 学校経営説明資料」2006.7
- 4) 「佐世保市立小・中学校管理規則」2002.1
- 5) 「宇久町小、中学校管理規則」2002.3
- 6) 宇久町役場、宇久町教育委員会『宇久町郷土史』2003.3
- 7) 佐世保市ホームページ [http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/gappei\\_uku](http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/gappei_uku)

## 第5節 浜松市（静岡県）

### 1. 浜松市の概要

浜松市は静岡県の西に位置し、人口は約82万1千人（平成19年4月30日）、面積は1511平方キロメートルで全国でも2番目に大きな市である。天竜川、遠州灘、浜名湖、赤石山系に囲まれ、産業は輸送用機器その他の製造業、卸売業等の商業、農業が盛んである。

平成8年に中核市に移行し、平成19年4月には全国で16番目の政令指定都市となった。

### 2. 市町村合併の経緯

浜松市は、12市町村を母体に平成17年7月1日に合併し、その後、平成19年4月1日には政令指定都市となっている。その関係は表のとおりである。

合併に向けた協議会は平成15年6月に開始されるが、その前年、平成14年に、環浜名湖政令指定都市構想研究会が12市町村、湖西市、新居町等によって発足し、政令指定都市の構想実現に向けた研究が開始された。平成15年6月、12市町村と新居町によって合併協議会準備会が設置された。その後、同年9月に新居町を除く12市町村で「天竜川・浜名湖地域合併協議会」が発足し、平成17年6月に至るまで、計19回の協議会が開催された。

合併協議会は、「小委員会」、市町村の助役で構成する「幹事会」、市町村の部課長級職員で構成する22の「専門部会」、及び事務局で構成されている。

教育に関しては、「教育と」「生涯学習

・文化スポーツ」の専門部会が置かれた。協議事項は、「1 合併の方式」「2 合併の期日」「3 新市の名称」その他計33の事項が設定された。教育に関する協議事項は「29 教育制度の取扱い」とされている。

合併に向けた協議の特色は、政令指定都市への移行に向けた協議も併せて行ったことである。例えば平成16年10月の第13回合併協議会では、政令指定都市移行時の区割りが協議され、平成17年4月の第18回合併協議会では、政令都市移行時の区役所の位置を内

平成17年 6月30日以前	平成17年7月1日以降	平成19年 4月1日以降
浜松市	浜松地域自治区	中区
浜北市	浜北地域自治区	南区
天竜市	天竜地域自治区	東区
舞阪町	舞阪地域自治区	浜北区
雄踏町	雄踏地域自治区	西区
細江町	細江地域自治区	北区
引佐町	引佐地域自治区	天竜区
三ヶ日町	三ヶ日地域自治区	
春野町	春野地域自治区	
佐久間町	佐久間地域自治区	
水窪町	水窪地域自治区	
龍山村	龍山地域自治区	

定している。

### 3. 新市の体制

#### (1) 行政組織

合併後は地方自治法に基づく地域自治区を、合併前の 12 市町村の区域を単位に配置している。この地域自治区は生活の身近なサービスを提供する総合事務所と、地域住民の意見等を反映させる地域協議会によって構成されている。地域協議会の役割は、当該地域に関して市長から求められた事柄について意見を述べたり、地域の課題について要望したりすることとされている。

政令指定都市移行後は、すべての行政区に区協議会を設置するとともに、合併時に設置した地域自治区は、浜松地域自治区及び浜北地域自治区を除いて存続することとされた。また、区単位に区役所が設置されると同時に、従来の地域自治区単位に設置されていた総合事務所は地域自治センターとされている。

これらの結果、政令指定都市移行後の市の体制は、政策・企画・管理及び国などとの調整業務を行う市役所と、市民サービスやまちづくり、防災などの事務を行う区役所、地域自治センターによって担われることとなった。

#### (2) 教育委員会の組織

教育委員会事務局については、合併時に次のような組織となった。

- ・ 学校教育部（総務課、学校教育課、指導課）

このほか教職員の研修を担当する天竜川・浜名湖地区総合教育センターが置かれている。

- ・ 生涯学習部（生涯学習推進課、生涯学習総合センター、青少年課、中央図書館、博物館、美術館、秋野不矩美術館）
- ・ 浜北教育事務所、引佐教育事務所（引佐分室、三ヶ日分室）、天竜教育事務所（春野分室、佐久間分室、水窪分室、瀧山分室）、舞阪分室、雄踏分室

その後、平成 19 年の政令指定都市移行後は次のような組織となった。

- ・ 学校教育部（教育総務課、学校施設課、保健給食課、教職員課、学事課、指導課）
- 生涯学習部のうち、生涯学習推進課は市長部局に移り、青少年課は指導課に入るとともに、教育相談支援センターと青少年育成センターが設置された。また、3 教育事務所、分室は廃止された。

合併に伴う組織の再編成によって、職員数が減少すると同時に、政令指定都市移行後さらに職員数が減少している。一方、指導主事については、市町村合併以前は 57 人であったが、合併後（平成 19 年 2 月現在）は 78 人となっている。

### 4. 合併に伴う教育施策の推進

以下では合併後の教育に関する計画や施策について整理する。

#### (1) 「浜松市戦略計画 2006」における「子ども政策」

浜松市は既に平成 16 年度から「戦略計画」を策定しており、平成 18 年度の「戦略計画 2006」は最終年度の位置づけとなっている。改革手法として「成果志向」「競争原理」「顧客志向」「権限委譲・分権」の四つを掲げ、浜松市が果たすべき役割や目指すべき都市像

を明確にしている。「①政令指定都市の実現」など、計8の重点政策が掲げられており、その一つに「⑥子ども政策の推進」がある。この「子ども政策の推進」の目標として、①保育所入所待機児童数、②なかよし館の設置数、③放課後児童会の設置数があげられ、それぞれについて数値目標が掲げられている。さらに、市が重点的に取り組む施策（リーディングプロジェクト）として次の6項目を掲げている。

- ①次世代育成支援行動計画の推進
- ②待機児童の解消に向けた保育施設の整備充実
- ③子どもが健やかに育つ環境づくりの推進
- ④児童相談所の設置
- ⑤特色ある教育・学校づくりの推進
- ⑥教育相談及び教育支援システムの充実

これらの戦略計画と同時に、「部局戦略計画」が作成されている（平成18年4月）。学校教育部については、戦略を規定する「環境分析」「ミッション」「ビジョン」「目標」「経営方針」を明確にすると同時に、次の重点施策を設定している。

- (1) 新市の教育環境づくり (2) 特色ある教育・学校づくり (3) 教育相談及び教育支援システムの充実 (4) 教職員の資質の向上 (5) 安心して学べる教育環境づくり
- (2) 教育総合計画の策定

教育分野における中長期的な視点をもった教育施策を進めることを目的に、平成18年4月、浜松市教育総合計画が策定された。計画は、基本構想と10の宣言、及びそれぞれの宣言に基づく具体的な事業を示すと同時に、目標数値を掲げて毎年度実施状況を評価することとされている。教育目標は「夢と希望をもって学び続ける「世界にはばたく市民」の育成」とされ、施策の方向性として「明るい夢と希望のもてる子どもたちを育てる」「意欲的に学び続けるこどもたちを育てる」「互いを認め合い、自他の良さを認めるこどもたちを育てる」の3点があげられている。宣言と施策、事業、数値目標の関係について、例えば、「宣言3 確かな学力を育成します」については、次のような内容となっている。

<宣言3 確かな学力を育成します>

施策	事業	数値目標項目
3-1 基礎・基本の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>①少人数指導やチームティーチングの積極的な導入</li> <li>②小学校高学年における教科担任制の実施</li> <li>③支援員・補助員などの配置</li> <li>④学習内容定着度調査の実施</li> <li>⑤複式学級における指導の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習内容定着度調査における正答率</li> <li>・小学校高学年における教科担任制の実施</li> <li>・支援員・補助員配置数</li> <li>・授業の内容がよくわかると答える子どもの割合</li> <li>・評価規準の明示</li> </ul>
3-2 学習意欲の向上と学習習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育・授業改善に向けた研究</li> <li>②授業ガイダンスの実施</li> <li>③評価規準等の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立高校における英語検定2級合格率</li> <li>・市立高校における希望する大学への進学率</li> </ul>

## 5. 市町村合併の成果と課題

既に述べたように旧 12 市町村の浜松市への合併の特色は、市町村合併と政令指定都市への移行が同時に進められたことである。また、合併後は面積が全国 2 位の規模になると同時に、農業産出高や製造品出荷額でも全国有数の市になったことも特筆すべきことである。市町村合併の成果及び課題として次の点を挙げることができる。

まず、第一に政令指定都市になることによって、教育施策を総合的に立案計画することが可能になったことである。浜松市教育総合計画のように、旧市町村の体制では必ずしも十分でなかったと思われる教育施策やその実現を目指す事業が戦略的に行えるようになったことである。

第二に、一部の市で行われていた施策や事業が全市で展開されるようになったことである。小学校国語や算数の指導支援員、スクールヘルパー、学校図書館補助員などの事業が、それまで実施していなかった地域においても実施されるようになった。

第三に、行政組織の簡素化、効率化が可能になったことである。教育委員会教育委員や教育委員会事務職員の削減、スケールメリット生かした効率的な行政の運営が可能になっている。

第四に、市域が広大になることによって、教育委員会と各学校や学校間の連絡、教職員の研修等に工夫が求められることである。南北に長い市域に小・中学校合わせて 165 校（平成 18 年 5 月現在、うち 2 校休校）が位置することから、様々な連絡業務や教職員の研修を円滑に行う工夫が必要となろう。また、地域の特色や学校の実態に応じたきめ細かな対応も必要とされよう。

（工藤文三）

【謝辞】本稿は、平成 19 年 1 月に行った浜松市教育委員会への訪問聞き取り調査をもとにとりまとめたものである。ご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げる。

### 【参考文献】

- 1) 『天竜川浜名湖地域合併協議会だより』（2003 年 11 月創刊号、2004 年 11 月特集号、2005 年 2 月、3 月特集号）
- 2) 『合併協定書』平成 16 年 12 月
- 3) 浜松市『浜松市戦略計画 2006』2006 年 4 月
- 4) 浜松市『部局戦略計画』2006 年 4 月
- 5) 浜松市『浜松市教育総合計画』2006 年 4 月
- 6) 浜松市『浜松市勢要覧 2006』2006 年

## 資料編



## 資料1 訪問調査依頼状

平成19年2月16日

〇〇市町村教育委員会教育長様

国立教育政策研究所  
総括研究官 屋敷和佳

市町村合併に伴う教育行政の変化と課題に関する調査について(依頼)

今次の市町村合併推進政策は、地方教育行政の在り方についての見直しを迫るものであり、とりわけ小規模市町村への影響は大きいと考えられます。このような中、市町村合併が教育にどのような影響を与えるかについて、また合併後の最適な教育体制づくりの在り方について検討することは、政策評価が求められる今日においては極めて重要な課題であります。

そこで私どもは、日本学術振興会科学研究費補助金を得て、昨年度より「市町村合併に伴う自治体行財政構造の変容と学校教育体制の再編に関する研究」を進めております。

これまで、市町村合併を行った全国十数ヵ所の市町村教育委員会への訪問調査を実施しましたが、教育行政の変化、市町村合併の成果・課題について全国の状況を把握する必要性を強く感じ、このたび標記のアンケート調査を実施することにいたしました。

つきましては、ご多忙中誠に恐れ入りますが、本調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお調査結果は、集計が終了後ご報告する予定でおります。

## 記

### 1. 調査名

「市町村合併に伴う教育行政の変化と課題に関する調査」

### 2. 調査の目的

市町村合併に伴う教育行政の変化を整理するとともに、市町村合併が学校教育や生涯学習等にどのような効果と影響をもたらすかについて検討し、今後の市町村における教育振興のための基礎資料を得る。

### 3. 研究組織

国立教育政策研究所教育政策・評価研究部 総括研究官 屋敷和佳（研究代表）

国立教育政策研究所初等中等教育研究部 部長 工藤文三

武蔵工業大学工学部情報処理センター 助教授 山口勝巳

玉川大学教育学部通信教育部 助教授 坂野慎二

### 4. 調査対象

いわゆる平成の市町村合併を行った市町の教育委員会の半数 279市町の教育委員会  
(無作為抽出による、ここでは平成11年4月1日より平成18年3月31日までを対象)

### 5. 回答期限

平成19年3月9日(金)までにご回答ください。

### 6. 送付内容

①教育長様あて調査依頼状

②調査票

③返信用封筒

### 7. 問い合わせ先及び調査票返送先

下記までお願いいたします。

〒153-8681 東京都目黒区下目黒6丁目5-22

国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 屋敷和佳

Tel 03-5721-5032 Fax 03-5721-5172 E-mail yashiki@nier.go.jp

## 市町村合併に伴う教育行政の変化と課題に関する調査

国立教育政策研究所  
総括研究官 屋敷和佳

## ご記入についてのお願い

この調査は、いわゆる平成の大合併によって市町村合併を行った市町村の教育委員会を対象に、教育委員会の組織と運営、学校教育活動や生涯学習活動などの変化の様子と市町村合併に伴う課題についてお尋ねするものです。調査結果は、統計的分析を中心に行い、個別の内容についてご迷惑をおかけすることはありません。調査結果は集計が終了後、お届けする予定です。

1. 原則として平成19年1月現在の状況をご回答ください。
2. ご回答にあたっては、選択肢の中から当てはまるものの番号に○をつけるか、あるいは枠内に数字もしくは、文章をご記入ください。
3. 他の部課の所掌に関わる質問内容がありましたら、可能な範囲で本調査票を回覧いただき、ご記入ください。
4. ご回答が終わりましたら、同封しました返信用封筒に入れ、ご投函ください。  
ご返送期限は、**3月9日(金)**です。
5. お問い合わせ先・ご返送先  
〒153-8681 東京都目黒区下目黒6-5-22  
国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 屋敷和佳  
電話 03-5721-5032(直通) Fax 03-5721-5172(研究部)  
E-mail yashiki@nier.go.jp

それでは、質問に入ります。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

## Q1. 教育委員会名等をご記入ください。

	市 / 町 / 村	教育委員会
所 属		
記入者ご氏名		
電 話 番 号	(                      )	

(上記は回答内容を確認させていただく必要が生じた場合のためのものです)

## Q2. 合併の期日と合併後の人口（現在の人口）をご記入ください。

(1) 合併の期日

平	成	年	月	日	
---	---	---	---	---	--

(右詰で記入)

(2) 現在の人口

			千	人	
--	--	--	---	---	--

(四捨五入)

**Q3. 市町村合併の概要についてお尋ねします。**

(1) 合併した市町村数 (旧市町村の数)

市町村 (複数回合併した場合も合併前の旧市町村全部の数)

(2) 合併の方式

1. 新設合併
2. 編入合併

(3) 「地域審議会」の設置状況

1. 現在設置している
2. 以前設置していた
3. 全く設置していない

**Q4. 教育委員会についてお尋ねします。**

(1) 所在地

1. いわゆる首長部局と同一の旧市町村に所在 (本庁方式)
2. 首長が執務を行う庁舎が所在する旧市町村とは別の旧市町村 (分庁方式)
3. その他 (具体的に記入 \_\_\_\_\_)

(2) 教育委員の人数と出身旧市町村

人

出身旧市町村の数

例えば、A～Eの5つの旧市町村がある場合で、教育委員の出身がA～Dの4旧市町村 (うち2名は同一旧市町村) であれば、「4」と記入ください。

(3) 教育長の旧市町村における教育長経験の有無

1. 教育長経験なし
3. 教育長経験あり

(4) 教育長の出身旧市町村

1. 首長と同じ旧市町村
2. 首長とは別の旧市町村

**Q5. 教育委員会事務局についてお尋ねします。**

(1) 教育委員会事務局職員定数

人 (常勤職員、図書館等で教育委員会事務局職員定数に入っている場合は含む)

(2) 旧市町村時代と比較した場合の教育委員会事務局職員定数の変化

1. 増加
2. 若干名の減少
3. 10名程度の減少
4. 20～30名程度の減少
5. 30名以上の減少

(旧市町村時代については、各旧市町村の教育委員会事務局職員定数の合計)

(3) 市町村合併前と現在の指導主事の数

市町村合併前  
(旧市町村の計)

人

合併後  
(現在)

人

- (4) 今後の教育委員会事務局職員の予定増減数  
(およその時期・規模をご記入ください。例えば、10年後に10名の減など。)

- (5) 旧市町村時代に教育委員会事務局の「課・室」の数が最も多かった旧市町村教育委員会における「課・室」の数と現在の教育委員会事務局の「課・室」の数

旧市町村時代 (最大の教委) - 課・室      現在の教育委員会 - 課・室

- (6) 教育委員会が所在しない旧市町村の学校教育の事務処理等に関して、当該旧市町村に教育委員会分室等を設置していますか。
1. すべてに分室等を設置している
  2. 一部の旧市町村に分室等を設置している
  3. 分室等は全く設置していない
- (ここで言う「分室等」とは、当該旧市町村担当の教育委員会職員が配置された組織です)

**Q 6. 旧市町村間における教育行政の調整**

- (1) 調整の時期

1. 合併前に殆ど調整済み      2. 合併前後に調整      3. 殆ど合併後の調整

- (2) 調整にあたって特に労力を要した事項 (該当するものすべてに○をつけてください)

1. 学校統合
2. 通学区域
3. 区域外入学の扱い
4. 教科書の採択等
5. 学校給食
6. 学齢簿の様式
7. 就学指導委員会の設置等
8. 学校への予算措置等
9. 学校への教員配置に関すること (加配など)
10. 幼稚園の入学年齢・保育時間・通園区域
11. 公民館事業・生涯学習関連事業
12. スポーツ関連事業
13. 文化関連事業
14. 教職員研修に関すること
15. その他 (具体的に記入 \_\_\_\_\_ )

**Q 7. 合併後の教育活動の特色と教育委員会予算**

- (1) 合併後に、新たに「教育構想」や「教育計画」を策定ないし検討していますか。

1. 策定した      2. 策定中である      3. 検討中である      4. 検討していない

- (2) 合併後の学校統合の検討・実施状況

1. 学校統合を計画し実施した
2. 学校統合を計画中
3. 学校統合について検討中 (審議会等の設置含む)
4. 特になし

- (3) 特定の旧市町村で行われていた特色ある教育事業や活動等のうち、新市町村全域に拡充したものがありましたら、主要なものを3つまであげてください。

- (4) 特定の旧市町村で行われていた特色ある教育事業や活動等のうち、市町村合併に伴い整理や廃止を行ったものがありましたら、主要なものを3つまであげてください。

- (5) 上記以外で、合併後新たに実施する教育事業や活動がありましたら、ご記入ください。

- (6) 教育分野において合併特例債を活用した、あるいはこれから活用する事業がありましたら、その概要を以下にご記入ください。ない場合は「なし」とご記入ください。

- (7) 旧市町村（合計額）と比較した場合の教育予算の規模の変化（施設整備費関係は除く）

1. 大幅に縮小    2. 多少縮小    3. 殆ど同じ    4. 多少拡大    5. 大幅に拡大

- (8) 合併後の教育予算において特色がありましたら、以下にご記入ください。

**Q 8. 市町村合併に伴う教育分野における成果と課題**

- (1) 教育分野における市町村合併の成果にはどのようなものがありますか。以下にご記入ください。

- (2) 市町村合併に伴う課題がありましたら、以下にご記入ください。

以上で終わります。ご協力誠にありがとうございました。

## 資料3 自由記述回答 (Q7～8)

地方	合併年度	人口	Q7-(3) 特定の市町村で行われていた特色のある教育事業や活動のうち、新市町村全域に拡充したもの(主要なもの3つまで)	
1	北海道	17	IV. 10～30万	小中学校教育活動支援講師配置事業
2	北海道	17	I. ～3万	奨学金支給事業(高校→専修学校～大学に拡大)
3	北海道	17	II. 3～5万	特別教育推進事業(推進委員会活動を含む)
4	北海道	17	I. ～3万	複式校の交流学习/社会教育事業の対象地域の拡大/移動図書館車の全町巡回
5	北海道	17	I. ～3万	家庭教育総合推進事業/町としての教育経営計画書の策定/子どもの居場所づくり事業
6	東北	16	IV. 10～30万	学校評議員制度/小中ジョイントスクール事業/教育情報ネットワークシステム事業
7	東北	17	II. 3～5万	学校への学習支援員派遣事業/社会科副読本の制作/学校完全給食
8	東北	16	I. ～3万	各種スポーツ事業を全町に拡充/小学校芸術鑑賞
9	東北	16	I. ～3万	町民運動会
10	東北	17	I. ～3万	特色ある学校経営事業(校長の意思により自由に使える)
11	東北	16	I. ～3万	小中連携事業/修学旅行補助金
12	東北	17	IV. 10～30万	教育振興運動
13	東北	17	III. 5～10万	奨学金貸与事業/青少年国際交流事業/スクールカウンセラーの配置
14	東北	17	II. 3～5万	立志式/ふるさと学習/水泳大会
15	東北	15	I. ～3万	学校独自研究
16	東北	17	IV. 10～30万	奨学金貸与事業
17	東北	16	III. 5～10万	遠距離通学補助金制度/スポーツ大会派遣費補助金・スポーツ少年団各種交流等参加費補助金交付事業/文化財探訪事業
18	東北	16	III. 5～10万	学校生活支援事業/学習活動支援事業
19	東北	17	I. ～3万	小中合同授業研究会/国際交流/小学校英語活動
20	東北	17	I. ～3万	学習支援員の全小中学校への配置/スクールバスの無料化/育英資金貸付事業
21	東北	17	III. 5～10万	幼稚園入園料の無料化/小学校全児童への防犯ブザー貸与/研修用バス増車による体験学習機会の拡充
22	東北	17	III. 5～10万	特色ある学校づくり補助金/サタデースクール/スポーツ少年団大会派遣補助金
23	関東	16	IV. 10～30万	船中泊を伴う自然教室推進事業(中学校)/幼小中英会話教育特区に係る事業/小学生のための演劇鑑賞会事業
24	関東	17	III. 5～10万	適応指導教室の設置
25	関東	14	IV. 10～30万	特別支援教育/国際理解教育/学校ICT教育
26	関東	17	II. 3～5万	小学校に対する英語指導助手の派遣/子ども教育相談室の開設/小学校における「ふるさと発見事業」に対する補助
27	関東	17	II. 3～5万	中学生海外派遣事業/宿泊学習事業
28	関東	17	II. 3～5万	つくばみらいいきいきプランの実施/教職員を対象として防犯訓練・研修会の実施
39	関東	16	I. ～3万	ふれあいの船事業/授業研究会
30	関東	16	IV. 10～30万	さわやか教育指導員等の配置/特色ある学校づくり支援事業/生涯学習フォーラム
31	関東	17	III. 5～10万	教育功労者等表彰式/小学生氷上大会/広島平和記念式派遣事業
32	関東	17	II. 3～5万	サタデースクール事業(9月から2月の毎週土曜日)/すこやか表彰(小中学校在学中に1回表彰)

33	関東	16	V. 30万～	第3子以降保育料軽減事業／特色ある学校づくり支援制度／赤城山を描く絵画展
34	関東	17	IV. 10～30万	「文化財防災デイ」の防火訓練／児童生徒美術鑑賞事業／子ども会関係の交流事業
35	関東	16	IV. 10～30万	奨学資金貸与事業／教育支援隊事業／学校ISO14001の認定取得
36	関東	17	Ⅲ. 5～10万	宿泊体験奨励事業／キャリア教育／スポーツエキスパート活用事業
37	関東	17	I. ～3万	小学校入学祝い金／育英貸与金の拡大
38	関東	13	V. 30万～	学校図書館司書の全校配置／単独校調理場化(給食)
39	関東	17	Ⅲ. 5～10万	教育特区による少人数学級編成及び小学校英語活動／学校給食センターでの給食提供／市民体育祭の開催
40	関東	17	IV. 10～30万	小学生自然体験事業／発達障害児童生徒支援事業／スーパー元気さわやかキャンペーン
41	関東	17	I. ～3万	中学生海外派遣事業／奨学事業
42	関東	17	I. ～3万	早稲田大学留学生インターンシップ事業
43	関東	17	Ⅲ. 5～10万	沖縄県の村との交流事業／小中学校教諭補助員配置事業／適応指導教室指導員配置事業／課外活動支援事業／青少年意見発表会
44	関東	16	Ⅱ. 3～5万	情報教育プロジェクト
45	関東	17	Ⅱ. 3～5万	サタデースクール事業／中学生遠距離通学補助事業
46	関東	17	Ⅱ. 3～5万	ママさんバレーボール大会／軽スポーツ大会／スキー教室
47	関東	17	V. 30万～	地域教育力活用事業／中核市であるため教職員研修(法定以外)の拡充／学校間イントラネット及び教育用グループウェアの運用
48	中部	17	V. 30万～	学校図書館司書の全校配置
49	中部	17	IV. 10～30万	学校教育補助員の配置/スクールアシスタントの配置/刃物づくり教育推進事業
50	中部	17	Ⅲ. 5～10万	市学校教育発表会/家庭教育講座助成事業/市美術展覧会の実施
51	中部	17	Ⅱ. 3～5万	子どもバス無料化/芸術鑑賞教室
52	中部	16	IV. 10～30万	学習指導支援事業(教育補助員、介護員、図書館補助員、額衆生奉仕動員、ALTの配置)/学校・地域ネットワーク事業(児童生徒の健全育成を図る活動)
53	中部	17	V. 30万～	野外教育施設の利用/学校図書館司書の配置/社会化郷土資料の無償配布
54	中部	17	Ⅱ. 3～5万	準教科書、副読本の公費負担化/第3子以降の児童給食費補助及び高校生奨学資金給付
55	中部	16	Ⅲ. 5～10万	中学生海外派遣事業/奨学資金貸与事業/外国青年招致事業(ALT配置)
56	中部	16	IV. 10～30万	小学校1年生の少人数学級(30人)を全市で実施/全小中学校に図書館司書を配置/公民館事業の充実として館長を専任として配置し独自の活動を促進
57	中部	16	Ⅱ. 3～5万	私立幼稚園就園援助事業
58	中部	17	Ⅲ. 5～10万	問題行動等に係る地域行動等連携事業/学校間交流事業/小学校英語教育事業
59	中部	16	I. ～3万	地域振興事業交付金/子ども会活動/生涯学習講座
60	中部	17	I. ～3万	児童生徒修学旅行補助/中学生ヘルメット購入補助/PTA活動補助
61	中部	15	Ⅲ. 5～10万	教育相談事業/奨学金制度の拡充/国内外姉妹都市町村児童生徒交流事業
62	中部	16	I. ～3万	ウォークラリー大会
63	中部	17	IV. 10～30万	公民館・図書館等の開館時間を延長/移動図書館車の全地域運行
64	中部	17	Ⅱ. 3～5万	地域の特色ある運営の予算化/交流学習(学校間)の実施/コンピュータを全職員に配置
65	中部	17	Ⅲ. 5～10万	教育相談
66	中部	16	Ⅲ. 5～10万	特色ある学校経営推進事業/市内全小学校における季節現象の観測
67	中部	16	Ⅲ. 5～10万	親子こども教室/職場体験授業(中学生)



68	中部	17	IV. 10~30万	小中学校の9年間で子どもの可能性を引き出し、伸ばし鍛える「Eduse9」/21世紀型スポーツ・文化クラブ事業、体験学習推進事業
69	中部	15	II. 3~5万	通学区の弾力化/各校100万円の特色ある学校づくり事業
70	中部	15	II. 3~5万	個性ある教育活動推進補助金/高校生対象の育英資金給与事業/遠距離通学補助金(自転車通学補助)
71	中部	15	V. 30万~	奨学金給付の拡大
72	中部	17	IV. 10~30万	学校協議会/家庭教育学級/学校・園自慢づくり推進事業
73	中部	17	III. 5~10万	元気な学校づくり推進事業(特色ある学校づくり)/生涯学習総合単位制度/少年地域交流事業
74	中部	16	II. 3~5万	海洋事業の全市化/教育関係団体の一元化と独自化/全学的文化財及び文化事業の見直し
75	中部	17	II. 3~5万	図書館システムの構築/パソコンの導入/安心・安全な学校環境の整備(門扉等)
76	中部	16	I. ~3万	幼稚園における読み聞かせ教室
77	中部	17	V. 30万~	資料参照
78	中部	17	V. 30万~	造形おかざき子展/岡崎のハーモニー/理科・技術家庭作品展などの行事/学校運営に関わるオピニオン・サークル委員会、スクールサポートボランティアなどの組織
79	中部	17	IV. 10~30万	学びとふれあい子ども教室事業/児童生徒活力向上事業/学校の日活動推進事業
80	中部	18	II. 3~5万	防犯ブザー等防犯対策用品の配布
81	近畿	17	I. ~3万	多子(3人以上)家庭に対する給食費の補助
82	近畿	17	V. 30万~	スポーツ指導員の新設(被吸収自治体において新設)
83	近畿	16	III. 5~10万	ことばの教室
84	近畿	16	III. 5~10万	介護職員配置事業/地域公民館(旧町中央公民館)の旧町すべてへの配置/地区公民館長・主事手当ての制度化(45館)
85	近畿	16	V. 30万~	「堺スタンダード 茶の湯体験」
86	近畿	17	V. 30万~	特別支援(障害児)介助員の拡充/総合的な学習の時間推進事業/小学校ビオトープ事業
87	近畿	17	I. ~3万	教育研修所
88	近畿	17	V. 30万~	学校輝きプラン事業/学校教育活動支援事業(スクールサポート)
89	近畿	17	III. 5~10万	小学校の英語活動事業/中学校部活動指導者派遣事業/幼稚園の3歳保育及び預かり保育の実施
90	近畿	17	III. 5~10万	あいさつ運動/奨学金制度/ふるさと文化振興補助金
91	近畿	17	III. 5~10万	中学校の2学期制の導入/「生涯学習のまち」宣言
92	近畿	16	I. ~3万	小学生の英語教育の導入
93	中国	16	IV. 10~30万	自転車通学用ヘルメット購入助成
94	中国	16	I. ~3万	スポーツ・文化における優秀者表彰制度
95	中国	16	IV. 10~30万	学力調査及び生活実態に関する調査
96	中国	17	II. 3~5万	ふるさと学習事業補助(交通費補助)/ふるさとづくり21推進事業(地域の特色を生かした住民自らが行う活動への助成)/ふるさと文芸賞
97	中国	17	I. ~3万	ベルリン市の学校姉妹中学校提携を全中学校(3校)に拡充
98	中国	16	V. 30万~	学校支援ボランティア制度/生涯学習支援システム(マナビネット)
99	中国	16	II. 3~5万	小学校へのALT派遣事業(後に英語特区の申請)/中学校1年生全員への通学用ヘルメットの支給
100	中国	16	III. 5~10万	ヘルメット購入補助事業
101	中国	15	II. 3~5万	国際姉妹都市交流/姉妹都市交流

102	中国	16	IV. 10~30万	小中一貫教育
103	中国	17	IV. 10~30万	小中学校への補助教員の配置
104	中国	17	IV. 10~30万	青少年のための科学の祭典・科学教室／奨学金貸与／市民活動サポート講座
105	中国	16	II. 3~5万	特色ある学校づくり推進事業／人権教育推進事業／家庭教育学級支援事業
106	四国	17	II. 3~5万	市民マラソン
107	四国	16	I. ~3万	中学2年生を対象に国内体験交流活動に対する補助(6割)
108	四国	17	III. 5~10万	ふるさと学習／中学生海外派遣研修／小児生活習慣病予防検診
109	四国	15	II. 3~5万	通学用ヘルメットの支給
110	四国	17	I. ~3万	オリーブ振興事業に合わせた体験学習／町単独によるALTの配置(幼小中への派遣・活用)
111	四国	16	III. 5~10万	中江藤樹小学生交流事業／藤樹まつり意見発表会／中学生海外派遣事業
112	四国	16	II. 3~5万	1日スキー教室(小6)／気になる子供たちの特別支援事業／奨学金交付事業
113	四国	16	I. ~3万	小学校海の体験学習／町内水泳大会の開催
114	四国	16	V. 30万~	特認校制度
115	九州・沖縄	16	III. 5~10万	白秋献詩事業
116	九州・沖縄	18	I. ~3万	学校給食米飯化
117	九州・沖縄	17	III. 5~10万	少年の船(韓国研修)事業／地域子ども教室事業／子育てサポート事業
118	九州・沖縄	17	I. ~3万	学力向上対策に対して単独で雇用拡充／小学校への英語教育(国際理解の一環として)の拡充
119	九州・沖縄	16	V. 30万~	学校選択制／市教委職員による学校訪問／心の教育の充実に関する事業(子どもと親の相談員、心の教室相談員、心の充実対応カウンセラー等)
120	九州・沖縄	17	III. 5~10万	市民体育祭／すこやか子育て支援事業
121	九州・沖縄	16	II. 3~5万	学校給食未実施地区の解消／小学校体育連合大会を全域に拡大／小中学校合同音楽祭を全域に拡大
122	九州・沖縄	17	IV. 10~30万	【生き生き学習】研修会
123	九州・沖縄	17	III. 5~10万	特別支援教育連携協議会(文科省委嘱事業)／幼保小中懇談会／学力向上委員会
124	九州・沖縄	16	I. ~3万	世代間交流事業／総合的な学習助成事業／専門医検診事業
125	九州・沖縄	16	I. ~3万	スポーツ振興事業補助金
126	九州・沖縄	16	III. 5~10万	宿泊研修事業(小中学校)／木製(地場木材)机・椅子購入事業(小学校)
127	九州・沖縄	16	I. ~3万	通学区域の弾力化／学びの21世紀塾／幼稚園の預かり保育
128	九州・沖縄	16	III. 5~10万	市教育の日(毎月19日を広く市民に公開する事業)／ふるさとわくわく学習／本を読もうよ(夜)読まないよ(Night)運動
129	九州・沖縄	17	II. 3~5万	幼少連携／地域人材活用／図書館ネットワーク
130	九州・沖縄	17	V. 30万~	普通教室等への扇風機設置／習熟度別少人数指導推進／二学期制
131	九州・沖縄	17	III. 5~10万	市単独補助教員配置事業(中学校英語・数学)
132	九州・沖縄	17	II. 3~5万	小規模校教育活動充実事業(補助指導員の配置)
133	九州・沖縄	17	II. 3~5万	小学校における英語活動(英会話指導教員補助員の活用)／全小中学校へのスクールカウンセラーの派遣
134	九州・沖縄	17	II. 3~5万	生涯学習フェスティバル／体育振興大会／民俗芸能大会
135	九州・沖縄	16	I. ~3万	奨学資金制度／山村留学・特認校制度／地域活動支援事業

地方	合併年度	人口段階	Q7-(4) 特定の旧市町村で行われていた特色ある教育事業の活動等のうち、市町村合併に伴い整理や廃止を行ったもの(主要なものを3つまで)
1	北海道	17 I. ~3万	国際交流体験事業(旧朝日町:中2オーストラリア派遣)、旧朝日町:交流学习推進事業(小6岐阜県朝日町へ派遣)、新入学児童入学祝い金支給(旧朝日町:一人3万円)廃止
2	北海道	17 II. 3~5万	奨学資金貸付制度、学校職員の道外派遣研修
3	東北	17 II. 3~5万	部活動補助金/海外ホームステイ事業(中学生)
4	東北	17 III. 5~10万	文化講演会
5	東北	17 I. ~3万	ミュージカル発表会
6	東北	16 III. 5~10万	市奨学金貸与制度/ALTの配置
7	東北	16 III. 5~10万	小・中学校芸術鑑賞事業(学校ごとの開催を市内3ヶ所で合同開催に)
8	東北	17 I. ~3万	教育研究会の廃止/学力向上推進委員会の整理
9	東北	17 III. 5~10万	学校プール監視員の雇用/中学生海外研修事業/学校PTA運営補助金/ヘルメット購入補助金
10	関東	17 III. 5~10万	北海道船中泊
11	関東	14 IV. 10~30万	学校と家庭・地域社会の双方向の教育づくりを目指すつどいの廃止
12	関東	16 II. 3~5万	体育祭
13	関東	17 II. 3~5万	備品購入等の補助金の廃止
14	関東	16 IV. 10~30万	海の体験活動/あきやま学寮体験学習事業/地域ぐるみ児童生徒指導
15	中部	17 II. 3~5万	平成学習塾(平日放課後に補習)/若あゆ表彰(優良児童生徒を表彰)
16	中部	16 V. 30万~	各種スポーツ大会及び団体への補助金整理(廃止を含む)
17	中部	17 IV. 10~30万	旧村で行っている「中学生海外派遣事業」をH19をもって廃止予定
18	中部	17 III. 5~10万	冬季スポーツ事業/マイタウンティーチャーの配置
19	中部	17 I. ~3万	地域間交流の廃止
20	中部	17 III. 5~10万	旧村の自校給食
21	中部	16 III. 5~10万	中学生北海道派遣研修事業を廃止(ブレア市派遣事業に統一)
22	中部	17 III. 5~10万	心の教室相談員配置事業
23	中部	16 II. 3~5万	スキー教室の整理
24	中部	17 I. ~3万	近隣中学校招待総合体育大会を廃止
25	中部	17 II. 3~5万	びわ里山マラソン大会/菜の花マラソン大会/富浦地区体育大会
26	中部	17 III. 5~10万	他県の町との交流事業の廃止/郷土誌の発行延期/社会教育・社会体育関係の行事・団体紹介等を掲載した冊子の廃刊
27	中部	17 V. 30万~	メモリアルロード建設事業(小学校卒業記念に手形を用水土堤に埋め込む)
28	中部	16 III. 5~10万	補助金交付条件の整理統一(各種大会補助等)/生涯学習講座の整理統合
29	中部	18 III. 5~10万	ふるさと学習(地域学習)/生活体験学習(宿泊体験学習)
30	中部	16 IV. 10~30万	小中学校への修学旅行補助の廃止
31	中部	16 I. ~3万	遠距離通学生徒(中学生)への補助
32	中部	17 I. ~3万	修学資金貸付事業
33	中部	15 III. 5~10万	海外への修学旅行時の補助制度
34	中部	17 IV. 10~30万	学校単位のPTA補助金を廃止(連合PTAに一括補助)/校外指導補助金の廃止
35	中部	17 III. 5~10万	学校活動に関する補助金の整理

36	中部	16	Ⅲ. 5~10万	中学生海外研修事業
37	中部	16	Ⅲ. 5~10万	中学生の海外研修／国内体験学習
38	中部	17	Ⅳ. 10~30万	6年生の海外派遣事業(ロスアンゼルス研修)／奨学金貸与事業
39	中部	15	Ⅴ. 30万~	生涯学習フェスティバル
40	中部	17	Ⅳ. 10~30万	情報教育アドバイザー派遣事業／小中学校子育て講座
41	中部	16	Ⅱ. 3~5万	社会教育学級等への補助金の見直し及び廃止
42	中部	16	Ⅰ. ~3万	それぞれのマラソン大会と町民運動会を統合／みどりの少年団を廃止
43	中部	17	Ⅴ. 30万~	資料参照
44	中部	17	Ⅰ. ~3万	旧村で行われていた山村留学制度の見直し継続
45	近畿	17	Ⅰ. ~3万	各種補助金関係
46	近畿	17	Ⅴ. 30万~	被吸収自治体において実施されていた修学旅行補助事業の廃止
47	近畿	17	Ⅰ. ~3万	放課後指導補助
48	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	学校教育サポート事業(市費による非常勤講師の配置)
49	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	「教育の日」廃止
50	中国	16	Ⅳ. 10~30万	校外学習費助成(交通費等)
51	中国	17	Ⅱ. 3~5万	教育資金貸し付け事業
52	中国	16	Ⅲ. 5~10万	小中学校修学旅行助成事業
53	中国	15	Ⅱ. 3~5万	修学旅行に対する補助金
54	中国	16	Ⅳ. 10~30万	中学1年生英国留学
55	中国	17	Ⅳ. 10~30万	部活動への助成金廃止
56	中国	17	Ⅳ. 10~30万	指定研究校補助金／旧市町村でそれぞれ行われていた駅伝・ロードレースなど
57	四国	17	Ⅱ. 3~5万	歯科保健指導の廃止
58	四国	16	Ⅰ. ~3万	中学生の海外語学研修
59	四国	17	Ⅲ. 5~10万	小学生県外研修
60	四国	15	Ⅱ. 3~5万	中学生遠距離通学助成の廃止／給食センターの統合
61	四国	17	Ⅲ. 5~10万	就学指導委員会の一本化／研究委員会の一本化
62	四国	16	Ⅱ. 3~5万	小児成人予防検診事業の縮小
63	四国	16	Ⅰ. ~3万	海と山の交流事業
64	九州・沖縄	16	Ⅴ. 30万~	研究指定／総合的な学習関連事項(予算等)
65	九州・沖縄	16	Ⅱ. 3~5万	各市町村で実施していた読書感想発表会を一本化
66	九州・沖縄	16	Ⅲ. 5~10万	海外研修(韓国)事業／山村留学制度
67	九州・沖縄	17	Ⅴ. 30万~	小中学校卒業生への記念品配布
68	九州・沖縄	16	Ⅴ. 30万~	特認校児童送迎事業／活性化促進就学助成金／複式学級講師補助
69	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	幼稚園保育料減免補助金の廃止
70	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	スポーツ行事の整理
71	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	不登校児童生徒を持つ担任研修会、カウンセリング技術研修会を不登校児童生徒等支援対策委員会に整理(H19から廃止)／町学習指導法研究会を市の国語・算数・数学研究会に整理
72	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	町民体育祭
73	九州・沖縄	16	Ⅰ. ~3万	青少年の他市町村との交流事業の整理一本化

地方	合併年度	人口段階	Q7-(5) Q7-(4)以外で、合併後新たに実施する教育事業や活動
1	北海道	17 II. 3~5万	必要な学校に特別支援教育指導補助員を配置
2	北海道	17 I. ~3万	それぞれの地域の文化(事業)交流
3	東北	16 IV. 10~30万	文化ホール建設事業
4	東北	16 III. 5~10万	小中一貫教育に向けた取組み
5	東北	16 I. ~3万	給食センターの建設
6	東北	17 III. 5~10万	幼稚園や小中学校の統廃合の推進
7	東北	17 II. 3~5万	学力向上対策事業/国語読み書き/英語の低学年からの導入
8	東北	17 I. ~3万	特別支援教育の充実/学校不適応対策(不登校対策)の充実
9	東北	16 III. 5~10万	学校環境適正化検討委員会/地域子ども教室(放課後子ども教室)
10	東北	16 III. 5~10万	体験的な学習の時間支援事業
11	東北	17 I. ~3万	教育研究所の設置/夏休み作品展覧会/各種研修会/指導主事の設置
12	東北	17 III. 5~10万	特色ある学校づくりサポート事業(学校裁量予算枠)創設/幼保一体化施設の設置
13	東北	17 III. 5~10万	大学一時金融資金利子補給
14	関東	17 III. 5~10万	特色ある学校づくり事業
15	関東	14 IV. 10~30万	視聴覚事業の実施
16	関東	16 II. 3~5万	教育情報ネットワーク整備事業
17	関東	17 II. 3~5万	指導主事配置事業
18	関東	16 I. ~3万	教育改革プロジェクトの活動(旧町村間の細かな差を解消するとともに、町としての学校教育の方向付けを検討してゆく会議)
19	関東	16 IV. 10~30万	安全情報共有システム(調査研究)事業/スクールガードリーダー配置事業/教職員指導力向上事業(勤務時間外の自主的参加による研修等含む)
20	関東	17 III. 5~10万	小中一貫教育の全市拡大(小中一貫教育特区による小学校「英語科」設置等)
21	関東	17 II. 3~5万	教育特区の導入
22	関東	16 V. 30万~	「まえばし教育の日」事業
23	関東	16 IV. 10~30万	スクールバスの運行事業/各学校に青色パトロール車配備事業
24	関東	17 III. 5~10万	総合社会体育館/青少年センター/緊急メール配信システムの全校導入
25	関東	13 V. 30万~	「英会話」「人間関係プログラム」の授業について教育特区の認定を受けて活動
26	関東	17 I. ~3万	海外生徒招聘事業
27	関東	17 III. 5~10万	教職員研修事業
28	関東	16 II. 3~5万	小中一貫教育
39	関東	17 II. 3~5万	学校支援ボランティア事業
30	関東	17 II. 3~5万	南房総市スポーツフェスタ/各種スポーツ大会市長賞交付事業
31	関東	17 V. 30万~	市小学生交流事業(文化祭、屋外体験学習)
32	中部	17 IV. 10~30万	科学教育推進事業(子ども科学教室、科学フェスティバル、科学ゼミナール)
33	中部	17 III. 5~10万	教職員対象社会体験研修/学力向上推進委員会等公聴会との連携事業/市美術協会の設立
34	中部	16 IV. 10~30万	文化スポーツ交流事業/キャリア・スタート・ウィーク事業

35	中部	17	Ⅱ. 3～5万	国際化教育特区による英会話科を新設しコミュニケーション力を育成／学校図書館活動推進員の設置
36	中部	16	Ⅲ. 5～10万	小中学校全校ネットワーク環境整備／市民大学(市民による自主自立的講座の開設)
37	中部	16	Ⅳ. 10～30万	小学校1年生までの少人数学級を2年生までに拡充
38	中部	16	Ⅱ. 3～5万	教育センターの開設
39	中部	16	Ⅰ. ～3万	幼保一元化(一地域の統合)
40	中部	15	Ⅲ. 5～10万	教育支援センター(不登校児対策)の開設／複合学区制度の導入
41	中部	17	Ⅳ. 10～30万	ブックスタート事業
42	中部	17	Ⅲ. 5～10万	小学校における英語教育
43	中部	16	Ⅲ. 5～10万	生徒会サミット(中学校)／総合学習交流会(小学校)
44	中部	16	Ⅲ. 5～10万	キャリア教育
45	中部	15	Ⅱ. 3～5万	教育研究所(研修事業)設置
46	中部	15	Ⅱ. 3～5万	教育研究奨励助成事業／スクールサポーター推進事業／教育実践講座開設事業／防犯ブザー配置事業
47	中部	17	Ⅳ. 10～30万	35人学級ふさと先生制度／ジュニアリーダースキャンプ／父親家庭教育講演会
48	中部	17	Ⅲ. 5～10万	徳育推進事業
49	中部	16	Ⅱ. 3～5万	生活圏が違うため、教育面において漁業文化と農業文化の交流をより一層図りたい。
50	中部	17	Ⅴ. 30万～	資料参照
51	中部	17	Ⅴ. 30万～	現職研修委員会に「へき地小規模部会」を新設／教科等指導員に「へき地小規模指導員」を新設
52	中部	17	Ⅳ. 10～30万	小学校英語活動推進事業／部活動総合支援事業
53	中部	18	Ⅱ. 3～5万	スクールカウンセラーの配置
54	近畿	16	Ⅲ. 5～10万	日本語初期指導教室運営事業
55	近畿	17	Ⅰ. ～3万	社会科の郷土学習読本の作成
56	近畿	17	Ⅴ. 30万～	ふれあい夢スクール事業
57	近畿	17	Ⅲ. 5～10万	学校施設の耐震化
58	近畿	17	Ⅲ. 5～10万	地域間交流事業
59	近畿	17	Ⅲ. 5～10万	合併に関する教育の諸問題を検討する「リニューアル検討委員会」を立ち上げた。
60	中国	16	Ⅰ. ～3万	図書館と連携した読書活動
61	中国	15	Ⅱ. 3～5万	適応指導教室
62	中国	16	Ⅰ. ～3万	保幼小中高連携事業
63	中国	15	Ⅰ. ～3万	教育フェスティバルの開催
64	中国	16	Ⅳ. 10～30万	合併町とのふれあい交流事業(学校交流)
65	中国	17	Ⅳ. 10～30万	図書館機能を全市域で利用できるようにするためのシステム統一／全市のロードレースの新設／青年リーダー育成研修会
66	四国	17	Ⅰ. ～3万	中学校までの給食実施／耐震診断の実施
67	九州・沖縄	16	Ⅲ. 5～10万	小学校の英語活動(外国人講師)
68	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5～10万	市役所・支所に子どもの絵を展示(子どもあーとDEスマイルオフィス)／防犯パトロール
69	九州・沖縄	16	Ⅱ. 3～5万	旧奈留町の小中高一貫教育の推進(特区認定済み)
70	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5～10万	小学校に学習支援及び読書推進を併せて行う嘱託職員を配置

71	九州・沖縄	15	Ⅱ. 3~5万	小中学校規模適正化事業
72	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	軽度発達障害に関する教育相談事業／いじめ不登校対策委員会／市童話発表会
73	九州・沖縄	16	Ⅲ. 5~10万	特別支援教育活動サポート事業(障がい児教育支援)
74	九州・沖縄	16	Ⅲ. 5~10万	給食センター事業／給食運送車
75	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	協育ネットワーク(地域社会と学校との協働)
76	九州・沖縄	17	V. 30万~	学校図書館へのエアコン設置／読書活動アシスタント派遣／読書クライミング事業(各学校への読書推進支援)
77	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	新市の教育「3アップ作戦」の展開
78	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	全国規模のグラウンドゴルフ大会／各種大会の統合

地方	合併年度	人口段階	Q7-(6) 教育分野において合併特例債を活用した、あるいはこれから活用する事業の概要
1	北海道	16 IV. 10~15万	少年野球の拠点として野球場の整備(H19供用開始)、合併に伴う歴史・文化のシンボルとしての奉行所庁舎復元整備(H22供用開始予定)を着手している。
2	北海道	17 I. ~3万	(総合事務所の改修/火葬場の整備)
3	北海道	17 I. ~3万	中学校改築
4	東北	16 IV. 10~15万	文化ホール建設事業
5	東北	16 III. 5~10万	教育用PC整備事業
6	東北	17 II. 3~5万	学校建設事業(中学校グラウンド造成、小学校大規模改修)
7	東北	16 I. ~3万	給食センター/プール
8	東北	16 I. ~3万	給食センターの建設
9	東北	17 IV. 10~15万	小学校整備事業/中学校整備事業/公民館建設事業
10	東北	13 II. 3~5万	学校給食拠点化事業(近隣調理場の集約化)
11	東北	17 III. 5~10万	小中学校耐震補強工事/小中一貫教育推進事業/豊里複合施設等建設事業/生涯学習センター整備事業等
12	東北	17 II. 3~5万	安全・安心のための校舎改修
13	東北	15 I. ~3万	小中学校施設整備(校舎改築、体育館・プール等)/文化会館(バツハホール)改修工事
14	東北	17 I. ~3万	小学校建設及び学校施設整備
15	東北	17 IV. 10~15万	中学校耐震補強工事
16	東北	16 III. 5~10万	総合運動公園改修事業(全天候舗装・芝張替・スタンド改修)/学校建設事業に活用予定(小1校、中2校)
17	東北	16 III. 5~10万	北楯岡公民館建設事業/八乙女青年の家大規模改修事業/協和市民体育館建設事業/小杉山地区生涯学習センター建設事業、学校給食センター建設事業
18	東北	17 I. ~3万	給食センター(H20)
19	東北	17 IV. 10~15万	学校改築
20	東北	17 III. 5~10万	小学校の増築及び改築事業/研修用バスの購入
21	東北	17 III. 5~10万	校舎耐震補強・大規模改修/屋内運動場改築/プール改修/図書館建設
22	関東	18 III. 5~10万	中学校2校(旧2市町各1)の改築
23	関東	17 III. 5~10万	校舎等の耐震補強工事
24	関東	16 II. 3~5万	教育施設整備事業(予定)
25	関東	17 II. 3~5万	埋蔵文化財センター建設事業/ミニ図書館整備事業/多目的複合施設建設事業/中学校改築事業
26	関東	17 II. 3~5万	学校(幼稚園)建設に係る事業
27	関東	17 II. 3~5万	幼稚園・保育所の一体的改築整備
28	関東	16 IV. 10~15万	校舎・体育館耐震補強及び大規模改造事業
39	関東	17 III. 5~10万	小学校改築事業/地区センター整備事業
30	関東	16 V. 30万~	北部共同調理場移転新築/耐震補強工事など
31	関東	17 IV. 10~15万	学校改築事業/図書館電算システムの統合
32	関東	17 III. 5~10万	扇風機/図書館システム/総合社会体育館/小中学校机・椅子入れ替え
33	関東	17 I. ~3万	小学校建設/統合中学校建設



34	関東	13	V. 30万～	中央図書館建設(複合施設)／公民館建設
35	関東	17	Ⅲ. 5～10万	屋内運動場耐震補強及び改修事業／小中学校校舎改修事業
36	関東	16	Ⅲ. 5～10万	小学校大規模改修・耐震補強工事(校舎)及び木造校舎(旧村)への改築
37	関東	17	I. ～3万	校舎耐震補強事業
38	関東	17	Ⅲ. 5～10万	学校施設整備事業(校舎等改築事業等)
39	関東	17	Ⅱ. 3～5万	中学校改築／給食センター統合
40	関東	17	I. ～3万	中学校建設事業
41	関東	12	Ⅳ. 10～15万	けやき小学校の建設
42	中部	17	V. 30万～	合併建設計画の学校施設整備・生涯学習施設整備
43	中部	17	Ⅳ. 10～15万	小学校増築工事
44	中部	17	Ⅲ. 5～10万	学校の改築及び大規模改修事業/市民テニスコート整備事業/多目的屋内運動場新設事業/スポーツランド屋内練習場建設事業/総合体育館整備事業
45	中部	17	V. 30万～	校舎改築事業・プール建設事業・屋内運動場整備事業／文化財保護事業／公民館建設事業／ガラスの里推進事業／体育施設整備事業／科学文化センターリニューアル事業
46	中部	17	Ⅱ. 3～5万	学校大規模改造事業／コミュニティセンター建設事業
47	中部	16	Ⅲ. 5～10万	学校施設整備事業
48	中部	18	Ⅲ. 5～10万	校舎耐震化事業(診断・補強)
49	中部	16	Ⅳ. 10～15万	小中学校の改修及び改築／文化施設の建設
50	中部	16	Ⅱ. 3～5万	地区公民館耐震補強工事／中学校建設(改築)事業
51	中部	17	Ⅲ. 5～10万	幼稚園建設事業／小学校建設事業
52	中部	16	I. ～3万	学校建設等
53	中部	17	I. ～3万	名田の荘郷づくり拠点整備事業／校舎等耐震補強事業
54	中部	15	Ⅲ. 5～10万	学校施設整備
55	中部	17	Ⅳ. 10～15万	中学校改築事業／文化交流施設整備事業／公民館改修事業
56	中部	17	Ⅱ. 3～5万	中学校校舎建築
57	中部	17	Ⅲ. 5～10万	今後活用する事業について検討中
58	中部	17	I. ～3万	統合中学校建設
59	中部	16	Ⅲ. 5～10万	学校施設整備事業
60	中部	16	Ⅲ. 5～10万	小中学校の大規模改修事業・耐震補強事業
61	中部	15	Ⅱ. 3～5万	校舎増築／給食センターの統合
62	中部	15	Ⅱ. 3～5万	小中学校施設大規模改修
63	中部	15	V. 30万～	小中学校校舎・体育館耐震化事業(耐震化が遅れている区域に進め、区域の均衡を図る)
64	中部	17	Ⅳ. 10～15万	文化財保護事業
65	中部	17	Ⅲ. 5～10万	中学校屋内運動場整備
66	中部	17	V. 30万～	給食センター建設事業／公民館改修事業
67	中部	17	Ⅳ. 10～15万	耐震補強工事
68	中部	17	Ⅲ. 5～10万	学校施設耐震補強・改築工事
69	近畿	17	I. ～3万	文化交流センター(図書館)建設事業
70	近畿	17	V. 30万～	小中学校体育館の耐震改修

71	近畿	16	Ⅲ. 5~10万	学校の耐震補強・大規模改造事業/校内LAN整備事業
72	近畿	16	Ⅲ. 5~10万	中学校管理棟改築工事
73	近畿	16	V. 30万~	給食の衛生管理の強化・徹底を図るとともに方式を統一するため、各小学校に単独調理場を建設する事業に活用/教育サービスの一元的提供、危機管理情報の迅速な伝達を行うことなどを目的に、学校・区役所等超高速で接続するネットワークシステムを構築する事業に活用
74	近畿	17	V. 30万~	学校施設整備事業
75	近畿	17	I. ~3万	小学校改築事業
76	近畿	17	V. 30万~	旧村地区での幼稚園の建設計画
77	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	学校給食センター建築事業/小中学校建築事業
78	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	教育コンピュータの導入/耐震改修事業の実施
79	近畿	16	I. ~3万	校舎改築/給食センター増築
80	近畿	17	I. ~3万	小学校改築事業
81	中国	16	Ⅳ. 10~15万	統合小学校整備
82	中国	16	I. ~3万	小学校校舎改修費
83	中国	16	V. 30万~	小中学校体育館耐震補強整備事業/幼保一体型施設の整備/市立図書館電算システムの統合
84	中国	16	I. ~3万	校旗・校名(門柱)などの変更
85	中国	17	V. 30万~	中学校の環境整備で活用予定(便所改造、階段手すり等)
86	中国	14	V. 30万~	小中学校施設改修事業(体育館改修・図書館空調整備・保健室空調整備等)
87	中国	16	Ⅲ. 5~10万	小中学校大規模改造事業/中学校改築事業
88	中国	15	Ⅱ. 3~5万	学校施設整備
89	中国	16	I. ~3万	学校統廃合予定
90	中国	15	I. ~3万	統合校舎建設事業
91	中国	17	Ⅳ. 10~15万	学校改築事業/生涯学習施設建設事業
92	中国	16	Ⅱ. 3~5万	歴史民族資料室の整備
93	四国	16	I. ~3万	幼保一元化「認定子ども園」の建設
94	四国	17	V. 30万~	校舎等の耐震化事業
95	四国	17	Ⅲ. 5~10万	校舎改築
96	四国	15	Ⅱ. 3~5万	給食センター建設事業
97	四国	17	I. ~3万	中学校校舎建設/統廃合による小学校建設
98	四国	16	Ⅲ. 5~10万	図書館の改築/学校給食センターの改築
99	四国	16	Ⅲ. 5~10万	中学校改築事業
100	四国	16	Ⅱ. 3~5万	学校給食センター(統合)建設/幼保一元化施設建設/文化美術館建設/青少年健全育成センター建設
101	四国	16	V. 30万~	青年センター・教育研究所複合施設建設事業/コミュニティプラザ(図書館併設)整備事業
102	四国	17	I. ~3万	耐震診断/給食運搬車の購入
103	九州・沖縄	16	Ⅲ. 5~10万	学校建設
104	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	校舎耐震改修工事
105	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	小学校グラウンド整備/小学校施設整備(校舎大規模改造・改築)/中学校施設整備(校舎・屋内運動場大規模改造)
106	九州・沖縄	17	I. ~3万	小学校プール建設

107	九州・沖縄	16	V.	30万～	公民館の施設整備(冷暖房設備等)／図書館整備事業(新市立図書館の設置)
108	九州・沖縄	16	II.	3～5万	給食センターの建設
109	九州・沖縄	17	III.	5～10万	学校給食センターの新設及び改修
110	九州・沖縄	16	I.	～3万	小学校体育館耐震診断及び補強・大規模改造／小学校校舎耐震診断及び大規模改造
111	九州・沖縄	17	IV.	10～15万	小学校体育館改築工事
112	九州・沖縄	15	II.	3～5万	各種施設整備で代表的なもの
113	九州・沖縄	17	III.	5～10万	学校施設改築工事および大規模改造工事
114	九州・沖縄	16	I.	～3万	学校統合による校舎改修事業
115	九州・沖縄	16	I.	～3万	小学校建設事業
116	九州・沖縄	16	V.	30万～	共同調理場建設事業
117	九州・沖縄	17	V.	30万～	校舎等増改築・耐震補強／小中学校コンピュータ整備／公民館整備／史跡等整備／図書館整備／体育館・運動場公園整備ほか
118	九州・沖縄	16	V.	30万～	校舎・体育施設・公民館等の施設整備
119	九州・沖縄	17	II.	3～5万	学校パソコン整備
120	九州・沖縄	17	II.	3～5万	小中学校耐震診断業務委託事業
121	九州・沖縄	17	II.	3～5万	全学校1人1台のパソコン導入／体育施設の整備／学校施設の整備
122	九州・沖縄	16	I.	～3万	校内LANの整備／学校給食のコンテナ室改修工事

都道府県名	合併年度	人口段階	Q7-(7)(8) 旧市町村(合計額)と比較した場合の教育予算の規模の変化(施設整備費関係は除く)と合併後の教育予算におけるの特色	
1	北海道	16	Ⅳ. 10~30万	2: 多少縮小/地域振興基金の運用収入を活用し、市町村間における子ども交流事業を実施するなど、これまでにない施策を展開している。
6	北海道	17	Ⅰ. ~3万	3: 殆ど同じ/特別支援教育体制整備のため、補助教諭を小学校1名、幼稚園に2名を配置する。
10	東北	16	Ⅲ. 5~10万	4: 多少拡大/小中一貫教育に向けた予算計上(H19年度から)
11	東北	17	Ⅱ. 3~5万	2: 多少縮小/学習支援派遣員や学力テストの拡充などの「学力向上対策事業費」が充実した。
19	東北	17	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小/(特色ある措置が許される財政状況にない)
20	東北	17	Ⅲ. 5~10万	2: 多少縮小/学校施設を中心として耐震診断をすべて実施し、必要な場合耐震補強工事を実施してきた。(市全体の抑制基調にある財政運営の中でも優先的に措置されてきた。)
26	東北	16	Ⅲ. 5~10万	4: 多少拡大/協和統合小学校建設事業/学校給食センター建設事業
27	東北	17	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小/教育研究所主催の研修会のための予算を新設
32	東北	17	Ⅲ. 5~10万	/合併特例債等の利用もあり、耐震等建設工事により教育予算が大幅に増加
40	関東	17	Ⅱ. 3~5万	3: 殆ど同じ/学校安全対策に対する予算の拡充
43	関東	16	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小/(財政が厳しいため新規事業はひかえている)
45	関東	17	Ⅲ. 5~10万	2: 多少縮小/国際観光都市をめざした英語教育の充実
47	関東	16	Ⅴ. 30万~	4: 多少拡大/施設整備関係予算が減った
50	関東	17	Ⅲ. 5~10万	2: 多少縮小/宿泊体験奨励事業/マイタウンティーチャー/緊急メール配信システムの全校導入
52	関東	13	Ⅴ. 30万~	3: 殆ど同じ/市内で初めての中高一貫教育校(併設型)の設置
56	関東	17	Ⅰ. ~3万	3: 殆ど同じ/地域バス
58	関東	16	Ⅱ. 3~5万	2: 多少縮小/体験学習の支援
63	関東	17	Ⅴ. 30万~	4: 多少拡大/旧市予算は多少減少したが、旧町予算は大幅に拡大した。
66	中部	17	Ⅲ. 5~10万	3: 殆ど同じ/合併市町の不均衡を是正する制度調整に関する予算を計上
69	中部	17	Ⅴ. 30万~	2: 多少縮小/特別支援教育において全市統一的な視野で、介助員等の充実を図っている。
70	中部	17	Ⅱ. 3~5万	3: 殆ど同じ/国際化教育特区等関連予算
71	中部	16	Ⅲ. 5~10万	2: 多少縮小/指定管理者制度による社会体育文化施設の管理
73	中部	16	Ⅳ. 10~30万	/合併後、一時的に予算が膨らむが、緊急財政の折り、予算規模縮小となる。
74	中部	16	Ⅱ. 3~5万	/学校校舎の増改築や耐震補強事業等が増えている。
78	中部	15	Ⅲ. 5~10万	4: 多少拡大/学校施設整備の充実及び均等化
81	中部	17	Ⅳ. 10~30万	4: 多少拡大/給食費の会計方式統一
87	中部	16	Ⅲ. 5~10万	5: 大幅に拡大/ブックスタート事業/読書活動推進事業(児童生徒1人1人に図書購入を行う)
89	中部	15	Ⅱ. 3~5万	4: 多少拡大/市単費で加配、補助、アシスタント等が配置され教育には手厚い
93	中部	17	Ⅳ. 10~30万	4: 多少拡大/校長の専決権付与(30万円以下の支出)
96	中部	17	Ⅱ. 3~5万	5: 大幅に拡大/学校に支援員等の配置
98	中部	17	Ⅴ. 30万~	3: 殆ど同じ/資料参照
102	中部	17	Ⅲ. 5~10万	4: 多少拡大/耐震補強工事・耐震改築工事を計画的かつ早急に対応している
106	近畿	17	Ⅰ. ~3万	3: 殆ど同じ/学校長裁量予算措置

109	近畿	16	Ⅲ. 5~10万	4: 多少拡大／コミュニティスクール(地域運営学校)
112	近畿	17	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小／校内研修費
114	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	／職員の専門性の向上／市立高等学校の再編整備(旧市町の2校を1校に)
115	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	3: 殆ど同じ／学校数が増え、老朽校舎改築費予算の教育費予算に占める割合が高くなった。
119	中国	16	Ⅳ. 10~30万	2: 多少縮小／自立と創造の学校づくり事業(学校提案型、市教委査定による学校運営配分予算)
121	中国	16	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小／諸事業・制度の運用について、より高い方への総合化が検討され、結果として水準向上を図ることができた。
127	中国	16	Ⅱ. 3~5万	2: 多少縮小／総合学習において校長裁量に基づいて活用ができる委託金の制度を導入
133	中国	16	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小／特色ある学校づくり補助金の設定
135	中国	16	Ⅳ. 10~30万	3: 殆ど同じ／児童生徒の通学路(登下校)における安全確保／学校交流事業／呉の歴史絵本の作成(小学校5年生以上に配布)
137	中国	17	Ⅳ. 10~30万	2: 多少縮小／教育目標のもとに重点施策を絞り込み、より効果的な予算執行をする。
140	四国	17	Ⅱ. 3~5万	3: 殆ど同じ／小学校英語教育
150	四国	16	Ⅰ. ~3万	1: 大幅に縮小／全町一律に縮小
155	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	4: 多少拡大／指導主事1名は市職員(課長級)で配置
158	九州・沖縄	17	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小／負担金や補助金の統合や廃止、額の統一をした予算編成／各学校に対する予算額の配分等公平を重視した予算編成となっている。
163	九州・沖縄	16	Ⅱ. 3~5万	1: 大幅に縮小／合併後の財政改革で特色ある予算編成に至っていない。
165	九州・沖縄	16	Ⅰ. ~3万	2: 多少縮小／教育施設の維持管理予算の確保が困難
167	九州・沖縄	15	Ⅱ. 3~5万	1: 大幅に縮小／財政難による超緊縮型予算であり、施設整備は大きく抑制される。
170	九州・沖縄	16	Ⅴ. 30万~	／校長をはじめ教職員の意識改革が推進された。
171	九州・沖縄	16	Ⅲ. 5~10万	5: 大幅に拡大／基本的に旧市町村分を合算し、段階的に見直しを行う。
174	九州・沖縄	17	Ⅴ. 30万~	5: 大幅に拡大／新市建設計画等によるハード面及びソフト面の一体的な整備
175	九州・沖縄	16	Ⅴ. 30万~	4: 多少拡大／水準を合わせるため、編入した旧5町の施設整備費が多くなっている。
176	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	2: 多少縮小／各学校への配当予算を導入
177	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	3: 殆ど同じ／各種研修会の組織と内容の充実
178	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	2: 多少縮小／縮減予算となっている。
179	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	4: 多少拡大／耐震調査により計画的施設整備／人づくり事業の充実

都道府県名	合併年度	人口段階	Q8-(1) 教育分野における市町村合併の成果
1 北海道	17	I. ~3万	事務の一元化による効率化が図られた。
2 北海道	17	I. ~3万	格差があった学校の教育活動に活性化の兆しが見えてきた。／社会教育事業の支援体制が充実した。
3 東北	17	II. 3~5万	各学校の経常経費を一定に管理し、重点的な予算執行ができる。／これまでの慣例についてすべて最初から検討し直す機会となった。
4 東北	16	I. ~3万	事務職員の減／生涯学習やスポーツ事業の拡充／図書館事業の拡充
5 東北	16	I. ~3万	児童生徒同士の切磋琢磨と思いやりの心の育成に成果が見られる。
6 東北	16	I. ~3万	小中連携事業を推進した結果、基礎学力の向上、スポーツ・音楽活動(吹奏楽・スクールバンド)に成果が見られた。
7 東北	13	II. 3~5万	スポーツ大会などにおける児童生徒の交流
8 東北	17	III. 5~10万	旧町村域ごとに学校施設整備・維持管理の状況に格差があった。合併後は、市全体として一定水準の施設整備を図ってきた。／小規模校の統合についても基準を決め推進している。
9 東北	17	I. ~3万	特別支援教育や学校不適応対策が充実してきている。
10 東北	16	III. 5~10万	教委関係職員のほか学校等施設においても事務処理や財政的な部分、意識的な面で共通理解が図られた。また、事業統一等により活動が整理され、効率化につながっている。／旧8市町で行っていた成人式を新市で一本化したことにより、青少年の一体感醸成に効果があった。／新市の拠点となるスポーツ施設の整備充実が図られている。また、各種団体の統合によりコスト削減につながった。／学芸員等の専門職の不在の市町があったが、合併により対応が拡大されレベルアップにつながった。
11 東北	16	III. 5~10万	合併により旧市町村の枠組みにとらわれず学校規模適正化について検討が行えるようになった。／課等の設置により職員の専門性が高まった。／小中学校等の環境整備が一元的に行われるようになり、対応が迅速になった。
12 東北	17	I. ~3万	旧町により学校の運営に関して異なっている点が多く、共通化が難しい。
13 東北	17	I. ~3万	旧町お互いの良い部分を受け入れ、事業や活動に生かしている。
14 東北	17	III. 5~10万	教育委員会委員減少による人件費の削減／体育施設等共有による利用促進により体育施設等の新設が不要となった。／類似団体の整理統合が促進された。
15 東北	17	III. 5~10万	外国青年・指導主事・幼稚園教諭の充実を図ることができた。／旧町村で計画した学校等の整備が予定通り進行している。／各事業が全体的に向上し充実した。(全ての事業が3町村の一番良いところに合わせている。)
16 関東	17	III. 5~10万	教職員研修体制の充実
17 関東	14	IV. 10~30万	地域・関係機関との連携による創意を生かした特色ある学校づくりができた。／教職員の活力ある研修体制の強化ができた。
18 関東	17	II. 3~5万	学芸員による文化財保護の充実／運動施設等の有効活用
19 関東	17	II. 3~5万	教育委員会一本化の経費の削減
20 関東	16	IV. 10~30万	見直しにより、さわやか教育指導員・健康指導員の配置、支給される準教科書の種類の増加など児童生徒に視点を置いた事業の拡充が図られた。／旧市町村間の教職員の交流が促進された。
21 関東	17	III. 5~10万	個別支援教育、教育相談体制の底上げ
22 関東	16	V. 30万~	教育行政のより広域的かつ安定的運営が可能となったこと
23 関東	17	IV. 10~30万	特例債や合併補助金により施設整備が図られた。／公民館活動が推進しやすい環境が整った(ソフト面で)。／給食食材の一括購入／各種団体で交流が図られ活動が活発になった。
24 関東	16	IV. 10~30万	(旧市で実施していた事業を合併後新市全域に拡充した事業等があるが、まだ合併して2年に満たない状態であり、成果は中・長期的に捉えて見ていかないとはいきり分からない。)

25	関東	17	Ⅲ. 5~10万	各町村で取り組んできた事業のよい点を市全体へ拡充することができた。／子どもの安全の確保が充実してきている。／研究所における研究班の充実
26	関東	13	V. 30万~	政令指定都市へ移行したことにより特色があり、活きめ細かな教育活動が大規模に行えるようになった。
27	関東	16	Ⅲ. 5~10万	旧村の図書館が充実した(旧村庁舎を改修し市立図書館分館とした)
28	関東	17	I. ~3万	通学区域の一部見直し／耐震補強
39	関東	17	I. ~3万	旧町村にあった教育関係組織を精査し、よりよいものを町内に広げることができた。／教育に重点を置く行政運営が引き続き行われているので成果は大きい。
30	関東	17	Ⅲ. 5~10万	指導主事の増員が図られたことにより、各学校への指導助言を充実させることができた。
31	関東	16	Ⅱ. 3~5万	管理主事の導入
32	関東	17	Ⅱ. 3~5万	人件費等歳出削減／合併による市域拡大により事業が広域化し、旧市町村間の交流が深まった。
33	関東	17	V. 30万~	旧町は、施設・設備の整備が大幅に進むと同時に、学校配当予算が大幅に増大した。／スポーツ分野では、県単位で対応する事務を一つに統合できたため事務の効率化を図ることができ、また市民が利用できる施設が増加した。
34	中部	17	V. 30万~	合併により政令市移行が実現した。
35	中部	17	Ⅳ. 10~30万	人的配置の強化(学校教育補助員、スクールアシスタント、特別支援教育指導員等)を行ったため、各学校の課題解決を進めやすくなった。
36	中部	17	Ⅲ. 5~10万	学校数が増えることにより互いに情報を共有して学校の活性化が図られる。／旧市町の特色を生かして教育ビジョン等の再構築ができる機会となる。／地域の教育資源が増える。／組織拡大。
37	中部	16	Ⅳ. 10~30万	合併前13町村への定期的な指導主事訪問により、学校課題の支援を行うことができた。
38	中部	17	V. 30万~	旧町村の学校には指導主事等の充実により、生徒指導のことで早期解決が図られるようになった。／全市一斉に学校評価システムを導入し、効果的な学校改善を図った。／市指導方針に沿った通常学校訪問を実施し、学校改善、授業改善を目指している。
39	中部	16	Ⅲ. 5~10万	各補助制度の統一／教育・文化(財)・体育施設の管理の一元化／教育行政の一元化
40	中部	18	Ⅲ. 5~10万	児童生徒の活動に幅の広さが出た。
41	中部	16	Ⅳ. 10~30万	大きな視点や規模で物事を諮ることができる。／広く多様なサービスを専門的な見地で提供できる。
42	中部	16	Ⅱ. 3~5万	各分野での交流が深まり、スケール感が広がっている。／教育施設の多様化(特にスポーツ施設)
43	中部	17	Ⅲ. 5~10万	旧町の特色ある事業・活動が全市に拡大したこと
44	中部	16	I. ~3万	事業のマンネリ化や必要以上の無駄を除く
45	中部	17	I. ~3万	(成果は今後見えてくると思われる)
46	中部	15	Ⅲ. 5~10万	複合学区の弾力的運用が可能となった。／旧町村の図書館で保有の図書がパソコン申込により全市的に利用可能となった。／学校パソコンの整備／各学校指定研究事業の導入／道徳教育の導入
47	中部	17	Ⅳ. 10~30万	合併特例債等の活用による教育施設整備の促進／音楽会・スポーツ大会等学校間交流の機会増／文化施設・体育施設等利用し可能施設の増／学校評議員を全校へ設置
48	中部	17	Ⅱ. 3~5万	村部が小規模校であったため、全ての会合を市に合わせて共同研究を実施し、成果を上げている。
49	中部	17	Ⅲ. 5~10万	小規模小学校の交流／社会教育分野の交流
50	中部	17	V. 30万~	地方分権が進む中、地域社会においてひとつ引きついでにはまちづくりの能力や地方自治の足腰を鍛えるため、市民参加型の教育・文化・スポーツ、生涯学習の施策や事務事業の展開と拡充の必要性が関係者間で意識化されるようになったこと。
51	中部	16	Ⅲ. 5~10万	広域を意識した教員人事配置が可能になった。／広域の教育水準の均衡化が図りやすくなった。
52	中部	16	Ⅲ. 5~10万	町振興事務所に移転。ワンフロアに教委各課が集まり、事務効率がよくなった。また、教委内部の意思疎通を図ることができた。

53	中部	15	Ⅱ. 3~5万	全校が研究・発表会等を行い、特色ある学校づくりを競っている。
54	中部	15	V. 30万~	静岡市、清水市両地区の良さを統合させることで、幅広い視野で教育行政が行えるようになった。／旧市域をまたいだ学区9指定がなされ、児童生徒の通学が実態にあったものとなった。
55	中部	17	Ⅳ. 10~30万	35人学級導入により個に応じた指導が充実した。／生涯学習の場・機械や学習成果の活用できる場が充実した。／教委ホームページの開設等、市民への情報提供が増大した。／企画部門、指導主事体制が充実した。
56	中部	16	Ⅱ. 3~5万	幼稚園教諭の人事交流が図られ、格差是正につながるものとする。
57	中部	17	Ⅱ. 3~5万	窓口・施設が利用しやすい(文化施設・スポーツ施設)／生涯学習及びスポーツ活動の活性化が図られる。／施設の広域的利用
58	中部	16	I. ~3万	各学校間の比較が可能となった。
59	中部	17	V. 30万~	資料参照
60	中部	17	V. 30万~	特色ある教育活動例を広く紹介することができ、教育活動の活性化に役立っている。／人事交流が広域化することで、教職員の意欲の向上が見られる。
61	中部	17	Ⅳ. 10~30万	児童生徒、職員の幅広い交流が図られた。
62	中部	17	Ⅲ. 5~10万	教育委員数の削減と予算の節約効果
63	中部	18	Ⅱ. 3~5万	広域での連携・情報交換による教育の質の向上／危機管理体制の確立
64	中部	17	I. ~3万	学校間の交流が多くなった。
65	近畿	17	I. ~3万	互いの諸事業のよい点を取り入れて事業を推進することができる。
66	近畿	17	V. 30万~	小学校区での子どもの支援体制や生涯学習の各種事業等が披吸収自治体区域にも拡大し、内容の充実が図られたこと
67	近畿	16	Ⅲ. 5~10万	教育委員数の減/教育相談事業の統合/文化・スポーツ事業の統合/図書館2館の相互利用
68	近畿	16	V. 30万~	図書館の蔵書が増加し、市民が活用できる資料が増えた。
69	近畿	17	I. ~3万	学校教育課に係る設置/教職員人事の拡大
70	近畿	17	V. 30万~	合併により市立となった小中学校は、学校教育情報ネットワークへの参入により、情報教育を円滑に推進できる環境になった。また、中学校においては、部活動の大会の範囲が広がり活性化した。
71	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	社会教育団体の統一／給食実施方法の統一(拠点方式・自校方式)
72	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	合併前に各地域で行われていた特色ある取り組みの交流により、学校の活性化につながる。
73	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	耐震診断・改修など旧村では集中してできなかった事業が計画的に行えるようになった。／学校間格差の均衡が図られた。
74	近畿	16	I. ~3万	旧村では給食を実施していなかったが、実施の方向で検討している。／教職員の人事について、小中で9校となり管内異動がスムーズになった。
75	中国	16	Ⅳ. 10~30万	合併前の各市町村教育の良さの把握とその良さの全市域への浸透が図れる。
76	中国	16	I. ~3万	教育環境整備面での差の解消
77	中国	17	Ⅱ. 3~5万	旧市町村の学校間交流・連携により活性化が図れた。特に連合運動会、連合音楽会等の行事において効果が大きい。
78	中国	16	Ⅱ. 3~5万	一体感が生まれつつある。／人事交流も積極的に進められ、整理されてきている。
79	中国	16	Ⅲ. 5~10万	事務職員の減
80	中国	16	I. ~3万	広域連携教育の推進(合同授業、合同行事)
81	中国	15	I. ~3万	指導主事が配置できた。
82	中国	16	Ⅳ. 10~30万	市域拡大に伴う市の歴史の学習
83	中国	17	Ⅳ. 10~30万	地域間交流が促進された。
84	中国	17	Ⅳ. 10~30万	旧市町村で行っていた教育事業を統合することで、効率的な運営が図られる。



85	中国	16	Ⅱ. 3~5万	管理部門職員数の削減／教職員の広域人事異動
86	四国	17	Ⅲ. 5~10万	学校施設の整備／生涯学習の充実
87	四国	17	Ⅰ. ~3万	学校間の競争意識の向上(特色ある学校づくり等)
88	四国	16	Ⅲ. 5~10万	教育効果のある事業のエリアが拡大した。／各事業を実施する上で、良さと課題の再認識ができた。／人的交流が広範囲になった。
89	四国	16	Ⅲ. 5~10万	過疎地の小学校2校統合(小中併設校として開校)
90	四国	16	Ⅱ. 3~5万	特別支援教育が拡大された。
91	四国	16	Ⅰ. ~3万	諸行事・活動を通して一体感が生じつつある。／教育環境の統一的整備の方向
92	四国	17	Ⅰ. ~3万	学校間の交流
93	九州・沖縄	16	Ⅲ. 5~10万	指導主事の充実
94	九州・沖縄	17	Ⅰ. ~3万	人件費抑制(教育長・教育委員分)
95	九州・沖縄	16	V. 30万~	合併した旧町の指定文化財について住民への周知が図られた。／特色ある教育活動の拡大、または整理統合が図られた。
96	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	小中学校の数が多くなり、学校間の交流事業がより盛んになった。
97	九州・沖縄	16	Ⅰ. ~3万	学校訪問指導の充実・拡大
98	九州・沖縄	17	Ⅳ. 10~30万	地域間の人事交流が促進されるようになった。
99	九州・沖縄	15	Ⅱ. 3~5万	旧町村を越えて、先進的な取り組みを共有するようになった。／各種の人材が豊富になり活用が可能になった。／旧町村を越えて、学校間の人的、物的交流が容易に行われるようになった。また、良い意味での学校間の競争心も生まれた。／副読本作成に見られるように、従来の教職員規模ではできなかったことが容易にできるようになった。／地教委の学校訪問が実施されるようになった。
100	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	一町で実施していた事業を市全域で実施できるようになった。
101	九州・沖縄	16	Ⅰ. ~3万	旧市町村で独自に取り組んでいたことを合併後に取り入れることができたこと
102	九州・沖縄	16	V. 30万~	校長はじめ教職員の意識改革が推進された
103	九州・沖縄	17	V. 30万~	旧町域への学校配当予算が大幅に拡大された。／教育関連施設が増え、利用しやすくなった。／文化財が大いに増え、それぞれの町の歴史に触れる機会が多くなり、文化面も充実された。
104	九州・沖縄	16	V. 30万~	旧5町では、幼稚園就園奨励費において市単独分(EF階層)を受給できるようになった。また、私立幼稚園障害児教育補助事業において、県の補助対象にならない園に対して補助金の補助対象となり、障害児の就園機会の拡充となった。／各教科・領域等で専門的な研究・実践をしてきた指導主事が相当数に達し、各学校の校内研修へ出向いて指導・助言することで、校内研修の充実や活性化に寄与することができた。／校内LANやネットワークの整備により、テレビ会議システム利用対象校が増え、それぞれの校区や地域の特性を生かした幅広い共同学習が展開できるようになった。／合併により複式学級を有する学校が増えたため、複式学級での指導の在り方をはじめ、少人数のよさを生かした指導法改善等にこれまで以上に熱心に取り組む学校が見られる。／合併を機に、旧市町で実施してきた行事等を見直し、精選するとともに行事の有効性について確認することができた。／スクールカウンセラーや市教育相談室などの活用による相談活動の充実が図られた。適応指導教室への通級や学習支援員が家庭を訪問指導することによる学習機会の確保が図られた。／子ども会や各種少年団体等との交流が推進された。／野外活動施設等の利用による体験活動等の充実が図られた。／旧市で実施していた出張天体観望会を旧5町でも実施できるようになった。また、旧5町にある自然・文化財・史跡等を活用した事業等を実施することにより、より幅広い学習機会が提供できるようになった。／美術館では、旧5町からの講座参加者や来館者が増えてきた。
105	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5~10万	事務事業の平準化ができる。
106	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	旧町の一部地域の通学区域の変更
107	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	補助団体を一つにまとめることによる。補助金の削減ができる。
108	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3~5万	旧町の中で、特色ある教育活動を全市に普及啓発に努め、成果が大きい。
109	九州・沖縄	16	Ⅰ. ~3万	助成制度や保護者負担など隣接した町間での不均衡の是正が図られた。
110	九州・沖縄	17	Ⅳ. 10~30万	自然・文化の共有化／広範囲になったので幅広い人材の活用が可能となった。

都道府県名	合併年度	人口段階	Q8-(2) 市町村合併に伴う課題
1	北海道	17 IV. 10~30万	学校の施設整備計画・各種補助金・学校配当予算等の調整に合併後も相当の実感を要する。
2	北海道	17 II. 3~5万	合併後も特定の市町村において、従前の特定の事業が継続されることにより地域間格差が生じること／市町部局を含めて教育財産を含む公有財産の財産分類が未整理となっていること
3	北海道	17 I. ~3万	合併により面積が広くなり、旧町との距離があり移動に時間がかかる。
4	北海道	17 I. ~3万	事務所が本所と支所に分かれるために文書の流れや決済のあり方に支障を感じる／両地域の行事をすぐには統合できないため、行事数・活動数・団体数が倍になり、運営・対応に多忙を極めている。
5	東北	17 II. 3~5万	旧町村で特色としていた事業の大半は、公平性を考え廃止せざるをえなかった。／学校の多さにより維持管理のための事務費が膨大になり、職員が不足している。／類似した社会教育施設や体育施設があり、事業や事務の調整が大変である。／町村時代に比べ、市になり事務委譲が多くなるが、対応する人員が確保できない。
6	東北	16 I. ~3万	学校行事や部活動時のバス利用が統合できない(今までの利用形態やバスの所有形態が複雑なため)。／飛び地合併のため学校施設管理に不安面がある。
7	東北	16 I. ~3万	学校の統合
8	東北	16 I. ~3万	老朽化した小学校が2校あるので、建設費の捻出に苦慮している。
9	東北	17 III. 5~10万	既存教育施設の管理運営を行うに当って効率的・効果的な対応が求められており、社会教育・社会体育施設を中心に指定管理者制度を順次導入していくこととしている。
10	東北	17 I. ~3万	管理すべき学校が多くなり、業務が相当煩雑多忙になっている。(学校を担当する教育総務課の人員は、旧町1町の数よりも少ない現状)／通学区域再編と学校統廃合が急務とされている。
11	東北	16 III. 5~10万	効率化の反面、予算削減により活動内容を削減しなくてはならないものが出てきた。／各地域の特色ある活動が少なくなってしまう懸念があることから民間団体との協力や地域ボランティア等の育成を図り、地域教育活動の発展を検討していく必要がある。／組織が大規模となったため、事務局から地域の教育事務所や施設までの連携に際して、今までよりも時間がかかるようになった。スムーズな事務処理ができるシステムの検討が必要である。
12	東北	16 III. 5~10万	負担は低い方に、サービスは高い方へと調整して合併した。しかし地方交付税などの減などにより合併時のサービスが維持できなくなっている。
13	東北	17 III. 5~10万	教育委員会が本庁に所在していることによる、旧合併地域への教育行政の浸透
14	東北	17 III. 5~10万	各自治区で教育予算の査定を行うため、市全体が統一した教育環境になかなかならない。／各自治区の独自事業で、市民不均衡につながるものでも統一を図ることができない。
15	東北	17 I. ~3万	地域が散在している。地区的には峠越えが2つあり、地形・環境・交通全ての面で違うため統一していくのにも問題がある。
16	関東	17 III. 5~10万	教育予算、特に補助金等の不公平感の除去／人事異動
17	関東	14 IV. 10~30万	小中学校が52校と幼稚園が18園あり、学校訪問に時間がかなりかかりきめ細かな対応ができない。また、1日で全校を訪問することができない。
18	関東	17 II. 3~5万	各町にあった教育施設をどのように整理統合するか。／学校の統合。
19	関東	17 II. 3~5万	各種事業の統合や調整
20	関東	16 I. ~3万	旧町村間の保護者の学校への思い(想い)の差(特に初期母校が多い中で学校の再編成に向けた取り組みの困難さ)
21	関東	16 IV. 10~30万	中山間地域を中心とした小規模校、複式実施校への予算や指導員配置等に関する対応
22	関東	17 III. 5~10万	一体感の醸成
23	関東	16 V. 30万~	激変緩和のため統一するのに時間を要すること

24	関東	17	IV. 10~30万	地域に即した行政サービスの提供／市域内に2つの警察署があることから連携調整が難しい
25	関東	17	Ⅲ. 5~10万	各地域の要望等を吟味しながら、市の行政に反映していきたい。
26	関東	13	V. 30万~	合併前の旧市の事業展開や考え方が異なっていたため、整理を行い一つの方向に向けるために時間を要する。
27	関東	17	IV. 10~30万	通学区域制度について、旧町では学校選択制を実施し、旧市では調整区域を設定しているが、制度そのものに相違があるため、それぞれの制度を継続。／学校給食では給食調理方式の見直しと給食費については、3年以内の統一に向けて調整する。
28	関東	17	I. ~3万	ややハード面が先行しており、さらなる人的ソフト面での充実が必要
39	関東	17	I. ~3万	旧町村の組織事務の整合性を図っているが、今後も努力が必要。／予算規模の違いを踏まえて、どのように特色ある統一した教育行政を行うか。
30	関東	17	Ⅲ. 5~10万	生涯学習を実施するに当たり、高齢者が多く、中央で一極集中的に開催することが現段階では困難である。
31	関東	16	Ⅱ. 3~5万	施設数の増加に伴う学校施設整備
32	関東	17	Ⅱ. 3~5万	旧町村単位で開催していた各種大会等、事業の整理統一化等が課題である。
33	関東	17	V. 30万~	学校規模が極端に違うために、学校配当予算の適正措置が難しい。／中学校給食について旧市と旧町の実施状況に差異があり、現在取り扱いを検討中である。／市域拡大に伴う教職員研修の場所等の確保。／スポーツ分野では地域での事業、体育指導員の活動、スポーツ施設の料金設定や管理水準など、ほとんどの事務内容及び実施方法が異なっており、合併後どのように取り扱いを整理するかが課題である。
34	中部	17	V. 30万~	市域拡大に伴う教育施設(学校)の適正配置など
35	中部	17	IV. 10~30万	旧市町村間において、予算・事業に関してバラツキがある。
36	中部	17	Ⅲ. 5~10万	学校数が増えたことにより教育委員会事務局における指導体制の充実が課題となっている。／各種団体の一本化/旧市町のスポーツ事業の運営の違いや体育協会の運営に対しての行政の支援に格差があり、これらを統一した形態を整えること。
37	中部	16	IV. 10~30万	迅速な報告、連絡、相談体制の構築
38	中部	17	Ⅱ. 3~5万	分庁方式による事務等の非効率化
39	中部	16	Ⅲ. 5~10万	管理する学校施設・生涯学習施設が増えた。／通学区域の指定緩和
40	中部	16	IV. 10~30万	人口増の平野部から人口減少の山間部まであり、地域教育・学校教育の平等と特色化を図ることが課題である。
41	中部	16	Ⅱ. 3~5万	旧町時代の各種事業の統廃合が遅れている。／類似施設の統廃合が課題となる。
42	中部	17	Ⅲ. 5~10万	中学校が同じような時期に建設されているため、改築時期がともに来ていること
43	中部	16	I. ~3万	町財政の圧迫が教育費に及び、特色ある教育(学校)運営も困難になって来ている。
44	中部	17	I. ~3万	学校予算の是正／学校給食センターへの統合(単独調理場の取り扱い)
45	中部	15	Ⅲ. 5~10万	学校統廃合(山村地域の児童生徒の減少)／学校給食方式の統一化
46	中部	16	I. ~3万	学校適正配置等
47	中部	17	IV. 10~30万	地域の特色の維持と新市一体化のバランス
48	中部	17	Ⅱ. 3~5万	小中学校10校のため、各校の実態把握ができかねることが多い。／入学式・卒業式への参加割り当てに苦勞する。
49	中部	17	Ⅲ. 5~10万	統合中学校建設に合わせて周辺町村の中学校との統合希望も受けており、実現すれば4中学校が1校になる。これまで小規模小学校から小規模中学校への進学していたが、統合中学校へ進学することにより、1学年数名の学級から40名近い大きな学級へ通うことになり中1ギャップが強くなる。保護者も心配している。教員定数を学級数に合わせて急に減らすのではなく、徐々に減らすという対策がとれないかと思う。過疎地の教育を豊かにするための政策が必要です。
50	中部	17	V. 30万~	過度に行政に依存した施策、事務事業の立ち上げでなく、教育的活動に集う多様な人々がこれまで以上に当事者に意識や手作り感を有しつつ、関わり合う(学び合う)ことができるよう環境に配慮した教育・文化・スポーツ・生涯学習の取り組みの振興・推進の実現。そのような取り組みの具現化と拡充。

51	中部	16	Ⅲ. 5~10万	全小中学校の一体感を図ること
52	中部	16	Ⅲ. 5~10万	小中学校の統合／文教施設の統廃合
53	中部	17	Ⅳ. 10~30万	市内の一部の中学生は他町との組合立中学校へ合併後も通学するため、組合の教育委員会所轄となり、市内中学校生と市立の教育施策が受けられない。
54	中部	15	Ⅱ. 3~5万	社会教育活動の平準化／学校給食センターの合理化(統合とアウトソーシング)
55	中部	15	Ⅴ. 30万~	1市2制度(H15合併時)の一本化には、ある程度の期間を要する。(両市の制度に大きな違いがある場合、統合には大きなエネルギーが必要である。)
56	中部	17	Ⅳ. 10~30万	学校数の増大により教育委員等の訪問機会が減少。／公民館等施設の偏在。
57	中部	16	Ⅱ. 3~5万	組合立中学校を設置しているため、今後の学区のあり方等が課題である。
58	中部	17	Ⅱ. 3~5万	施設の配置数／施設の利用形態・料金等
59	中部	16	Ⅰ. ~3万	社会教育事業にはいろいろと調整に苦労がある。
60	中部	17	Ⅴ. 30万~	資料参照
61	中部	17	Ⅳ. 10~30万	旧市町村が長年にわたって実施してきた事業について、合併を機に廃止または見直すことが困難である。／近い将来、通学区域の見直しの声が高まってくる可能性がある。
62	中部	17	Ⅲ. 5~10万	市内全域を見渡しての小中学校の適正規模の検討
63	中部	18	Ⅱ. 3~5万	予算面での学校規模による適正な配当のための調整／児童生徒数のかたよりを調整するための検討方法等
64	中部	17	Ⅰ. ~3万	児童生徒数の減少による学校統合等
65	近畿	17	Ⅰ. ~3万	旧市、旧町の学校給食調理員の配置人数が統一されていない。
66	近畿	17	Ⅰ. ~3万	細部において調整を要する事業がいくつかある。
67	近畿	17	Ⅴ. 30万~	合併に伴う管理区域の拡大と管理物件の増加に対する対応
68	近畿	16	Ⅲ. 5~10万	通学区域の見直しが必要/学校給食の自校・センター方式の統合
69	近畿	16	Ⅲ. 5~10万	合併後厳しい財政状況が続いており、学校施設整備などが思うように進まず、低い旧町の水準が基準とされるなど足踏み感がある。
70	近畿	17	Ⅴ. 30万~	自治体ごとに少しずつ事業内容が異なるところがあり、その統一を図りにくい。
71	近畿	17	Ⅰ. ~3万	通学費助成の統一/給食費の統一
72	近畿	17	Ⅴ. 30万~	市立学校全体で行っている行事への参加に関わって、合併前の旧市の学校にとっては、交通費や保護者負担が増えた。
73	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	市域の拡大により、遠距離の学校が増え学校訪問や教育指導に要する時間が増大した。
74	近畿	17	Ⅲ. 5~10万	小規模な学校が多く、統廃合を進める必要がある。／合併することにより旧町間の格差が浮き彫りになった。改善が図られてはいるが、以前として大きな隔りがある。(給食など)
75	近畿	16	Ⅰ. ~3万	小規模校の統合が必要。特に中学校と中規模校にするため、4校を1校にと考えている。学校維持費の削減。
76	中国	16	Ⅳ. 10~30万	合併理由のしっかりした住民説明の必要性
77	中国	16	Ⅳ. 10~30万	学校医報酬の不統一(所属する2つの医師会が統一されないため)
78	中国	17	Ⅱ. 3~5万	遠距離通学費の補助基準等、合併前の制度を踏襲している補助金の統一化や空調設備等の整備においても旧市町村でバラツキがあり、均一化が必要となる。また、公民館の取り組みにおいても相違がある。
79	中国	17	Ⅰ. ~3万	財政難につきる。
80	中国	16	Ⅱ. 3~5万	かなりの部分が調整できたが、調整が難しく現在も取り組んでいるものがある。
81	中国	16	Ⅰ. ~3万	2町の合併であったが、昔から国・郡が違っていた。そのため、子どもたちはすぐに慣れたが、大人はなじむまでに時間がかかる。／広い地域に住居が散っており、安全安心を始め何事においても効率が悪い。

82	中国	16	I. ~3万	学校適正配置(統廃合)の推進
83	中国	15	I. ~3万	財政状況が厳しく、教育予算が減額されつつある。
84	中国	16	IV. 10~30万	合併町の実情と市の制度への整合のあり方
85	中国	17	IV. 10~30万	私学、生涯学習団体への助成制度の一元化
86	中国	17	IV. 10~30万	旧市町村間の格差の調整が難しい。
87	中国	16	II. 3~5万	学校統廃合/学校施設整備
88	四国	17	II. 3~5万	給食センターの運営の違いがある(直営と一部事務組合)/施設の統廃合/指定管理者制度の導入
89	四国	16	I. ~3万	合併しても国の三位一体改革の推進により交付税の減額措置が続き、制度上10年後には今の6割程度になることが想定される。財源の乏しいため、職員の削減、学校の統廃合、予算の縮減を続けるしか生きる道はない。
90	四国	17	III. 5~10万	一体感の醸成
91	四国	17	I. ~3万	学校間の旧町意識の排除
92	四国	15	IV. 10~30万	へき地校の休校
93	四国	16	III. 5~10万	古い施策に固執して意識の統一ができにくい。/学校等の増加により1日で実施していた行事が2日に渡るようになった。
94	四国	16	III. 5~10万	旧市町村時の駆け込み施設建設の債務が財政を圧迫している。
95	四国	16	II. 3~5万	公民館活動は、地域単位の活動をしており統合した活動に限界がある。
96	四国	16	I. ~3万	施設・設備等の不均衡/諸活動に対する補助金及び支援等の意識統一/広域化に伴う行政活動の効率
97	四国	17	I. ~3万	地域性の違い/学校施設の違い
98	九州・沖縄	16	III. 5~10万	学校施設整備計画/学校統合及び通学区域の見直し
99	九州・沖縄	17	I. ~3万	学校給食の個人負担額の調整等が必要/通学区域の問題
100	九州・沖縄	16	V. 30万~	合併した旧町は学校規模の小異規模化が顕著であるため、統廃合が深刻な問題となっている。学校数が増えたにも拘わらず、予算の増はさほど見込めないためにより効率的な予算執行が今後求められている。
101	九州・沖縄	16	II. 3~5万	合併により施設が倍増し、維持管理に苦慮している。/合併前の町単位で実施の特色ある事業と合併後の市としての事業の調整
102	九州・沖縄	17	III. 5~10万	人員が削減されていく中で、業務の合理化や分掌の検討が必須である。
103	九州・沖縄	17	IV. 10~30万	同じ事業の委託であるのに、市町村合併後も当該団体が合併せず、報酬等での格差があり、その是正に対応している。
104	九州・沖縄	15	II. 3~5万	予算面をはじめ、様々な面での旧町(学校)間の調整は一通り終え、ある程度の平準化が図られたように思うが、今後も努力が必要である。/また、合併と同時に国の三位一体改革の煽りを受けて、市の財政は困窮を極めており、予算確保に四苦八苦している状態であり、教育現場等への悪影響を心配している。
105	九州・沖縄	17	III. 5~10万	事業の拡大が財政圧迫につながる。
106	九州・沖縄	16	I. ~3万	合併後に全町的に取り入れたことをどのように具体的に推進するか。
102	九州・沖縄	16	V. 30万~	市域が広がり、移動等に時間がかかる。/児童生徒参加行事の交通費及び交通手段の確保。
107	九州・沖縄	16	III. 5~10万	小規模校(複式学級編成)の増加
108	九州・沖縄	17	II. 3~5万	分庁方式/3町それぞれの方法・料金の統一化
109	九州・沖縄	17	V. 30万~	民間団体の自主自立への指導

110	九州・沖縄	16	V. 30万～	市立小・中・高等学校校数が93枚から119枚に増えたことから、校内研修への指導主事派遣が、依頼のある学校数(需要)と指導主事の人数(供給)の関係から、十分応えられない状況がある。／ICT機器のメーカーや機種の違い、導入(購入・リース)時期のずれなどにより、同じハードウェア、ソフトウェアに揃えるのが難しい。／管内が広域となったため、研修会等を実施するに当たって、実施場所や開始・終了時刻等をこれまで以上に考慮して計画する必要がある。／美術館における講座や講演等の普及活動の拡充などが必要となっている。
111	九州・沖縄	17	Ⅲ. 5～10万	合併したが、細部の手続きが統一されていないので、今後統一を図る必要がある。
112	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3～5万	学校給食センターが1施設不用となり、今後の活用方法を検討中。
113	九州・沖縄	17	Ⅱ. 3～5万	スリム化が最大の目的であるにも拘わらず、旧町のしがらみがあり、困難である。
114	九州・沖縄	16	I. ～3万	学校・社会教育施設等の統廃合問題／通学区域の見直し／各種教育団体の組織編成
115	九州・沖縄	17	Ⅳ. 10～30万	地域に根ざした教育活動の推進には、予算を伴う。この点において、人材育成の面から全市的な予算の組み方には課題がある。

## 資料4 訪問調査依頼状

平成18年〇月〇日

〇〇市町村教育委員会  
教育長 〇〇〇〇様

国立教育政策研究所  
総括研究官 屋敷和佳

### 市町村合併の成果と課題に関する聞き取り調査について(依頼)

私どもは科学研究費補助金を得て、昨年度から「市町村合併に伴う自治体行財政構造の変容と学校教育体制の再編に関する研究」を進めております。本研究の一環として昨年度実施しました「市町村合併に伴う教育体制づくりに関する聞き取り調査」の際には格別なご協力をいただきましたこと、感謝いたしております。

さて本年度は、さらに研究を発展させるべく、全国の幾つかの市町村教育委員会を訪問して、教育分野における市町村合併の成果と課題に関する聞き取り調査を実施しております。今日、政策評価がクローズアップされていますが、本調査を踏まえ成果と課題を整理することは、政策評価に関わる重要な知見を提供するとともに、今後の個別の教育施策の在り方の検討にも資するところが大きいと考えております。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、下記要領にてお伺いしますので、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 訪問調査名

「市町村合併の成果と課題に関する聞き取り調査」

### 2. 訪問調査の目的

市町村合併が、学校教育や生涯学習にどのような成果をもたらしつつあるのか、またどのような課題があるのかについて検討し、市町村合併という政策評価および今後の市町村における教育振興のための基礎資料を得る。

### 3. 訪問日時

平成18年〇月〇日（〇）午後〇時から1時間半程度

### 4. 訪問者

国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 屋敷和佳（総括研究官）  
同 本多正人（総括研究官）

### 5. 調査項目

#### 1) 新市の特色

- ・市町村合併の主な期待、交通の整備、行政組織の改革（組織変更、支所の配置、職員削減計画など）、その他市政の特色

#### 2) 新市の教育の特色

- ・学校教育の概要（学校数、児童生徒数・学級数、通学方法、学校施設の整備状況）
- ・新たな取り組み、教育構想・総合計画の策定と実施
- ・教育予算の増減、重点項目、市費に占める教育費の割合など

#### 3) 市町村合併に伴う教育の推進と課題

- ・合併に伴う教育行政の基本的な考え方（特に理念的なものがあれば）
- ・教育行政組織（教育委員の任命、教育委員会事務局組織の改編、研修組織など）
- ・施策の継続と改革（旧市町の学校教育・生涯学習の特色の継続と変更）
- ・新たな事業展開（学校統合・学校施設整備計画を含む）

#### 4) 市町村合併に伴う成果と課題

- ・合併に伴う旧町間の教育活動（学校教育、生涯学習）の調整
- ・その他の課題
- ・市町村合併の成果とに〇〇市教育の今後の展望

現時点でお聞かせいただける範囲で結構です。また、市勢要覧、教育要覧、教育予算書（平成18年度）を始め、上記の関連資料をご提供いただければ幸いです。（新たに作成いただく必要はありません）

本件のお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒153-8681 東京都目黒区下目黒6丁目5-22 国立教育政策研究所  
屋敷和佳（Tel 03-5721-5032 Fax 03-5721-5172 E-mail yashiki@nier.go.jp）



平成17～18年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) 報告書

市町村合併に伴う自治体行財政構造の変容と  
学校教育体制の再編に関する研究

平成 19 (2007) 年 3 月

研究代表者 屋敷 和佳  
国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部  
〒153-8681  
東京都目黒区下目黒6-5-22  
TEL 03-5721-5032 (直通)